

欧州委員会は PPWR のガイダンス及び FAQ を公表

(一財) 化学研究評価機構
食品接触材料安全センター 石動正和

解説

・2026年8月12日 PPWR の施行を控え、欧州委員会は3月30日ガイダンスと FAQ を公表した。

・この2つの資料は、PPWR と PPWR 以外の法制度との関連を示すことで法的確実性を高め、また各国の規制当局・業界間、業界・業界間で今後想定される様々な問題点を想定して作成されており、いわゆるハウ・ツー本ではない。

・そうした中、PPWR 第5条 PFAS 規制については、施行と同時に食品接触材料用途が規制されることから、例外的にハウ・ツーに近い「段階的アプローチ」が示唆されている（ガイダンス附属書の5）。

・また資料全体に、今後策定される下位法の重要性が強調されている。そうした下位法において、具体的な規格基準を規定する欧州化学品庁（ECHA）、欧州標準化機構（CEN）などの動きを確認していく重要性も示されている。

作成時期	下位法（施行法、委任法）	条項
2026年2月 12日	堆肥化可能包装技術規格 生産者の登録と報告形式	第9条(6) 第44条(14)
2026年8月 12日	ラベルの要件と形式に関する規格 ラベルのデジタル化 消費者を誤解させない表示のガイドライン 廃棄物容器のラベルの要件と形式に関する規格 リユースの目標に対する除外	第12条(6) 第12条(7) 第12条(8) 第13条(2) 第29条(18)
2026年12月 31日	包装に含まれる懸念のある物質の報告 リサイクル材の含有率の計算と検証方法 リサイクル材の持続可能性基準 第3国におけるリサイクル材の扱い	第5条(2) 第7条(8) 第7条(9) 第7条(10)

2027年2月 12日	包装の最小化の要件と測定方法 リユース可能な包装のローテーション最小回数 包装の形式の実例や制限の除外 リユースの目標となる製品の種類 リユースに関する欧州監視機関の設立 包装廃棄物計算への補正係数の採択 廃棄物の判定方法、データの計算、検証、提出方法	第10条(3) 第11条(2) 第25条(6) 第29条(8) 第31条(7) 第43条(2) 第56条(7)
2028年1月1 日	リサイクル基準、リサイクル性能等級の枠組み リユースにおいてプール取決めの詳細条件	第6条(4) 第29条(12)
2028年2月 12日	過剰包装を避ける空きスペースの計算方法	第24条(2)
2030年1月1 日	包装カテゴリごと一定規模のリサイクル評価方法	第6条(5)
2030年2月 12日	グリーン公共調達要件	第63条(1)

上記下位法は、作成時期 2026 年 2 月 12 日を含め、いずれもまだ公布されていない。

欧州委員会「包装及び包装廃棄物規則（PPWR）に関するガイダンス文書」2026年3月
https://environment.ec.europa.eu/publications/guidance-document-packaging-and-packaging-waste-regulation-ppwr_en

欧州委員会へのコミュニケーション 包装及び包装廃棄物規則（EU）2025/40 のガイダンス文書に関する欧州委員会通知案の承認

包装及び包装廃棄物規則（EU）2025/40（1）（以下「PPWR」という）は、2025年2月11日に発効し、2026年8月12日から適用される。

PPWR は、EU 全域における包装及び包装廃棄物に関する規制の枠組みを調和させ、包装に関連する環境及び健康への影響を軽減しつつ、域内市場の円滑な機能強化を図る。

新たなルールの新規性及び複雑さゆえに、その実務上の実施に関して多くの疑問が生じている。欧州委員会通知「包装及び包装廃棄物規則（EU）2025/40 のガイダンス文書」（以下「欧州委員会ガイダンス文書」という）は、法的裁量の余地が明確に存在する部分について、これらの疑問に答えるものである。その他の質問について、環境総局（DG ENV）は、定期

的に更新されるよくある質問 (FAQ) 文書を公表し、これは定期的に改訂される予定である。

加盟国は、10月13日開催された廃棄物に関する技術適応委員会の特別会合において、問題の解釈について協議を受けた。更に、2026年3月5日には、常駐代表者レベルで会合が開催された。加盟国からの意見や提案は適切に検討され、最終草案に反映された。

環境総局 (DG ENV) は、情報サービス委員会 (ISC) の設置に先立ち、複数の総局及び欧州委員会事務局と事前協議を行った。欧州委員会通知草案に関する ISC (ISC/2025/11154) は、2025年12月3日に開始され、2025年12月9日に終了した。否定的な意見はなかった。農業総局 (AGRI)、統計総局 (ESTAT)、成長戦略総局 (GROW)、国際公共政策研究所 (INTPA)、労働科学総局 (LS)、海洋環境総局 (MARE)、健康総局 (SANTE)、税制・都市開発総局 (TAXUD)、貿易総局 (TRADE)、事務総局 (SG) から、肯定的な意見とコメントが寄せられた。寄せられた意見は適切に検討され、必要に応じて欧州委員会通知案が修正された。

従って、欧州委員会は、包装及び包装廃棄物に関する規則 (EU) 2025/40 に関するガイドランス文書である欧州委員会通知案の内容を承認するよう求められている。

この文書は、全ての言語版が利用可能になった時点で、欧州委員会によって正式に採択される。改訂されたガイドラインが適用されるのは、その時点からである。

改訂された「欧州委員会ガイドランス文書案」は、本通達の附属書として添付される。

附属書：包装及び包装廃棄物に関する規則 (EU) 2025/40 に関するガイドランス文書についての欧州委員会通知案

本ガイドランス文書の主題及び適用範囲

包装及び包装廃棄物に関する規則 (EU) 2025/40 (1) (以下、「PPWR」という) は、2025年2月11日に発効し、2026年8月12日から適用される。

PPWR の採択後、欧州委員会の環境オムニバスパッケージ及びより広範な簡素化の取組みの一環として、加盟国の当局を含む利害関係者から、PPWR の特定の条項の解釈に関する多数の質問が欧州委員会に寄せられた。経済事業者及び加盟国による効果的かつタイムリーな実施を支援するため、欧州委員会は、寄せられた質問に回答し、可能な限り迅速に明確

性と法的確実性を提供するため最大限の努力を払った。

このため、欧州委員会は、PPWR の特定条項を解釈するための本ガイダンス文書を発行し、EU 全域における同規則の統一的な適用を促進することを目的とする。

本ガイダンスは、欧州委員会が関係者との継続的な対話の一環として作成した、よくある質問集 (FAQ) により補完される。本ガイダンス文書は、EU 法規の解釈に関する欧州司法裁判所の確立された判例に基づいている。判例によれば、解釈には、条項の文言だけでなく、その文脈、及び当該条項が属する法律法規の目的も考慮する必要がある (2)。

本ガイダンス文書は、適用される法的義務を定める PPWR の規定に取って代わるものではなく、また、追加又は修正するものでもない。本ガイダンス文書は単独で解釈されるべきではなく、関連法規と併せて読む必要があり、単独の参照資料として用いられるものではない。

利害関係者からの意見や規則の適用に伴う実務経験を踏まえ、本ガイダンス文書及び付随する FAQ は必要に応じて更新される可能性がある。

但し、EU 法規の拘束力ある解釈は、欧州連合司法裁判所の専権事項である。

詳細については、今後 2~3 年以内に欧州委員会が提案する施行法、委任法、標準化要請、ガイドラインなどの複数の施行措置を通じて提示される予定である。なお、欧州委員会は、デジタルラベルによる包装の材質構成の識別方法を確立する施行法を優先的に扱う意図はないことを付記する。

1. 包装の定義

法的規定：

第 3 条第 1 項ポイント 1 は、「包装」を「経済事業者が、製品を他の経済事業者又は最終消費者に収容、保護、取扱い、配送又は提示するために使用する物品であり、その機能、材質及びデザインに基づいて包装形態によって区別できるもの (材質を問わず) であって、以下のものを含む」と定義している：

(a) 製品のライフサイクル全体を通して製品を収容、支持又は保存するために必要な物品であって、製品の一部ではなく、製品とともに使用、消費又は廃棄されることを意図するもの；

(b) (a) に規定する物品の構成部品又は補助要素であって、当該物品に組み込まれているもの；

(c) (a)に記載された物品の付属要素であって、製品に直接掛けられるか、又は製品に取り付けられ、製品の一部ではなく包装機能を果たすもので、製品と共に使用、消費、又は廃棄されることを意図したもの；

(d) 販売時点で製品を充填するために設計され、かつ充填されることを意図した物品であって、これは「サービス包装」とも呼ばれるもの；

(e) 販売時点で販売され、充填される、又は販売時点で充填されるように設計され、かつ充填されることを意図したシングルユース物品であって、包装機能を果たすもの；

(f) 茶、コーヒー、その他の飲料が入った、透過性のあるティーバッグ、コーヒーバッグ、又はその他の飲料用バッグ、又は使用後にソフトなシングルユースシステムを備えたシングルサブユニットであって、製品と共に使用及び廃棄されることを意図したもの；

(g) 機械で使用することを目的とした、非透過性の茶、コーヒー、その他の飲料用シングルサブユニットで、製品とともに使用及び廃棄されるもの。

規則附属書 I には、包装と見なされる品目と包装と見なされない品目の例示的なリストが記載されている。植木鉢及び植物鉢（種まきトレイを含む）に関して、附属書 I で、以下のように区別されている：

「包装と見なされる品目：(…) 販売及び輸送のみを目的とした植木鉢及び植物鉢（種まきトレイを含む）。

(…)

包装と見なされない品目：企業間取引において生産の様々な段階で使用される、又は植物とともに販売されることを目的とした植木鉢及び植物鉢（種まきトレイを含む）。」

欧州委員会の解釈：

品目が包装に該当するかどうかは、第 3 条第 1 項ポイント 1 に規定されている包装の定義に基づいて判断されなければならない。附属書 I はあくまで参考であり、包装及び包装廃棄物に関する指令 94/62/EC に基づく欧州連合司法裁判所の判例 (3) に準じて類推適用すると、附属書 I に品目が記載されているだけでは、包装として分類されるには不十分である。品目が包装の定義の要素を満たしているかどうか、特に、経済事業者が製品の収容、保護、取扱い、配送、又は提示のために使用することを意図しているかどうか（但し、製品の不可欠な一部ではない）、製品と共に使用、消費、又は廃棄することを意図しているかどうか、或いは包装機能を果たす統合された構成要素又は補助要素を構成しているかどうかを確認

する必要がある。

例えば、飲料カップがスーパーマーケットで消費者に私的使用のために空の状態の販売されている場合、それは包装とは見なされない。一方、スーパーマーケットが詰替えステーションでそのようなカップに製品（例えばコーヒー）を充填する場合、そのようなカップは包装、より具体的には「サービス」包装と見なされる。

ティーライトや墓場灯の容器、又はガラスや陶器のボウルなどの他のキャンドル容器は、第3条(1)項(1)の包装の定義に当てはまらないため、包装ではない。また、「墓場灯（キャンドル用容器）」は、規則の附属書Iに非包装の例として挙げられている。

商品の製造工程で使用される接着フィルムは、その機能によって包装と見なされる場合と見なされない場合がある。接着加工フィルムは、製造工程を通じて原材料又は中間材料を半製品又は最終製品に変換することを可能にする、又は促進するように設計されている場合がある。このようなフィルムが、半製品が次の半製品又は最終製品に変換及び/又は組み立てられるまで半製品上に付着したままであり、製造サイクルの促進役として機能し、当該工程特有の技術的ニーズに対応する場合、第3条第1項ポイント1に規定する包装とは見なされない。

靴や衣類用のダストバッグは、最終消費者に製品を保管、保護、取扱い、配送、又は陳列するために使用されることを意図している場合、包装と見なされる。繊維製品の包装は、第3条第1項ポイント1に規定する一般的な包装の定義から除外されないが、繊維製品の販売包装(4)はリサイクル要件(第6条第11項(g))から除外される。靴や衣類用のダストバッグは、包装に関する規制上の定義を満たす場合、包装と見なされる可能性がある。これは、包装の機能、即ち、衣類や靴の取扱い、配送、又は陳列の際にそれらを収納又は保護するために使用されるかどうか、そしてその意図された用途、即ち、経済事業者が製品供給の一部として市場に出回っているかどうかによって決まる。これらの物品が製品に不可欠なもの（即ち、製品の一部であり、保護や取扱いのためだけでなく、その本来の使用に必要不可欠なもの）である場合、又は包装用途として市場に出回っていない場合、即ち、消費者が別々に販売する場合、又は非商業的な文脈で無償で提供される場合は、包装とは見なされない。

植木鉢や苗床（種まきトレイを含む）は、販売又は輸送に使用されることを意図している場合、包装と見なされる。これには、植物が最終段階で栽培され、エンドユーザーに販売される鉢やトレイも含まれる。一方、事業者（苗床業者や栽培業者など）が生産サイクルの一部として使用する鉢やトレイは、製造サイクルの単なる補助具であるため、包装とは見なされない。これは、最終消費者に植物とともに販売されることを意図した最後の鉢又はトレイを

除く。附属書 I の「包装」と「非包装」の文言には販売という要素が含まれているが、実際には、花や植物は販売目的で「輸送用」又は「販売用」の別々の鉢に移植されることはない。むしろ、植物が栽培されたのと同じ鉢が輸送と販売の両方に使用される。従って、このような鉢の分類は、附属書 I の指示的な文言だけに頼るのではなく、包装の一般的な定義に従い、その機能と意図された用途を考慮する必要がある。包装の定義には企業間取引で使用される物品も含まれるが、栽培サイクル全体を通して使用される大型の栽培鉢（例えば、直径 10cm を超えるもの）など、生産プロセスを可能にするだけの植木鉢は、第 3 条第 1 項ポイント 1 における包装とは見なされない。

点滴バッグ及び注射器は、医薬品又は生理食塩水が充填された状態で市場に出回る場合も含め、第 3 条第 1 項ポイント 1 に規定する包装の定義には該当しない。点滴バッグ及び注射器は、物理的に物質を収容している場合もあるが、単に製品を収容、保護、輸送、又は陳列するために市場に出回っているわけではない。むしろ、患者への液体又は医薬品の安全かつ無菌的、正確な投与を可能にする、一体的な投与装置として設計、製造、規制されている。充填済みの状態で供給される場合、点滴バッグ又は注射器は医薬品又は医療製品自体の不可欠な一部であり、製品は装置なしでは本来の機能を果たすことができない。この文脈において、点滴バッグ又は注射器は、内容物を取り出すために廃棄される包装部品ではなく、市場に出回る製品の機能的な一部である。

2. 包装製造業者の定義

法的規定：

第 3 条第 1 項ポイント 13 によれば、「製造業者」とは、包装又は包装された製品を製造する自然人又は法人をいう；但し：

(a) ポイント (b) に定める場合を除き、自然人又は法人が、包装又は包装された製品を自己の名称又は商標で設計又は製造する場合、包装又は包装された製品に他の商標が表示されているか否かに係らず、「製造業者」とは、当該自然人又は法人をいう；

(b) 包装又は包装製品を自らの名称又は商標で設計又は製造する自然人又は法人が、2025 年 2 月 11 日時点で適用される勧告 2003/361/EC に定める零細企業の定義に該当し、かつ、包装を自らの名称又は商標で設計又は製造する自然人又は法人に包装を供給する自然人又は法人が同一加盟国に所在する場合、「製造業者」とは、包装を供給する自然人又は法人を意味する。

欧州委員会の解釈：

製造業者とは、包装又は包装製品を製造する自然人又は法人である。必ずしも包装を物理的に製造する自然人又は法人とは限らない。考慮すべき要素は 2 つある：1) 包装の設計又は

製造における役割の基準、及び(2)商標又はブランドに関する基準。包装又は包装された製品に特定の名称又は商標が付されている場合、その名称又は商標の所有者は、供給業者との契約関係において決定的な権限を有し、包装の特性も決定できるため、第3条第1項ポイント(13)(a)に規定する「製造業者」と見なされる。

製造業者の定義の文言は、PPWRの意味におけるサプライチェーンには、常に1つの製造業者しか存在しないことを示している。

販売用包装(サービス用包装5を除く)又はグループ包装(6)に関しては、製造業者は通常、加工業者(即ち供給業者)から供給された包装に最終加工工程(切断、充填、密封など)を施し、自社製品を充填して、包装又は包装された製品をEU市場に流通させる経済事業者である(第3条第1項ポイント(5)~(6))。言い換えれば、販売用包装及びグループ包装の場合、製造業者は通常、充填業者であり、多くの場合、製品ブランドの所有者でもある。

輸送用包装(7)、サービス用包装(最終形態)、及び一次生産用包装(8)に関しては、通常、輸送用包装又はサービス用包装を製造する会社が製造者となる。但し、当該包装の使用者が、その名称又は商標を付記することにより、明確にブランド化している場合はこの限りではない(第3条第1項ポイント1(d)及び(7))。この場合、使用者が製造者となる。

第21条に定める条件の下では、輸入業者及び販売業者は、本規則の適用上、製造者と見なされる場合がある。これは、輸入業者及び販売業者が、自社の名称又は商標で包装を市場に出した場合、又は既に市場に出回っている包装を、本規則の関連要件への適合性に影響を与える可能性のある方法で変更した場合に該当する。

第15条(1)に基づき、「製造業者は、第5条から第12条に規定される要件に適合する包装のみを市場に出さなければならない」。適合性評価手続き(第38条)は、製造業者自身、又は製造業者に代わる者(例えば、試験機関や認証機関)が、第15条(2)に従って実施することができる。EU適合宣言(第39条)は、第16条(1)に基づき供給業者から提供された情報及び文書に基づいて製造業者自身が作成するか、又は第17条に基づき製造業者が書面による委任状によって任命した公認代理人が作成しなければならない。これは、EU適合宣言又はその一部を実際に誰が作成したかに係らず、包装の持続可能性及び表示要件への適合性について法的責任を負う唯一の経済事業者は製造業者であることを意味する。

但し、包装又は包装製品を自社名又は商標で設計又は製造する企業が零細企業であり、かつ包装を提供する企業が同一加盟国に所在する場合、当該包装の供給企業が製造業者と見なされる(第3条第1項ポイント13(b))。これは、後者の企業が零細企業であるか否かに係

らず適用される。例えば、包装容器の製造業者が零細企業であっても、包装製品の製造業者が零細企業でない場合、この除外規定は適用されない。包装容器の製造業者が零細企業ではなく、包装製品の製造業者が零細企業である場合、この除外規定が適用され、包装容器の製造業者が PPWR の適用上「製造業者」と見なされる。

勧告 2003/361/EC (9) によれば、従業員数が 10 人未満で、かつ年間売上高又は年間貸借対照表総額が 200 万ユーロを超えない企業は零細企業と見なされる。フランチャイザーが直接的又は間接的にその資本又は議決権の 25%以上を所有しておらず、かつ支配権又は決定的な影響力を行使していない場合、フランチャイジーは小規模企業と見なされる。該当する場合、勧告 2003/361/EC 第 3 条(2)及び第 3 条(3)の規定に従い、フランチャイザーの該当データを加算して関連する閾値を算出する必要がある。

包装に商標名又はブランド名が表示されていない場合、「製造者」は供給者（即ち、実際に包装を製造する者）又は包装済み製品を市場に出荷する者のいずれかとなる。決定的な基準は、発注者及び包装の設計仕様を決定する者である。

上記と同様のアプローチは、リユース可能な包装にも適用される。決定的な基準は、包装を自社名又は商標で設計又は製造する自然人又は法人が誰であるかである。但し、これをリユースシステムの文脈で更に明確にすることは有益である。

包装が包装対象製品の製造業者の特定の要件に基づいて設計され、その商標が付されている場合、後者（即ち使用者）がリユース可能な包装の「製造者」となる。これは特にオープンループ型リユースシステム (10) において当てはまる。

但し、リユース可能な包装を自社名と商標で設計・製造する企業が零細企業であり、かつ包装を製造する企業が同一加盟国に所在する場合、後者の企業が製造者となる。後者の企業が零細企業であるか否かは関係ない。リユース可能な包装がリユースシステム運営者の特定の要件に基づいて設計され、その商標が付されている場合、リユースシステム運営者が「製造者」となる。これは特にクローズドループ型リユースシステム (11) において当てはまる。

リユース可能な包装に特定の商標が付されていない場合、使用者（即ちリユースシステム運営者）が当該包装とその特定のデザインを注文した者として特定できない限り、包装の製造者が「製造者」となる。

3. 包装の製造者の定義

法的規定：

リサイタル（122）では、「この規則は、空の包装か製品を含む包装かを問わず、包装単位ごとに1つの製造者を明確に定義することを目的としている。原則として、製造者は、加盟国に設立された製造者、輸入者、又は販売者として、当該加盟国の領域内及びその領域内で包装された製品を提供する経済事業者であるべきである。これには、実際の供給につながる可能性のある流通、消費、又は使用の申し出が含まれる。」と述べている。従って、企業が自社所在地以外の加盟国又は第3国から包装済み製品を購入し、自社所在地の加盟国でその包装済み製品を供給する場合、その企業は当該加盟国の領域内で包装済み製品を最初に提供する企業であるため、生産者と見なされるべきである。オンラインプラットフォームに関しては、製品の最初の提供は、生産者の定義における「提供」と見なされるべきである。しかしながら、販売時点で輸送用包装、一次生産用包装、又はサービス用包装（シングルユース包装かリユース可能包装かを問わず）を充填する小規模事業者の不必要な事務負担を最小限に抑えるため、生産者は、当該包装を加盟国の領域内で初めて提供する製造業者、販売業者、又は輸入業者であるべきである。なぜなら、当該経済事業者は拡大生産者責任義務を遵守するのに最も適した立場にあるからである。

第3条第1項ポイント15は、「生産者」を「販売方法（遠隔販売契約による販売を含む）に係らず、以下のいずれかに該当する製造業者、輸入業者、又は販売業者」と定義している：

(a) 当該製造業者、輸入業者、又は販売業者が加盟国に設立され、当該加盟国の領域内において、かつ当該領域内で、輸送用包装、サービス用包装、又は一次生産用包装（シングルユース包装かリユース可能包装かを問わず）を初めて提供する場合；又は、

(b) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国に設立され、当該加盟国の領域内において、(a)に規定する包装以外の包装で包装された製品を初めて販売する場合；又は、

(c) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国又は第3国に設立され、他の加盟国の領域内において、シングルユース包装又はリユース可能な包装を問わず、輸送包装、サービス包装又は一次生産包装をエンドユーザーに直接初めて販売する場合；又は、

(d) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国又は第3国に所在し、(c)に規定する包装以外の包装で包装された製品を、他の加盟国の領域内で初めてエンドユーザーに直接販売する場合；又は、

(e) 製造業者、輸入業者又は販売業者が加盟国に所在し、エンドユーザーではないにも係らず包装された製品を開封する場合。但し、(a)、(b)、(c)又は(d)に定義される生産者が他の者である場合を除く。

欧州委員会の解釈： PPWR（包装廃棄物規則）では、生産者と製造業者は異なる目的で定義されている。生産者は、それぞれの加盟国における包装廃棄物の収集及び回収にかかる費用を負担する責任を負う（第 45 条(1)）。このため、生産者は、第 44 条に規定する関係国の当局に登録及び報告を行い、包装が廃棄物となることが予想される加盟国において、拡大生産者責任（EPR）料金を支払わなければならない。加盟国で手数料が支払われた後、販売業者が別の加盟国の領域で初めて包装を販売する場合、手数料は払い戻されなければならない。一方、製造業者は、包装が第 15 条(1)に規定されているように、第 5 条から第 12 条に規定されている持続可能性及び表示要件を満たしていることを、EU 市場で初めて販売する前に保証しなければならない。EU 全体で製造業者は 1 人だけである（包装製造業者の定義については、ポイント 2 を参照）。

PPWR における製造業者と生産者の役割の概要

	製造業者	生産者
定義	包装又は包装済み製品の製造業者。上記によれば、包装を製造する者ではなく、「包装の設計仕様を発注し決定する者」を指す。ブランド所有者が零細企業であり、包装の供給者が同一加盟国に所在する場合、ブランド所有者は除外される。	加盟国において初めて包装又は包装済み製品を市場に提供する、或いは他の加盟国のエンドユーザーに直接提供する製造業者、輸入業者、又は販売業者。
人数	EU 全域で 1 つの経済事業者。	包装が廃棄物となることが想定される加盟国の領域内で初めて包装を提供する経済事業者。
機能	包装が持続可能性及び表示要件に適合していることを保証する。	包装が廃棄物となることが想定される加盟国における廃棄物管理に資金を提供する・

「生産者」とは、加盟国において拡大生産者責任義務を履行する責任を負う、流通・供給チェーンにおける適格企業（第 45 条）を指す。

PPWR は、輸送用包装やサービス用包装などの空の包装であれ、販売用包装やグループ包装のように製品を含む包装が市場に提供される場合であれ、包装ごとに 1 つの生産者を明確に定義することを目的としている。

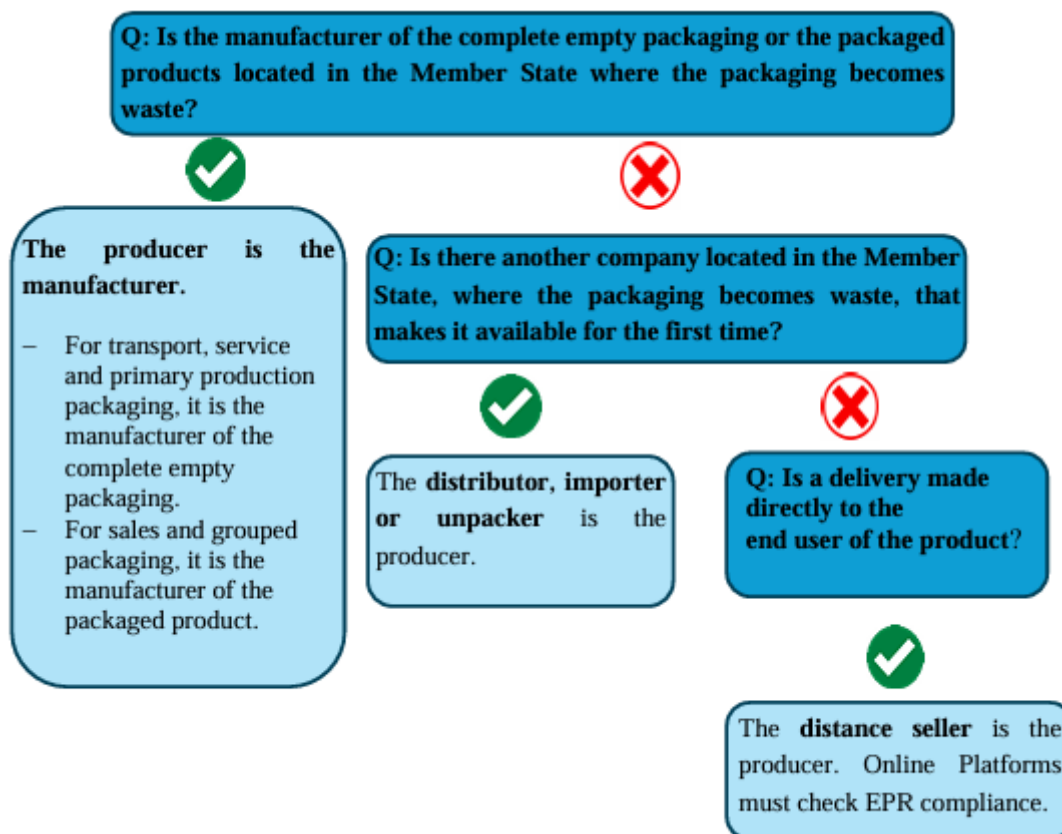
加盟国における EPR の義務の適用範囲を判断するには、包装が加盟国の領域内で最初に利用可能となる場所を確認する必要がある。実際には、これは通常、包装が充填される場所となる。

生産者の定義は、包装された製品が消費のために利用可能となり、それによって廃棄物となることが予想される加盟国において、EPR の義務の責任を負う経済事業者（製造業者、輸入業者、販売業者など）を特定することを目的としている。従って、製造業者と生産者は必ずしも同一の経済事業者とは限らず、包装の生産者は、1) 市場に出回る包装の種類、2) 製造された加盟国と同一の加盟国で製造されたかどうか、3) 包装された製品が最終消費者に販売されるか、或いは更に流通されるかによって決まる。

包装又は包装された製品が EU 域外に輸出され、そこで廃棄物となることが予想される場合、PPWR に基づく拡大生産者責任は生産者には適用されなくなる。

包装は多くの場合、複数回に亘って市場に出回る長いサプライチェーン及び流通チェーンの一部である。包装が同一加盟国内で更に市場に出回るかどうか、或いは経済事業者の規模に係らず、生産者は加盟国において包装を初めて市場に出す経済事業者である。市場への提供には、包装又は包装済み製品の実際の供給につながる可能性のある、流通、消費、又は使用のためのあらゆる申出が含まれる。オンライン販売の場合、エンドユーザーに直接製品を提供することは、エンドユーザーの所在する加盟国において市場に提供されたものと見なされる。

以下は、EU における生産者を特定する方法を示す図である。



輸送用包装の生産者を特定するには、生産者の定義と以下の要素を考慮する必要がある：

1) 製品は包装機能を果たす準備ができていますか？ 輸送用包装は多くの場合、それ自体では包装機能を持たない複数の構成要素又は補助要素で構成されている。従って、包装が他の構成要素を追加した後に初めて包装機能を果たすようになる場合、組立業者が製造業者であり、最初の潜在的な生産者となる。

2) 輸送用包装の製造者は誰か？ 販売用包装やグループ包装とは異なり、輸送用包装の製造者は空の包装についても特定する必要があります。なぜなら、多くの場合、市場に初めて出回るのは空の包装だからである。但し、輸送用包装に名称又は商標が付いている場合は、通常、包装の充填者が製造者となる。輸送用包装が特定できない場合は、通常、包装の実際の製造者が製造者となる（製造者の定義については、ポイント2を参照されたい）。

3) 包装はどの加盟国で、誰に提供されるか？ 輸送用包装が、製造者の所在地である加盟国以外の加盟国で初めて提供される場合、包装された製品の最終使用者が受取人である場合に限り、製造者が製造者となる。そうでない場合は、受取人が製造者となる。

例として、A社は加盟国で名称や商標のない大きな板紙の箱を製造している。A社は同じ加

盟国にある B 社に、空の板紙の箱を販売している。この取引において、A 社は生産者である。但し、板紙の箱に B 社の名称又は商標が記載されている場合、B 社が当該加盟国における生産者となる。しかし、B 社が中身を詰めた板紙の箱を別の加盟国の C 社に販売する場合、その加盟国における生産者は C 社となる。最後に、板紙の箱が第 3 国に輸出される場合、EU 域内で廃棄物となることは想定されていないため、いずれの加盟国においても生産者は存在しない。

販売用包装の生産者に関しては、包装を充填し、加盟国の領域内で初めて利用可能にする経済事業者が生産者となる。例えば、D 社が果物を容器に詰め、同じ加盟国のスーパーマーケットに包装済みの果物を販売する場合、包装を初めて利用可能にし、その包装が当該加盟国で廃棄物となることが想定されているため、D 社が当該加盟国における生産者と見なされる。しかし、D 社が包装済みの果物を別の加盟国のスーパーマーケットに販売する場合、そのスーパーマーケットが生産者となる。なぜなら、そのスーパーマーケットが包装済みの果物を当該加盟国で初めて市場に出し、そこで廃棄物となるからである。

第 3 条第 1 項ポイント 15(d)に規定されている状況では、生産者は、包装済みの製品を別の加盟国の領域内でエンドユーザーに初めて直接提供する製造業者、輸入業者、又は販売業者と定義される。第 3 条第 1 項第 23 号によれば、「エンドユーザー」とは、EU 域内に居住する自然人又は法人であり、消費者又は業務用エンドユーザーとして製品を提供され、かつ、提供された形態のまま市場で再販しない者を指す。更に例を挙げると、上記の例で、D 社が別の加盟国のエンドユーザーに包装済みの果物を販売するウェブショップを運営している場合、D 社は生産者となり、当該加盟国において拡大生産者責任の義務を履行しなければならない。

従って、決定的な要素は、プロの最終使用者が製品を自社の生産工程で使用し、供給された形態のまま製品を転売しないかどうかである。第 3 国から輸入された包装済み商品を受取り、梱包を解いたり、小分けに再梱包したりしてから出荷する物流会社は、最終使用者とは見なされない。むしろ、製品が再梱包された場合、例え包装済み製品の所有権を持っていなくても、輸送用包装の製造者と見なされる。

4. 輸入者の定義と「支店」の地位

法的規定：

第 3 条第 1 項(17)は、「輸入者」を「第 3 国から輸入した包装を市場に出す、EU 域内に設立された自然人又は法人」と定義している。

欧州委員会の解釈：

輸入者の定義は、規則(EU) 2019/1020 第 3 条第 9 項(12)における「輸入者」の定義に基づき、ブルーガイド(13)に示された一般的な解釈指針に沿って解釈されるべきである。この定義から、以下の 2 つの条件が満たされなければならないことが分かる：(a) EU 域内に設立されていること、そして(b) EU 域外原産の包装又は包装済み製品を市場に出すこと。

「設立」という概念は、執行及び市場監視のための管轄権を確保するため、加盟国に登記住所を有すること、そして EU 域内に適合性、トレーサビリティ、及び是正措置に関する責任者が存在することを保証することを意味すると解釈されなければならない。

殆どの場合、支店は独立した法人格を持たず、親会社の身分の下でのみ事業を行うため、独立した権利又は義務を負わない。従って、支店が締結した契約は、親会社に対して法的拘束力を持つ。

EU 及び各国の税法の下では、支店は通常、税務上の恒久的施設 (14) として扱われる。しかし、納税義務及び納税登録は、独立した法人格を付与するものではなく、規制遵守における支店の地位を変更するものでもない。欧州司法裁判所 (CJEU) の複数の判決 (15) は、恒久的施設は法人化と同義ではないことを確認している。

殆どの場合、支店は独立した法人格を持たないため、PPWR (輸出管理規則) に基づく輸入者として認められない。「設立」の要件は、単なる支店ではなく、EU 域内で法人化された自然人又は法人を指す。支店は、加盟国の法律に基づいて設立され、独自の法人格、権利義務を有し、資産を所有し、独立して訴訟を起こしたり、訴訟を起こされたりできる場合、独立した法人格 (即ち子会社) となることができる。

従って、EU 域内に支店のみを有する非 EU 製造業者は、EU 域内に子会社を設立するか、又は、包装又は包装済み製品を初めて販売する加盟国が要求する場合、第 3 条第 1 項第 19 号に定義される公認代理人を任命しなければならない。

非 EU の自然人又は法人の支店が、第 3 条第 1 項ポイント 18 に定義される「販売業者」となり得るか否かについても、同様の考え方が適用される。

PPWR に基づく EPR 義務は、加盟国の領域内で包装又は包装済み製品を初めて販売する「生産者」(製造業者、輸入業者、又は販売業者) に適用される (本文書のポイント 3 を参照)。本規則は、VAT 登録のみの事業体、又は法人格を持たない恒久的施設を有する事業体に対して、拡大生産者責任 (EPR) 義務を明示的に適用拡大するものではない。VAT 登録のみを EPR 義務の適用上「施設」と見なすことは、第 3 条第 1 項ポイント 17 に規定され

る輸入者の統一的な定義と矛盾する。加盟国は、PPWR における生産者と輸入者の概念の統一性を損なうような追加的な要件を課すことはできない。

5. 食品接触包装における PFAS 規制の執行と在庫の消費

法的規定：

第 3 条第 1 項ポイント(13)は、「製造業者」を「包装又は包装製品を、包装又は包装製品に他の商標が表示されているか否かに係らず、自らの名称又は商標で設計又は製造する自然人又は法人」と規定している。

第 3 条第 1 項ポイント(10)は、「市場への投入」を「空の包装又は製品入りの包装を EU 市場に初めて供給すること」と規定している。第 3 条第 1 項ポイント(11)は、「加盟国の領域内での供給」を「空の包装又は製品入りの包装を、有償か無償かを問わず、流通、消費又は使用のために供給すること」と規定している。

第 5 条第 5 項は次のように述べる：「2026 年 8 月 12 日以降、食品接触包装は、以下の制限値以上の濃度でパー及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) を含む場合、他の EU 法令によって当該濃度の PFAS を含む包装の市場投入が禁止されていない限り、市場に投入してはならない：

(a) PFAS の標的分析で測定したあらゆる PFAS について 25ppb (ポリマーPFAS は定量対象外とする)；

(b) PFAS の総量については 250 ppb (対象となる PFAS 分析の合計値として測定。前駆物質の事前分解が可能な場合。ポリマーPFAS は定量から除外)；

(c) PFAS (ポリマーPFAS を含む) については 50 ppm；総フッ素量が 50 mg/kg を超える場合、規則(EC) No 1907/2006 第 3 条ポイント(9)、(11)及び(13)にそれぞれ定義される製造業者、輸入業者又は下流使用者は、要請に応じて、本規則第 3 条第(1)項ポイント(13)及び(17)にそれぞれ定義される製造業者又は輸入業者に対し、PFAS 又は非 PFAS のいずれかの含有量として測定されたフッ素量の証明を提供しなければならない。これは、当該製造業者又は輸入業者が本規則附属書 VII に規定される技術文書を作成するためである。」

欧州委員会の解釈：

食品接触包装とは、EU 食品法規の範囲内で、食品接触包装、又は既に食品と接触しており、その目的のために意図された包装を指す。

PPWR に規定される監視当局は、市場監視規則に関する規則(EU) 2019/1020 に基づき、

PFAS 制限値の遵守を確認する権限を有する。

様々なマトリックス中の PFAS の存在を検査するためのプロトコルや方法論は複数存在するが、EU レベルで食品接触包装中の PFAS に関する統一された方法論は存在しない。このような状況を踏まえ、最新の分析能力と関連マトリックスにおける PFAS 検査のメタ分析に基づき、適用日である 2026 年 8 月 12 日から PFAS の制限値を遵守するために、以下の段階的なアプローチが推奨される：

1. 総フッ素 (TF) 定量 (ステップ 1) : TF が 50 mg/kg 未満 (16) の場合、サンプルは適合と見なされる。

2. TF が 50 mg/kg を超える場合、ステップ 2 で熱分解 GC/MS などの方法を用いて、フッ素が有機フッ素 (PFAS) か無機フッ素かを確認できり。有機フッ素が 50 mg/kg 未満の場合、サンプルは適合と見なされる。

3. ステップ 3 における 25 µg/kg (17) 及び 250 µg/kg の濃度制限値への適合性を確認するため、直接 TOP (総酸化性前駆物質) 分析が推奨される。

欧州委員会が現在入手している証拠に基づくと、試験 (1) に適合する全てのサンプルは、試験 (2) 及び (3) にも適合している。

これは、食品接触材料及び成形品に関するルール (PPWR 第 5 条(5)に規定されているルールを含む) への適合性を確認するために実施される検査に、規則 (EU) 2017/625 を適用することを妨げるものではない。

2026 年 8 月 12 日以前に製造された PFAS 含有包装材料に関しては、PPWR は在庫の枯渇に関する移行期間を規定していない。従って、2026 年 8 月 12 日以降に市場に出回る食品接触包装は、本規則に定められた PFAS の制限値を遵守しなければならない一方、2026 年 8 月 12 日より前に市場に出回る包装は、引き続き市場に出回っていても構わず、回収する必要はない。再生材を含む包装についても例外はない。

一般的に、販売用及びグループ分けされた食品接触包装は、密封工程などの最終加工工程が包装の適合性に影響を与える可能性があるため、充填された時点で市場に出回ると見なされる。一方、輸送用及びサービス用包装は空の状態でも市場に出回る。

EU 製品規則の実施に関するブルーガイド (18) によれば、市場への投入は、「所有権、占有権、又はその他の財産権の移転」に関する当事者間の申し出又は合意があった時点で発生

する。これは、製品の製造段階が完了した時点で、「有償又は無償」で行うことができる。従って、製造業者は、法的占有権の移転のみによって、空の、又は充填済みの食品接触包装を市場に投入できる。輸入包装又は包装済み製品の場合、関連するタイムスタンプは、通関手続き終了時の「自由流通への解放」である。

6. 包装のリサイクル性確保義務の適用開始日

法的規定：

第 6 条(1)：「市場に出回る全ての包装はリサイクル可能でなければならない。」

第 6 条(2)：「包装は、次の条件を満たす場合にリサイクル可能であると見なされる：

(a) マテリアルリサイクルを目的とした設計であり、その結果得られる二次原料が、元の材料と比較して十分な品質を有し、第 4 項に従って一次原料の代替として使用できるものであること；

(b) 廃棄物となった場合、第 48 条(1)及び(5)に従って分別収集され、他の廃棄物のリサイクル性を損なうことなく特定の廃棄物区分に分別され、本条第 5 項に定める方法に基づいて大規模にリサイクルできること。」

第 4 項に基づき採択された委任法に準拠する包装は、同項第 1 サブパラグラフポイント(a)に定める条件に準拠するものと見なされる。

第 4 項に基づき採択された委任法及び第 5 項に基づき採択された施行法に準拠する包装は、同項第 1 サブパラグラフに定める条件に準拠するものと見なされる。

同項第 1 サブパラグラフポイント(a)は、2030 年 1 月 1 日又は第 4 項第 1 サブパラグラフに基づき採択された委任法の施行日から 24 か月後のいずれか遅い日から適用される。

本項第 1 サブパラグラフポイント(b)は、2035 年 1 月 1 日から適用される。但し、大規模リサイクル要件については、2035 年 1 月 1 日、又は第 5 項に基づき採択された施行法の発効日から 5 年後のいずれか遅い日から適用される。

欧州委員会の解釈：

第 6 条(1)は、市場に出回る全ての包装がリサイクル可能であることを要求しているが、この規定の適用期限は明示されていない。即ち、2026 年 8 月 12 日から適用される。

第 6 条(2)(a)は、「2030 年 1 月 1 日、又は第 4 項第 1 サブパラグラフに基づき採択された委

任法の発効日から 24 か月後のいずれか遅い日から適用される」。第 6 条(4)によれば、リサイクル設計要件及び関連する評価方法を完全に調和させるこの委任法は、2028 年 1 月 1 日までに欧州委員会によって採択されるべきである。

第 6 条(1)は、包装及び包装廃棄物に関する指令 94/62/EC (以下、PPWD) 附属書 II 第 3 項 (a)に規定されている、マテリアルリサイクルによる回収が可能な包装に関する必須要件と類似しているが、同一ではない。例えば、PPWD は包装の構成及び設計に関する「必須要件」を規定していたが、調和されたリサイクル性基準に結びついた統一的な技術文書作成義務を定めてはいなかった。また、「マテリアルリサイクルによる回収が可能な包装」(PPWD 附属書 II 第 3 項(a)) に関する必須要件の文言は曖昧で、法的強制力が弱いものであった。従って、リサイクル設計要件に関する PPWR 第 6 条(2)(a)の適用日までは、製造業者は PPWD 及び関連する調和規格 EN 13430:2004「材料リサイクルによる回収が可能な包装に関する要件」(19)に従って、リサイクル性要件のみを遵守すればよいと理解すべきである。

第 6 条(4)に基づく委任法の採択後、製造業者は、リサイクル設計要件を遵守し、PPWR の定める意味でリサイクル可能な包装のみを市場に出荷するために、24 ヶ月の猶予期間が与えられる。この委任法が 2028 年 1 月 1 日以降に発効する場合、要件は同日から 24 ヶ月後に適用される。

製造業者は、PPWR 第 6 条(4)に基づく委任法の発効までは、リサイクル性に関する PPWR 第 38 条及び附属書 VII に基づく適合性評価手続きを実施する必要はない。

7. リサイクル含有率目標の免除

法的規定：

リサイタル (50)：リサイクルプラスチックを含む食品接触材料は、リサイクル技術に関する要件を含め、欧州委員会規則 (EU) 2022/1616 に規定される要件を満たさなければならない。プラスチック包装に関しては、ポリエチレンテレフタレート (PET) 製の包装を除き、関連する再生材含有率要件の適用日より十分に前に、当該プラスチック包装に適したリサイクル技術の利用可能性を再評価することが適切である。この評価には、関連する EU 規則に基づく認可状況及び当該技術の実際の導入状況も含まれるべきである。この評価に基づき、特定の接触に敏感なプラスチック包装について再生材含有率要件の適用除外を規定するか、又は本規則に規定されている例外リストを修正する必要がある可能性がある。そのため、TFEU 第 290 条に従って措置を講じる権限は、欧州委員会に委任されるべきである。

第 7 条(5)は、「第 1 項及び第 2 項は、以下のものには適用されない：

(a) 食品接触プラスチック包装であって、再生材含有率が人の健康に脅威を与え、包装製品が規則(EC) No 1935/2004 に適合しないもの；

(b) 包装単位全体の総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品。

第 7 条(12)：「2028 年 1 月 1 日までに、欧州委員会は、特定のプラスチック包装について、第 1 項(b)及び(d)に規定する再生材含有率の最低基準からの除外の必要性、又は特定のプラスチック包装について、第 4 項に規定する除外リストの改訂の必要性を評価するものとする。

本項第 1 号に規定する評価に基づき、プラスチック包装をリサイクルするための適切なりサイクル技術が関連する EU 規則の下で認可されていない場合、又は実際に十分に利用可能でない場合、特に食品包装を含む接触に敏感なプラスチック包装に関する安全関連要件を考慮し、欧州委員会は、第 64 条に従って委任法を採択し、本規則を改正する権限を有する。改正の目的は以下のとおり：

(a) 特定のプラスチック包装について、本条第 1 項ポイント(b)及び(d)に規定する最低含有率の範囲、時期又は水準からの除外を規定すること；

(b) 必要に応じて、本条第 4 項の除外リストを改正すること。」

欧州委員会の解釈：第 7 条第 5 項は、再生材含有義務からの特定の免除を定めている。第 7 条第 5 項(a)に規定される免除は、食品接触プラスチック包装であって、再生材含有量が人の健康を脅かし、包装製品が規則 (EC) No 1935/2004 (20) に適合しない場合に関するものである。第 7 条第 5 項(b)に規定される免除は、包装単位の総重量の 5%未満を占めるプラスチック部品に関するものである。「プラスチック部品」の概念は、PPWR 第 3 条第 1 項ポイント 24 における複合包装の定義に従って解釈されるべきである。

これらの除外はいずれも直接適用されるため、欧州委員会又は各国の所管の官庁による個別の承認は必要ない。免除の適用を受けるためには、製造業者は、技術文書において、免除要件への適合性を文書による証拠（例えば、認可されたリサイクル技術が存在しないことなど）によって立証しなければならない。

第 7 条(5)(a)の除外を受けるためには、技術文書において、包装単位の総重量の 5%以上を占める各プラスチック部品について、使用されているポリマーを明記する必要がある。また、包装の用途及び目標を考慮した上で、以下の事項を確認する必要がある：

・ 「規則(EU) 2022/1616 の附属書 I には、当該ポリマーに適したリサイクル技術が記載

されていないこと；及び、

- 「当該規則第 1 条(3)に記載されているプロセスに従って当該ポリマーを製造するための、工業規模でのリサイクル技術が存在しないこと。」

最後に、欧州委員会は、2028 年 1 月 1 日までに、プラスチック包装のリサイクル含有義務に対する更なる除外の必要性、又は PPWR 第 7 条(4)に記載されている既存の除外の見直しの必要性を評価する。

8. 加盟国による堆肥化可能包装の義務化に関する柔軟性及び適合性の推定

法的規定：

リサイタル (53)：「バイオ廃棄物の流れは、しばしば従来のプラスチックで汚染され、マテリアルリサイクルの流れは、しばしば堆肥化可能プラスチックで汚染される。このような相互汚染は、資源の浪費と二次原料の品質低下に繋がるため、発生源で防止する必要がある。この懸念を踏まえ、加盟国は、自国領内における堆肥化可能包装の適切な廃棄物管理を規定すべきである。堆肥化可能プラスチック包装の適切な廃棄経路は消費者にとって益々複雑化しているため、堆肥化可能プラスチック包装の使用に関する明確かつ共通の規則を定めることは正当かつ必要であり、その使用が環境又は人間の健康に明確な利益をもたらす場合にのみ義務化すべきである。これは特に、生分解性包装材料の使用がバイオ廃棄物の回収や処理に役立つ場合に当てはまる。例えば、ティーバッグのように内容物と包装材の分離が特に複雑な製品の場合が挙げられる。」

リサイタル (54)：「生分解性プラスチックポリマーを用いた限定的な包装用途においては、管理された条件下での嫌気性消化施設を含む堆肥化施設に投入される生分解性包装材料の使用には、環境面で明らかな利点がある。更に、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)第 2 サブパラグラフを適用し、かつ当該加盟国において適切な廃棄物収集制度及び廃棄物処理インフラが整備されている場合、当該加盟国は、金属以外の包装材料で構成されたコーヒー、紅茶、その他の飲料システム用シングルサブユニットの堆肥化可能な包装、超軽量プラスチック製レジ袋、軽量プラスチック製レジ袋、及び本規則の適用日以前に堆肥化可能であることが義務付けられていたその他の包装を、自国領内で初めて利用可能にするかどうかを決定する柔軟性を持つべきである。消費者が適切な廃棄方法について混乱することを避けるため、また炭素循環の環境上の利点を考慮して、その他の全ての包装はマテリアルリサイクルに回されるべきであり、そのような包装の設計は、他の廃棄物の流れのリサイクル可能性に影響を与えないことを保証するものでなければならない。」

リサイタル (56)：「2022 年 11 月 30 日付の欧州委員会通達に記載されている「バイオペー

ス、生分解性、堆肥化可能なプラスチックに関する EU 政策枠組み」に明記されているように、工業用堆肥化の基準を満たしているからといって、家庭用堆肥化で分解されるとは限らない。工業用堆肥化では、高温高湿が必須条件である。一方、個人や地域社会が行う家庭用堆肥化では、実際の条件は地域の気候条件や消費者の習慣に大きく左右される。そのため、家庭用堆肥化における生分解は、工業用堆肥化よりも遅くなったり、完全には分解されないリスクがある。特に、プラスチック包装の家庭での堆肥化は、特定の用途及び特定の地域条件の下で、関係当局の監督の下でのみ検討されるべきである。」

第 9 条(2)：「第 6 条(1)の規定に係らず、加盟国が指令 2008/98/EC 第 22 条(1)に基づき、生分解性及び堆肥化性の特性がバイオ廃棄物と類似する廃棄物をバイオ廃棄物とともに収集することを認め、かつ、堆肥化可能な包装がバイオ廃棄物管理の流れに組み込まれることを確保するための適切な廃棄物収集制度及び廃棄物処理インフラが整備されている場合、加盟国は、以下の包装が堆肥化可能である場合に限り、自国領域内で初めて利用可能となることを要求することができる：

(a) 第 3 条(1)ポイント(1)(g)に規定する、金属以外の材料からなる包装、超軽量プラスチック製レジ袋、及び軽量プラスチック製レジ袋；

(b) このポイント (a) に規定する包装以外の包装であって、加盟国が本規則の適用日以前に既に堆肥化可能であることを義務付けていたもの。」

欧州委員会の解釈：

加盟国は、第 9 条第 1 項及び第 9 条第 2 項ポイント (a) に列挙されている包装形態以外の包装について、2026 年 8 月 12 日まで自国領域内で堆肥化可能であるべきか否かを決定できる。加盟国は、そうした追加の堆肥化可能な包装形態について、工業的に堆肥化可能であることのみを決定できる。加盟国は、追加の包装品目について堆肥化を義務付ける国内規則を、混乱を避けるため、事業者、一般市民、及び欧州委員会に明確に周知しなければならない。加盟国は、事業者が関連する表示及び堆肥化要件を遵守できるよう、そうした品目の明確なリストを作成し、公表することが推奨される。

本規則は、第 9 条(1)に列挙された限られた数のプラスチック包装品目について家庭での堆肥化を認めているが、これは加盟国がバイオ廃棄物の廃棄物管理オプションの一つとして家庭での堆肥化を実施している状況を反映したものである。但し、家庭での堆肥化は、特定の地域状況を考慮した上で、関係当局の監督下で実施されるべきである。加盟国は、家庭での堆肥化を義務付ける国内規則を、混乱を避けるため、事業者、一般市民、そして欧州委員会に明確に周知する必要がある。加盟国は、事業者が関連する表示及び堆肥化要件を遵守できるよう、対象となる品目の明確なリストを作成し、公表することが推奨される。

PPWR は、加盟国が関連する調和規格の採択前、或いは調和規格が存在しない場合でも、家庭での堆肥化を義務付けることを認めている。

家庭用コンポスト包装の適合性推定に関して、製造業者は、家庭用コンポスト性に関する既存の国内規格及び既存の認証制度を第 9 条への適合性を証明するために利用できるが、これらの認証はコンポスト性要件への適合性推定を生じさせるものではない。

欧州委員会は、2026 年 2 月 12 日までに、第 9 条(6)に基づき、家庭用コンポスト性に関する新たな EU 共通規格の策定を欧州標準化機関に要請する。

新たな規格が採択されるまで、既存の工業用コンポストに関する規格 EN 13432 (21) を参考として使用できる。但し、コンポスト包装に関する新たな整合規格への適合性推定は、欧州委員会が第 9 条(6)に基づき要請した、関連する整合規格を列挙した新たな決定が EU 官報に掲載された日から、初めて再び可能となる。

9. 生分解性包装における「透過性」及び「使用後軟質」の定義

法的規定：

第 3 条(1)はつぎのように述べる：「この規則の適用上、次の定義が適用される。

(…)

(f) お茶、コーヒー、その他の飲料が入った透過性ティーバッグ、コーヒーバッグ、その他の飲料バッグ、又は使用後軟質システムを備えたシングルサブユニットであって、製品とともに使用及び廃棄されることを意図したもの。」

欧州委員会の解釈：

第 9 条(1)は材質中立的な規定であり、透過性のある茶葉、コーヒー、その他の飲料用バッグ、又は紙製を含むあらゆる材質のシングルユース軟質容器を指す可能性がある。従って、第 9 条に基づき、これらの包装は 2028 年 2 月 12 日までに堆肥化可能な設計にしなければならない。

10. 包装の最小化

法的規定：

リサイタル 60：「(…) マーケティングと消費者受容性は包装設計において依然として重要であるが、それ自体が包装の重量と容積の増加を正当化する性能基準の一部であってはならない。」 (…)

第 10 条(1)：「製造業者又は輸入業者は、2030 年 1 月 1 日までに、市場に出回る包装が、その形状及び材質を考慮し、機能性を確保するために必要な最小限の重量及び容積となるように設計されていることを確保しなければならない。」

第 10 条(2)：「製造業者又は輸入業者は、附属書 IV(…)に定める性能基準を満たさない包装を市場に出回らせてはならない。但し、(…)に該当する場合はこの限りではない。」

第 10 条(2)(a)及び(b)は、以下の 2 つの除外を規定している：

(a) 包装のデザインが、閣僚理事会規則(EC)No 6/2002 に基づく共同体意匠、又は欧州議会及び閣僚理事会指令 98/71/EC の範囲内の意匠権（加盟国のいずれかにおいて効力を有する国際協定を含む）によって保護されている場合、又はその形状が規則(EU)の範囲内の商標である場合欧州議会及び閣僚理事会指令 2017/1001、又は欧州議会及び閣僚理事会指令 (EU)2015/2436（加盟国のいずれかで効力を有する国際協定に基づいて登録された商標を含む）に違反し、意匠権及び商標が 2025 年 2 月 11 日より前に保護され、かつ、本条に基づく要件の適用により、包装デザインが新規性又は個性を変えるような影響を与えるか、又は商標が他の企業の製品と区別できなくなるような影響を与える場合；又は、

(b) 包装された製品又は飲料が、EU 法規に基づき保護されている地理的表示（例えば、ワインについては規則(EU) No 1308/2013、蒸留酒については規則(EU) 2019/787、工芸品及び工業製品については規則(EU) 2023/2411 など）の恩恵を受けている場合、又は規則(EU) 2024/1143 に規定される品質制度の対象となっている場合。

第 10 条(3)：「欧州委員会は、2027 年 2 月 12 日までに、欧州標準化機関に対し、本規則に基づく包装最小化に関する要件への適合性の計算及び測定方法を定める調和規格を、必要に応じて作成又は更新するよう要請する。最も一般的な包装形態及び形式については、これらの規格は、適切な最大重量及び最大容積の制限、並びに必要に応じて、壁厚及び最大空隙率を規定するべきである。」

附属書 IV パート A ポイント 4：「包装の機能性：包装設計は、製品の用途及び販売の特殊性（贈答用販売、季節イベントでの販売など）を考慮し、その機能性を確保しなければならない。」

欧州委員会の解釈：

包装最小化要件は、加盟国が包装廃棄物削減目標を調和的に達成し、第 43 条に規定される廃棄物防止目標を遵守するため、各国で異なる措置に頼る必要性を低減するのに役立つ。

これらは新たな要件ではない。これらは既に PPWD の下で必須要件として存在しており、関連する調和された遵守方法論規格 (EN 13428:2004) (22) が定められている。包装最小化の評価要素は、調和規格から PPWR (包装重量最小化規則) に移行されたが、「消費者受容性」と「マーケティング」は、包装重量と容積の増加を正当化する理由(「性能基準」)から削除された。一方で、リサイクル性、再生材含有率、リユース性といった他の理由が新たな基準として追加された。

この変更を実施するため、PPWR は欧州委員会に対し、2027 年 2 月 12 日までに CEN に既存規格の改訂を要請することを義務付けている。改訂された規格では、評価方法論の更新に加え、最も一般的な包装形態及び形式における最大許容重量と容積の制限値が規定される。

標準化は、業界が最小化要件への適合を証明する上で役立つ。なぜなら、調和規格への適合は、持続可能性要件への適合の推定を生み出すからである。加盟国は、このような適合包装を受け入れ、異なる又は追加の国内要件を設定することなく、自国市場での流通を許可しなければならない。

第 70 条第 1 項(b)によれば、既存の包装最小化要件及びその適合基準は、2029 年末まで有効である。その後、第 10 条第 1 項及び第 2 項が適用される (2030 年 1 月 1 日から)。既存の調和規格 EN 13428:2004 は、新しい規格又は改訂版規格が利用可能になるまでの間、引き続きガイダンスとして使用できる。

業界は、定期的な標準化プロセスにおいて、専門家を通じて新しい規格の開発に貢献する機会を得る。このプロセスでは、包装の「形状」や包装の機能性といった問題が適切に考慮される。

11. 第 10 条の最小化要件と第 24 条の空隙率の関係

法的規定：

第 10 条(1)：「2030 年 1 月 1 日までに、製造業者又は輸入業者は、市場に出回る包装が、その形状及び材質を考慮し、その機能性を確保するために必要な最小限の重量及び容積となるように設計されていることを確保しなければならない。」

第 10 条(2)：「製造業者又は輸入業者は、本規則附属書 IV に定める性能基準を満たさない包装、及び二重壁、偽底、不必要な層など、製品の見かけ上の容積を増やすことのみを目的とする特性を有する包装を、以下の場合を除き、市場に出回らせてはならない。」

第 24 条(1)：「2030 年 1 月 1 日、又は第 2 項に基づき採択された施行法の発効日から 3 年のいずれか遅い日までに、集合包装、輸送包装、又は電子商取引用包装は、最大空隙率（パーセント表示）が 50%以下であることを保証しなければならない。

欧州委員会の解釈：

第 24 条の空隙率は、グループ包装、輸送包装、及び電子商取引用包装に適用され、当該包装を使用又は充填する自然人又は法人が遵守しなければならない。欧州委員会は、2028 年 2 月 12 日までに採択される施行法において、空隙率の計算方法を定める。

販売用包装については、空隙に関する最小化要件は、あらかじめ定められた閾値とは関連付けられていないため、2030 年 1 月 1 日まで適用される既存規格 EN 13428:2004 (23) に基づいて評価する必要がある、附属書 IV パート A に規定される更新された性能基準及び第 10 条に規定される要件に従って更新される。義務を負うのは製造業者であり、製造業者は適合性評価を実施し、包装に関する技術文書及び EU 適合宣言書を作成する必要がある。

12. 第 11 条の要件適用前に市場に出回ったリユース可能な包装

法的規定：

第 11 条(1)：「2025 年 2 月 11 日以降に市場に出回る包装は、以下の全ての要件を満たす場合にリユース可能と見なされる：

(a) 複数回リユースすることを目的として考案、設計、市場に出回ったものであること；

(b) 通常予測可能な使用条件下で可能な限り多くの回転数を達成できるように考案、設計されていること；

(c) 消費者の健康、安全、衛生に関する適用要件を満たしていること；

(d) 機能やリユースを妨げるような損傷を与えることなく、内容物を空にしたり、荷降ろししたりできること；

(e) 包装された製品の品質と安全性を維持し、食品安全に関するものを含む適用される安全衛生要件を遵守しながら、内容物の排出、荷降ろし、再充填、又は再積載が可能であること；

(f) 附属書 VI パート B に従って再生処理が可能であり、かつ本来の機能を果たす能力を維持すること；

(g) ラベルの貼付が可能であり、製品の特性及び包装自体に、製品の安全性、適切な使用、トレーサビリティ、及び賞味期限を確保するための関連指示及び情報を含め、当該製品の特性に関する情報を記載できること；

(h) 容器の空化、荷降ろし、再充填、又は再積載が、作業者の健康と安全に危険を及ぼすことなく行えること；及び、

(i)第 6 条に規定するリサイクル可能な包装に関する要件を満たし、廃棄物となった際にリサイクル可能であること。」

第 11 条(2)：「2027 年 2 月 12 日までに、欧州委員会は、第 64 条に従って委任法を採択し、本規則を補足するものとする。この法律は、本条第 1 項(b)の目的のために、リユースに最も頻繁に使用される包装形態について、衛生及び物流などのその他の要件を考慮して、リユース可能な包装の回転数の最小値を定めるものである。」

第 15 条(9)：「本条第 8 項の規定に係らず、第 5 条から第 12 条に規定する要件に適合していないと判断される包装を適合させ、回収し、又はリコールする義務は、2025 年 2 月 11 日より前に市場に出されたリユース可能な包装には適用されない。」

欧州委員会の解釈：

第 11 条リユース基準は、規則の発効日である 2025 年 2 月 11 日から適用される。但し、規則自体は 2026 年 8 月 12 日から適用される。即ち、規則の発効日（2025 年 2 月 11 日）より前に EU 市場に既に流通しているリユース可能な包装は、これらの要件に遡及的に準拠させる必要はない。これは規則第 15 条(9)に明記されている。

2025 年 2 月 11 日以降に市場に流通するリユース可能な包装は、規則に準拠する必要がある。但し、所轄の官庁は、規則第 11 条及びその他の規定に従って、当該包装の準拠状況を 2026 年 8 月 12 日以降に初めて確認できる。

第 11 条に規定されている要件は、旧 PPWD 及び関連する包装リユースに関する整合規格 EN 13429:2004 (24) に規定されているリユース可能な包装に関する要件と実質的に同様である。これは、PPWR に基づくリユース可能な包装に関する要件が全く新しいものではないことを意味する。

13. 包装表示の調和範囲

法的規定：

第 12 条(1) : 「2028 年 8 月 12 日以降、又は本条第 6 項若しくは第 7 項に基づき採択された施行法の発効日から 24 か月後のいずれか遅い日から、市場に出回る包装には、消費者の分別を容易にするため、その材質構成に関する情報を含む調和ラベルを付さなければならない。ラベルはピクトグラムに基づき、障害者を含む全ての人にとって容易に理解できるものでなければならない。(…)」

欧州委員会の解釈 :

第 12 条の適用範囲における包装表示は、デポジット返還制度を除き、網羅的かつ完全に調和されている。EU 法の優位性の原則に基づき、分別指示を追加する国内規則は認められない。加盟国は、2028 年 8 月 12 日以降、又は表示規則及びピクトグラムを規定する施行法の発効日から 24 か月後以降は、EU 統一表示の横に自国の表示を維持することは認められない。経済事業者は移行期間なしに新たな表示制度に適應できないため、国内措置は当該期日前に廃止するか、移行を可能にするように修正する必要がある。分別指示に関する国内措置が域内市場への影響を考慮して不均衡であると判断される場合、当該措置は、欧州委員会第 12 条(6)に従って採択する EU 統一要件の発効日に関係なく、可及的速やかに廃止する必要がある。

包装材料の識別システムを確立する 1997 年 1 月 28 日付欧州委員会決定 97/129 (25) は、主に廃棄物管理者が包装廃棄物を分別するのを支援することを目的として、包装材料の構成を識別するための番号付けと略語のシステムを定めており、2028 年 8 月 12 日まで引き続き有効である。この決定及びそこで定められた略語システムの使用は製造業者にとって任意だが、加盟国は、この決定で定義されたシステム以外の包装材料識別システムが使用されないようにする義務がある。言い換えれば、識別システムを使用する場合は、この決定で定義されたシステムを使用しなければならない。しかし、この決定に基づいて確立された略語の使用は、2028 年 8 月 12 日以降は認められなくなる。これは、収集後の廃棄物分別における技術進歩により、リサイクル業者にとってそのような表示の必要性が低下し、単一市場全体で統一された表示を確保するためである。

第 12 条(1)に規定される表示義務の目的は、消費者による包装廃棄物の分別を促進することである。従って、これらの義務は、ヒト用医薬品、動物用医薬品、医療機器、体外診断用医療機器など、専門のエンドユーザーが産業活動又は職業活動においてのみ使用する特定の製品の包装には適用されない。また、本規則は、電子商取引用包装を除く輸送用包装、及びデポジット返還制度の対象となる包装を、この表示義務から明示的に除外している。廃棄物分別ラベルの仕様は、2026 年 8 月 12 日までに施行法によって定められる。

第 12 条(2)に基づくリユース可能な包装の表示に関しては、加盟国は、2029 年 2 月 12 日

以降、又は関連する表示ルールを規定する施行法の発効日から 30 か月後以降は、EU 統一ラベルの横に自国のラベルを併記することは認められない。廃棄物分別ラベル及びリユース可能な包装用ラベルの使用は義務付けられている。

第 12 条(4)に基づく再生材含有率及びバイオベース含有率の表示については、2028 年 8 月 12 日、又は関連する施行法の発効から 24 か月後に完全に統一されるが、これらの表示の使用は任意である。即ち、事業者は包装に再生材含有率又はバイオベース含有率を表示する義務はないが、表示を希望する場合は、EU 統一技術仕様を使用する必要がある。

第 50 条(1)に基づく義務的なデポジット返還制度の対象となる包装の表示については、加盟国は、当該包装に統一カラーラベルの表示を義務付けることができる（第 12 条(1)第 4 サブパラグラフ）。

加盟国は EU 統一 DRS ラベルの使用を義務付けられていないが、他の加盟国で貼付された DRS ラベルが貼付された自国市場向け包装製品への DRS ラベルの貼付を禁止することはできない。これは、義務的なデポジット返還制度と任意的なデポジット返還制度の両方に適用される。統一ラベルを使用することで、加盟国は国内 DRS ラベルによる域内市場への障壁形成のリスクを低減できる。国内 DRS ラベルに関する規則を定める際には、加盟国は欧州委員会通達「飲料包装、デポジット制度及び物品の自由移動」（2009/C 107/01）（26）を考慮することが推奨される。

拡大生産者責任（EPR）ラベル(27)に関しては、PPWR は物理的なラベルを禁止し、情報又はラベルはデジタル形式でのみ提供することを許可している（第 12 条第 9 項）。

第 12 条第 11 項に規定されている除外規定に関して、医療機器及び体外診断用医療機器については、規則（EU）2017/745 及び（EU）2107/746 において、内装及び外装の定義は規定されていない。これらの製品に除外規定が正しく適用されるよう、直接包装とは機器に直接接触する包装を指し、外装とは機器の販売用包装を指すものと解釈されるべきである。

第 12 条は EU 域内における包装表示を完全に調和させているため、加盟国は他の国内における強制的な包装表示要件を採用することはできない。これは、包装表示要件が域内市場に及ぼす重大な影響を理由としている。

14. 既存のリユース可能な輸送用包装の表示

法的規定：

第 12 条(2)によれば、「(…) 2029 年 2 月 12 日以降、又は第 6 項に基づき採択された施行法

の発効日から 30 か月後のいずれか遅い日から市場に出回るリユース可能な包装には、当該包装がリユース可能であることを利用者に知らせるラベルを貼付しなければならない。リユース性に関するその他の情報（地域、国、又は EU 全体のリユースシステムの利用可能性、及び回収場所に関する情報を含む）は、包装の追跡、輸送回数及び回転数の計算を容易にする QR コード又はその他の標準化されたオープンなデジタルデータ媒体、又は計算が不可能な場合は平均的な推定値を通じて提供されなければならない。（…）」

第 12 条(3)によれば、これらの要件は「附属書 VI に定めるシステム運用者を有しないオープンループシステム」には適用されない。

第 12 条(6)は、包装ラベルを定める権限を欧州委員会に与えている：「欧州委員会は、2026 年 8 月 12 日までに、本条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する包装のラベル表示に関する、統一ラベル及びラベル表示要件と形式（デジタル手段による表示を含む）の仕様を定めるための実施規則を採択しなければならない。（…）」

第 12 条(12)は、「第 1 項、第 2 項、第 4 項に規定する包装であって、これらの項に規定する期限前に EU 域内で製造された、又は輸入されたもので、かつこれらの項に定める基準を満たさないものは、これらの項に定める表示義務の発効日から 3 年間は市場に出回ることができる」と規定している。

第 15 条(9)は、「本条第 8 項の規定に係らず、第 5 条から第 12 条に規定する、又はこれらに基づく要件に適合していないと見なされる包装を適合させ、回収し、又はリコールする義務は、2025 年 2 月 11 日より前に市場に出されたリユース可能な包装には適用されない」と規定している。

欧州委員会の解釈：

以下のものを区別する必要がある：

(a) PPWR の発効日、即ち 2025 年 2 月 11 日より前に市場に出されたリユース可能な輸送用包装；及び、

(b) 2025 年 2 月 11 日以降（即ち、PPWR の発効後）に市場に出回ったリユース可能な輸送用包装であって、リユース可能な包装の表示に関する施行法の適用日（2026 年 8 月 12 日までに採択され、2029 年 2 月 12 日、又は施行法の発効日から 30 か月後に適用される）より前に市場に出回ったもの。即ち、2025 年 2 月 11 日から 2029 年 2 月 12 日までの間に市場に出回ったリユース可能な輸送用包装。

(a)に該当するリユース可能な包装は、機能的陳腐化又は運用上の制約によりリユースシステムから除去されるまで、流通を継続することができる。

(b)に該当するリユース可能な包装は、遅くとも 2032 年 2 月までに表示要件を満たす必要がある。新たな表示規則は、施行法の採択時、即ち 2026 年 8 月には既に業界に周知されていることを考慮すると、リユース可能な輸送包装のうち、規制に適合させる必要があるのは限定的な量に留まる。実際には、2025 年 2 月から 2026 年 8 月までの期間に市場に出回る包装は、2032 年 2 月までに新たな規則に従ってラベルを貼付する必要がある。PPWR の発効後、事業者は新たな表示規則の適用を受けないという正当な期待を抱くことはできなくなることを留意すべきである。

企業間取引（消費者が輸送包装の最終使用者ではない場合）におけるリユース可能な輸送包装で、システム事業者がクローズドループシステムで管理する場合、ウェブサイト又は添付文書による情報提供を保証する第 12 条第 5 項の条件は満たされる。

15. 廃棄物管理事業者の報告義務

法的規定：

第 23 条(1)によれば、「包装廃棄物管理事業者は、指令 2008/98/EC 第 35 条(1)に従い、電子登録簿を通じて加盟国の領域内で初めて利用可能となった包装に関する情報を除き、本規則附属書 XII 表 3 に記載されている包装廃棄物に関する情報を、毎年、所轄の官庁に提供しなければならない。」

包装廃棄物管理事業者は、拡大生産者責任義務を個別に履行する場合、又は拡大生産者責任義務を共同で履行する場合、当該義務の履行を委託された生産者責任団体に対し、第 44 条(10)に定める情報提供義務を遵守するために必要な全ての情報を、毎年提供しなければならない。

加盟国は、国内法に従い、包装廃棄物の管理組織を公的機関が担う場合、包装廃棄物管理事業者は、指令 2008/98/EC 第 35 条(1)に従い、第 44 条(10)に定める情報提供義務を遵守するために必要な全ての情報を、当該公的機関に毎年提供すること、又は電子登録簿を補完するその他の手段を提供することを定めることができる。

第 44 条(10)によれば、「生産者は、拡大生産者責任義務を個別に履行する場合、当該義務の履行を委託された生産者責任組織は、拡大生産者責任義務を共同で履行する場合、又はリユースシステムが拡大生産者責任義務を履行する場合、リユースシステム事業者は、附属書 IX パート B 第 3 項に定める情報を、前暦年ごとに毎年、所轄の官庁に提出しなければならない

い。」

国内法に基づき、包装廃棄物の管理組織を公的機関が担う場合、加盟国は、当該機関が附属書 IX パート B 第 3 項に定める情報を提出することを規定できる。

欧州委員会の解釈：

廃棄物管理事業者は、廃棄物枠組み指令（WFD）第 3 条(9)に定義される「廃棄物の収集、輸送、回収（分別を含む）、処分（これらの業務の監督及び処分場の事後管理、並びにディーラー又はブローカーとしての行為を含む）」を行う事業者を指すものと理解されるべきである。

第 23 条は、義務を負う包装廃棄物管理事業者が誰であるか、情報の提出方法、又は提出しなければならない状況について具体的に規定していない。従って、欧州委員会は、包装廃棄物に関する情報を提供する廃棄物管理事業者の義務は、生産者責任団体（PRO）、生産者、及び所管の官庁が第 44 条(10)に定める報告義務を履行するのを支援するための一般的な要件として解釈されるべきであると理解する。従って、加盟国は、包装廃棄物管理事業者が必要な情報を提供する必要がある状況を具体的に定める必要がある。

第 23 条第 1 項第 1 サブパラグラフは、包装廃棄物管理事業者は、附属書 XII の表 3 に記載されている情報を所管の官庁に提供しなければならないと規定している。但し、有害包装廃棄物に関する情報は、WFD 第 35 条第 1 項に規定されているとおり、既に所管の官庁に報告されているため、この限りではない。また、包装廃棄物管理事業者は、加盟国の領域内で初めて流通する包装、又は包装されていない包装に関する情報も提供できないため、この限りではない。所管の官庁は、第 44 条に基づいて設立される生産者登録簿を通じて附属書 XII 表 3 の情報を受け取るため、包装廃棄物管理事業者は、生産者責任組織（PRO）、生産者、又は他の所管の官庁が報告したデータが正確であることを相互確認する必要がある場合、又は加盟国が定めるその他の状況においてのみ、この情報を提供しなければならない。

16. シングルユースプラスチック指令（SUPD）と PPWR の包装禁止に関する関係法的規定：

リサイタル（13）：「（…）本規則における複合包装の定義は、プラスチックを一部含むシングルユース包装を、その含有量の閾値に係らず、欧州議会及び閣僚理事会指令（EU）2019/904 の要件から免除するものではない。」

リサイタル（180）：「（…）本規則は、附属書 V 第 3 項に記載されているプラスチック製品の市場投入を制限する一方、指令（EU）2019/904 は、加盟国がこれらのシングルユースプ

プラスチック製品の消費量を削減するために必要な措置を講じることを認めている。指令 (EU) 2019/904 に基づく国内の施行措置は、市場への上市禁止よりも制限が緩やかになり得るため、本規則は、包装の定義に該当する製品に関して、シングルユースプラスチック包装の削減を促進し、環境中のシングルユースプラスチック包装の量を削減するために、指令 (EU) 2019/904 に優先するべきである。(…)」

第 3 条第 1 項ポイント 24 : 「複合包装」とは、主包装材の重量の一部を構成する 2 種類以上の異なる材料から作られ、手作業で分離できないため、一体化した包装単位をいう。但し、いずれかの材料が包装単位のごくわずかな部分を占める場合、かつ、いずれの場合も包装単位の総質量の 5%以下である場合は、この限りではない。ラベル、ワニス、塗料、インク、接着剤、ラッカーは除く。これは指令 (EU) 2019/904 を損なうものではない。

第 25 条(1) : 「2030 年 1 月 1 日以降、事業者は附属書 V に記載されている形態及び用途の包装を市場に出さなければならない。」

附属書 V ポイント 3 : 「HORECA (ホスピタリティ、レストラン、ケータリング) 部門の施設内で充填及び消費される食品及び飲料用のシングルユースプラスチック包装。これには、事業所内外のテーブルと椅子が設置された飲食エリア、立ち飲みエリア、及び複数の事業者又は第 3 者が共同でエンドユーザーに提供する飲食エリアを含む。飲料水へのアクセスがない HORECA (ホテル・レストラン・カフェ) 部門の施設は免除される。」

指令 (EU) 2019/904 (SUPD) (28) (第 3 条第 2 項) は、シングルユースプラスチック製品を「プラスチックを全部又は一部に使用して製造され、その耐用年数内に、製造業者に返却して詰め替えたり、本来の用途でリユースしたりすることによって、複数回の使用又は回転を行うことを目的として設計、製造、又は市場に出回っていない製品」と規定している。SUPD の第 4 条及び附属書パート A によれば、加盟国は、即時消費用の食品及び飲料カップを収容するために使用されるシングルユースプラスチック製硬質容器に対して、国内規制を課すことができる。

第 67 条第 1 項(a) (29)によれば、別段の定めがない限り、矛盾が生じた場合は SUPD が PPWR に優先する。第 67 条(1)(b)は、附属書 V 第 3 項に基づく包装禁止について別段の規定を設けている。

第 70 条(4)によれば、「加盟国は、附属書 V 第 2 項及び第 3 項に列挙された形態及び用途の包装の市場投入を制限する国内規定を 2030 年 1 月 1 日まで維持することができる。第 4 条(3)は、2030 年 1 月 1 日まで、これらの国内措置に関して適用されない。」

欧州委員会の解釈：

SUPD と PPWR は、共存する 2 つの法的文書であり、それぞれ異なる目的を有する。

リサイタル(13)及び(180)は、PPWR と SUPD の関係について述べており、複合包装は PPWR によればシングルユースプラスチック包装と見なされ得ることを示している。

PPWR は、「複合包装」を、包装が単一材料と見なされる 5%の閾値を導入することによって規定している。従って、附属書 V の「シングルユースプラスチック包装」とは、プラスチック含有量が 5%を超える包装のみを指す。但し、「複合包装」の定義は SUPD（シングルユースプラスチック包装に関する規則）に「影響を与えない」ものである（PPWR 第 3 条(1)第 24 項及び第 13 項参照）。その結果、プラスチック含有量が 5%以上の紙ベースの包装を含む複合包装は、PPWR 第 25 条及び附属書 V 第 1~4 項の包装禁止の対象となるが、プラスチック含有量が 5%以下の包装はこの禁止の対象とならない。

PPWR と SUPD は共存するため、それぞれの適用範囲は併せて解釈されねばならない。附属書 V に記載されている包装形態、材料、用途に関しては、PPWR が優先される。これらの場合、加盟国は PPWR を適用しなければならず、国内措置を導入するために SUPD 第 4 条に依拠することはできない。一方、附属書 V の制限の対象とならない包装は、指令第 3 条(2)の意味におけるシングルユースプラスチック製品に該当する場合、SUPD の対象となる。このような場合、SUPD 第 4 条が引き続き適用され、加盟国は飲料用カップ及び即時消費用の食品を収容するために使用される硬質食品容器の消費を削減するための措置を採用する必要がある。このような国内消費削減措置は、2030 年 1 月 1 日以降も継続することができます。加盟国は、個々の事例ごとに、そのような国内措置が SUPD の目的と釣り合いが取れており、EU 法の下で差別的でないことを証明しなければならない。域内市場への潜在的な影響を考慮する必要がある、特定の国内措置がこれらの要件を満たしているかどうかは、欧州委員会によって評価される。

PPWR 第 25 条(2)に基づく、2030 年 1 月 1 日までに国内規制を撤廃する義務は、附属書 V に該当する包装形態、用途、及び材料に関する措置にのみ適用される。

従って、附属書 V の 2~4 項に関して、包装形態、材料、及び用途が附属書 V の 2~4 項に該当しない場合でも、SUPD におけるシングルユースプラスチック製品に該当する場合は、SUPD 第 4 条が適用される。

このように、PPWR は附属書 V に該当する包装について調和のとれた規制を定め、SUPD

はこれらの特定の規制の範囲外にあるシングルユースプラスチック製品について引き続き適用される。

最後に、2027年に予定されているSUPDの評価を踏まえ、欧州委員会は、PPWRとの整合性及び一貫性の確保、包装単一市場の促進、公平な競争条件の確保などを含め、指令の見直しの必要性を評価する予定である。

発泡ポリスチレン（EPS）製の食品容器、飲料容器、飲料用カップについては、SUPD（第5条）により既に禁止されている。PPWR第67条(5)は、押出ポリスチレン（XPS）製の容器もSUPDの対象に含めるようSUPDを改正しており、これは2030年1月1日から適用される。加盟国による国内法への移行は不要である。

17. 第25条及び附属書V第1項～第4項における包装禁止の適用範囲（プラスチック含有量に関して）

法的規定：

第25条第1項によれば、「2030年1月1日から、経済事業者は附属書Vに列挙された形態及び用途の包装を市場に出さなければならない。」

附属書V第1項～第4項は、様々な包装用途におけるシングルユースプラスチック包装の使用を制限している。

欧州委員会の解釈：

附属書Vポイント1～4に基づく包装禁止は、100%プラスチック素材でできた製品のみを対象とするものではない。このような解釈は、プラスチック以外の素材がごく僅かでも添加されている場合、包装が禁止の対象外となるという事態を招く可能性がある。

従って、「シングルユースプラスチック包装」の定義がないため、プラスチックを5%以上含む紙製包装を含む複合包装は、本規則第25条及び附属書Vポイント1～4に規定する包装禁止事項の対象となるものと見なすべきである。プラスチック含有量が5%以下の包装は、この禁止事項の対象外となる。

18. 製品輸送用販売包装のリユース目標

法的規定：

第29条(1)：「2030年1月1日以降、EU域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチック製クレート、中間バルクコンテナ、バケツ、ドラム缶、あらゆるサイズ又は材質の容器（軟包装、パレット包装、輸送中のパレット上の製品の安定

化及び保護のためのストラップを含む)の形態で、輸送用包装又は製品輸送用販売包装(電子商取引を通じて販売される製品を含む)を使用する経済事業者は、当該包装全体の少なくとも40%がリユースシステム内でリユース可能な包装であることを確保しなければならない。」

第3条第1項ポイント(5)は、販売用包装を「販売時点において、製品と包装からなる販売単位を構成するように設計された包装」と規定している。

第3条第1項ポイント(7)は、輸送用包装を「1つ又は複数の販売単位、若しくは販売単位の集合体の取扱い及び輸送を容易にし、取扱い及び輸送による製品の損傷を防止するように設計された包装。但し、道路、鉄道、船舶及び航空コンテナは除く。」と規定している。

欧州委員会の解釈

「製品の輸送に使用される販売用包装」とは、輸送用包装と販売用包装の両方と見なされる包装形態を指す。しかしながら、第29条(1)に列挙されている製品輸送容器(例えば、バケツ、ドラム缶、キャニスターなど)の中には、農薬、塗料、石膏、接着剤などの製品が充填されている場合があり、これらの容器のリユースは不可能となるか、或いはリユースできたとしても、不釣り合いなコストと資源消費を伴う可能性がある。これは、粘性の高い充填材が開封後に容器内で固化したり、充填材が包装材に移行して汚染したりする可能性があるためである。

従って、販売用包装のリユースの可否は、主に充填されている製品によって決まる。リユース目標の対象となるのは、輸送機能が明確な販売用包装のみである。「製品輸送用」という要件は、例えば、包装の特別な設計、形状、又はサイズによって示すことができる。

以下にいくつかの例を示す：

- 塗料、化学薬品、又はソースが充填されたプラスチック製バケツは、容器の特性を変化させる可能性がある。残留物や臭気は、これらの製品の輸送にリユース可能な包装形態のリユースを困難にする可能性がある。使用済みバケツ内部に残った残留物や臭いを除去することは技術的に可能である。しかし、場合によっては、包装された製品の種類によっては、残留物の除去に化学薬品、水、エネルギーを大量に消費する集中的な洗浄が必要となることがある。そのため、プラスチックバケツのリユースは、集中的な洗浄プロセスが過剰なコストや資源を伴わない場合にのみ現実的な選択肢となる。

- ドラム缶などの硬質包装形態の朝食用シリアルやその他の固形食品：ドラム缶などのリユース可能な包装形態で、同一企業内(但し、異なる拠点間)又は関連企業間、或いは同一加

盟国内で流通するこれらの食品の輸送は可能である。ドラム缶内のシリアルの残留物や臭いはドラム缶内部に影響を与えないため、リユースは現実的な選択肢となる。

- バルク材料、例：砂や岩石の輸送（フレキシブル中間バルクキャリアバッグ使用）：リユース可能なフレキシブル中間バルクキャリアバッグを用いたバルク材の輸送は可能である。これらの製品は、このような包装材の内部特性を変化させず、また、大掛かりな洗浄も必要ない。

生鮮果物の輸送（プラスチック製の箱又は木箱使用）：箱又は木箱に生鮮果物を詰めた場合、それは販売用包装と見なされる。但し、この箱又は木箱には通常、1人分よりも多くの生鮮果物が詰められており、販売拠点まで輸送されることを考慮すると、輸送用販売用包装と見なされる。こうした包装形態はリユース可能である。

19. 国際貿易における輸送用包装のリユース目標

法的規定：

第 29 条：

「(1) 2030 年 1 月 1 日から、EU 域内において、パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチック製クレート、中間バルクコンテナ、バケツ、ドラム缶、あらゆるサイズ又は材質の容器（軟包装、パレット包装、輸送中のパレット上の製品の安定化及び保護のためのストラップを含む）の形態で、輸送用包装材又は製品の輸送に使用される販売用包装を使用する経済事業者は、当該包装全体の少なくとも 40%がリユースシステム内でリユース可能な包装材であることを確保しなければならない。

(2) 2030 年 1 月 1 日から、本条第 1 項の規定に係らず、EU 域内において、本条第 1 項に列挙された形態で、輸送用包装又は製品の輸送に使用される販売用包装を使用する経済事業者は、事業者が活動を行う異なる場所間、又は事業者が活動を行う場所のいずれかと、2025 年 2 月 11 日時点で適用される勧告 2003/361/EC 附属書第 3 条で定義されるその他の関連企業又はパートナー企業の場所との間の連合は、当該包装がリユースシステム内でリユース可能であることを保証するものとする。

(3) 2030 年 1 月 1 日以降、第 1 項の規定に係らず、(1)に列挙された形態の輸送用包装又は販売用包装（電子商取引を通じて販売される製品を含む）を同一加盟国内の他の経済事業者へに配送するために使用する経済事業者は、当該包装がリユースシステム内でリユース可能であることを確保しなければならない。」

欧州委員会の解釈：輸送用包装（及び製品輸送に使用される販売用包装）のリユース目標は、

当該包装材が「EU 域内」で使用される場合に限定される。従って、輸入業者と販売業者の両方が EU 域内に所在していなければならない。第 3 国からの輸送用包装（及び製品輸送に使用される販売用包装）に関しては、この要件は輸入及び市場投入の時点から適用されるものと理解されるべきである。これは、必要な輸入手続きが全て完了し、EU 市場での流通が許可された時点の意味する。これは通常、EU 域内の最初の倉庫で行われる。

リユース目標は、輸送用包装で EU 市場に出荷された輸入貨物に適用される。これらの目標は、EU 域内に所在する最初の倉庫から EU 域内の最終目的地まで適用される。但し、最初の倉庫が貨物の最終目的地でない場合はこの限りではない。

本規定において、「最初の倉庫」とは、輸送用包装で包装された貨物が EU 域内に最初に到着し、保管及び開梱され、EU サプライチェーン内での二次流通に供される施設を意味する。

最初の倉庫に到着し、単一の最終目的地に向かう貨物については、リユース可能な包装への開梱及び再梱包は不要である。配送センター及び物流ハブは最終目的地とは見なされない。

20. 輸送用包装のリユース目標に関する責任ある経済事業者

法的規定：

第 29 条(1)：「2030 年 1 月 1 日から、EU 域内で輸送用包装、又はあらゆるサイズや材質の製品（電子商取引を通じて販売される製品を含む）の輸送に使用される販売用包装（パレット、折りたたみ式プラスチック箱、箱、トレイ、プラスチック製クレート、中間バルクコンテナ、バケツ、ドラム缶、キャニスター、軟包装、パレット上の製品の輸送中の安定化及び保護のためのパレット包装又はストラップを含む）を使用する経済事業者は、当該包装全体の少なくとも 40%がリユースシステム内でリユース可能な包装であることを確保しなければならない。2040 年 1 月 1 日以降、当該経済事業者は、第 1 項に規定する包装材の少なくとも 70%を、リユースシステム内でリユース可能な形態で使用するよう努めなければならない。」

欧州委員会の解釈：

輸送用包装のリユース目標は、輸送用包装又は輸送用販売包装を使用する経済事業者のレベルで設定される。

従って、リユース目標は、輸送用包装の使用者、又は輸送用販売包装の使用者に課せられる。輸送用包装の使用者又は輸送用販売包装の使用者とは、製造業者、輸入業者、又は販売業者として、関連する輸送用包装を用いて EU 市場に製品を流通させる経済事業者を指す。

21. 特注輸送包装のリユース目標からの免除

法的規定：

第 29 条(4)は次のように述べる：「第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める義務は、以下の輸送包装又は販売包装には適用されない：

(a) 指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用されるもの；

(b) 大型機械、設備及び物品の輸送に使用されるもので、その包装が発注した事業者の個々の要件に合わせて特注で設計されているもの。」

欧州委員会の解釈：

第 29 条第 4 項(b)は、大型機械、設備及び物品の輸送に使用される包装であって、その包装が発注した事業者の個々の要件に合わせて特注で設計されているものについて、適用除外を規定している。ここでいう「大型機械、設備及び物品」とは、大型機械、設備及び物品を指すものとする。

この除外規定を利用しようとする事業者は、包装が個々の製品に合わせて特別に設計されたものであることを示す適切な文書を提出しなければならない。この文書は包装に関する技術文書に記載され、第 29 条(4b)に規定される除外の条件への適合性を確認するために必要な包装の設計、製造、及び運用に関するあらゆる事項を網羅するものとする。

22. 飲料のリユース目標遵守における「提供」の定義

法的規定：

第 29 条(6)によれば、「2030 年 1 月 1 日以降、加盟国の領域内で販売用包装のアルコール飲料及びノンアルコール飲料を消費者に提供する最終販売業者は、当該製品の少なくとも 10%をリユースシステム内でリユース可能な包装で提供しなければならない。」

第 3 条(11)は、「加盟国の領域内での提供とは、商業活動の一環として、加盟国の領域内で流通、消費又は使用を目的とした、空の包装又は製品入りの包装の供給を意味し、有償か無償かを問わない」と規定している。

最終販売業者は、第 3 条(1)(21)において、「包装された製品（リユースによるものを含む）又は詰め替え可能な製品を最終消費者に提供するサプライチェーン上の自然人又は法人」と規定されている。

欧州委員会の解釈：

本規則の適用上、販売用包装の飲料を消費者に提供する最終販売業者は、殆どの場合、

HORECA（ホテル、レストラン、カフェ）部門の小売店又はバー及びレストランである。通信販売の場合、最終販売業者は、ウェブサイトを通じて販売用包装の飲料を消費者に提供する経済事業者である。

提供とは、販売用包装の飲料を消費者に実際に販売することを必要とするものではない。最終販売業者が、販売する飲料の少なくとも 10%をリユース可能な販売用包装で提供すれば十分である。

第 29 条(6)における「リユースシステム」とは、規則附属書 VI パート A に定義されるリユースシステムに適用される要件を指す。このようなシステムの適切な機能には、とりわけ、第 12 条(2)に従い、消費者向けに適切な情報提供、表示、又はコミュニケーション手段を確立し、リユース可能な販売用包装で提供される飲料を識別し、促進することで、それらの効果的な市場投入と販売を可能にすることが含まれる。

飲料のリユース目標を算出するための計算方法は、第 30 条(3)に従って採択される施行法に定められる。

23. HORECA セクターにおける飲料のリユース目標

法的規定：

PPWR 第 29 条第 6 項第 1 サブパラグラフは、次のように規定している：

「2030 年 1 月 1 日以降、加盟国の領域内で販売用包装のアルコール飲料及びノンアルコール飲料を消費者に提供する最終販売業者は、当該製品の少なくとも 10%をリユースシステム内でリユース可能な包装で提供することを確保しなければならない。」

欧州委員会の解釈：

バーやレストランにビール樽などの大型リユース可能飲料容器で販売され（企業間取引）、バーやレストランの事業者（即ち HORECA セクター）によって消費者に提供される飲料は、HORECA セクター事業者に適用されるリユース目標には寄与しない。このような飲料は、販売用包装で消費者に提供されないためである。飲料容器が中身を詰めた大型のリユース可能な容器が消費者に提供されて初めて、その飲料容器は飲料販売業者のリユース目標達成に貢献できる。

一方、リユース可能なボトルなどの小型飲料容器は、販売用包装であり消費者に直接提供できるため、リユース目標の算定対象となる。

24. リユース目標からの国内免除

法的規定：

第 29 条(14)は、加盟国が自国領域内の経済事業者に対し、5 年間、リユース目標を免除できる累積的な条件を定めている。これらの条件は以下のとおり：

「(a) 免除対象加盟国が、2025 年までに達成すべき包装廃棄物のリサイクル率（材料別）目標を 5 パーセントポイント上回り、かつ、2030 年の目標を 5 パーセントポイント上回ると見込まれる場合（欧州委員会が 2030 年の目標の 3 年前に公表した報告書に基づく）；

(b) 免除対象加盟国が、第 43 条に定める関連廃棄物削減目標の達成に向けて順調に進んでおり、かつ、2018 年の一人当たりの包装廃棄物発生量と比較して、2028 年までに一人当たりの包装廃棄物発生量を少なくとも 3%削減したことを証明できる場合；及び、

(c) 経済事業者が、第 43 条及び第 52 条にそれぞれ規定される廃棄物削減及びリサイクル目標の達成に貢献する企業廃棄物削減及びリサイクル計画を策定している場合。」

この 5 年間の期間は、全ての条件が満たされている限り、加盟国によって更新できる。

加盟国が達成すべきリサイクル目標は、第 52 条に規定されている。目標は、紙・板紙、プラスチック、ガラス、木材、金属、アルミニウムといった包装材料について設定されている。

欧州委員会の解釈：

a) 加盟国が全ての材料別リサイクル目標を超える可能性

複数形（「目標」）の使用は、複数の材料別目標が存在するものの、この免除の適用条件を満たすために、これらの目標全てを同時に超える必要はないという背景を踏まえて理解されるべきである。

例えば、ある加盟国においてアルミニウムのリサイクル目標が達成された場合、小売業者は、リユース可能な包装で販売する飲料の 10%を販売するという義務の範囲内で、アルミニウム缶で販売した飲料を対象製品から控除することが認められる場合がある。小売業者は、ガラスやプラスチックなどの他の材料で作られた包装で販売する飲料については、引き続きリユース目標を達成する必要があるが、アルミニウム缶で販売された飲料の割合に応じて、10%の目標は比例的に引き下げられる。

b) 複合包装に適用される免除に関する条件 複合包装の場合、包装に使用される材料に関するリサイクル目標が達成されている必要がある。実際には、包装単位の重量の 5%以上を占める全ての材料のリサイクル目標が達成される必要がある。

c) 廃棄物削減目標に関する条件 当該加盟国は、免除対象国で発生する全ての包装廃棄物に関する全体的な廃棄物削減目標を達成する見込みが必要である。材料別の廃棄物削減目標はない。

d) 免除の更新条件：加盟国が5年後もリユース目標の免除を継続して利用する場合、2035年及び2040年の廃棄物削減目標を達成する必要がある。共同立法者が免除の更新を認めた意図は、経済事業者がリユース目標を達成し、加盟国が2035年及び2040年に定められた削減目標に従って包装廃棄物の発生量を削減し続けることを確実にすることであった。新たなデータが入手可能となり、新たな目標が適用される場合、適切な時期にそれらを考慮する必要がある。そうしないと、PPWRの目的、特に包装廃棄物の削減が損なわれる可能性がある。

25. 加盟国の国内措置設定に関する柔軟性

法的規定：

第4条：

「1. 包装は、本規則に適合する場合に限り、市場に出回ることができる。

2. 加盟国は、第5条から第12条に規定される、又はこれに基づき定められる持続可能性、表示、及び情報に関する要件を満たす包装の市場への上市を禁止、制限、又は妨害してはならない。

3. 加盟国が、本規則に規定される要件に加えて、国内の持続可能性要件又は情報要件を維持又は導入することを選択した場合、これらの要件は本規則に規定される要件と矛盾してはならず、加盟国は、これらの国内要件への不適合を理由として、本規則に適合する包装の市場への上市を禁止、制限、又は妨害してはならない。」

欧州委員会の解釈：

PPWRは、一部の事項について加盟国に裁量の余地を与えているか、最低限の要件のみを定めているか、又は完全に調和されていない規定について加盟国による実施を求めている。更に、一部の規定の適用期限が延期されている。

包装に関する各国の規定の相違は、事実上全ての経済分野及び製品のバリューチェーンに影響を与えている。従って、加盟国は、国内措置が域内市場における貿易に対する不均衡かつ不当な障壁や競争の歪みを生じさせないよう確保しなければならない。

EU調和規則の先取り適用、即ち、加盟国が調和期限前に拘束力のある施行法を採択する場

合、特に、そうした規定が EU レベルでの施行措置の先行採択を要求する場合、EU 条約第 4 条第 3 項に規定される誠実な協力の原則、及び規則の直接適用原則を定める EU 機能条約第 288 条に違反する。既存の法的枠組み（PPWR、条約）によって認められる可能性のあるこのような国内法の先取りは、遅くとも調和規定の発効までに廃止されなければならない。かつ、規則の特定条項に規定される裁量の範囲内に収まるものでなければならない。

加盟国が規則に定められた要件を超える持続可能性要件を導入する可能性に関して、PPWR 第 4 条第 2 項は、規則の要件を満たす包装が国内規則によって市場への投入を制限されないことを経済事業者に保証している。

PPWR 第 4 条第 3 項は、加盟国の行動の自由を制限するものと解釈されるべきであり、PPWR 第 4 条第 2 項に規定された一般原則からの逸脱を認めるものではない。従って、いかなる国内の持続可能性要件又は表示要件も、PPWR に基づく持続可能性要件及び表示要件を満たす包装の市場投入を制限してはならず、これらの要件と矛盾してはならず、域内市場への障壁となってはならない。

規則の様々な規定は、加盟国が国内措置を採択する権限の範囲を規定し、或いは加盟国が追加の免除又は要件を導入することを認めている。これは、堆肥化可能性に関する規定（第 9 条）、特定の包装形態の使用制限（第 25 条(2)及び(3)）、第 70 条(4)、附属書 V ポイント 2、リユース目標に関する第 29 条（第 11、12、14、15、16 項参照）、及びリユース提供に関する第 33 条(6)の場合に当てはまる。

いくつかの規定(30)は、各国における実施（例えば、特定の目標達成や報告義務など）を義務付けており、完全に調和された要件と各国の柔軟性を認める規定が混在している。しかしながら、これらの「柔軟性」の適用条件は常に調和された条件によって「枠付けられ」ており、加盟国は PPWR（再生利用廃棄物規則）を遵守するためにこれらの条件を遵守しなければならない(リサイクル目標については下記ポイント 2 項参照)。これらの規定の中には、経済事業者に対する直接的な義務も含まれており、例えば、リユース目標に関する所管当局への報告を規定する第 31 条などが挙げられる。

26. 加盟国による追加的なリサイクル目標設定の柔軟性

法的規定：

第 52 条(6)：「加盟国は、TFEU に定められた一般原則を遵守し、かつ本規則に従って行動する場合、本条に定める最低目標を超える規定を採択することができる。」

第 4 条(3)：「加盟国が、本規則に定めるものに加えて、国内の持続可能性要件又は情報要件

を維持又は導入することを選択した場合、これらの要件は本規則に定めるものと矛盾してはならず、加盟国は、これらの国内要件への不適合を理由として、本規則に適合する包装材の市場への上市を禁止、制限又は妨害してはならない。」

欧州委員会の解釈：

加盟国は、域内市場を損なわない限り、より高いリサイクル目標、及び追加の目標を設定することができる。一部の加盟国は、例えば液体包装用板紙について、既に追加の目標を設定している。

PPWR は、加盟国に廃棄物管理の組織化に関して裁量権を与えていた旧包装・包装廃棄物指令（PPWD）を踏襲している。

追加的なリサイクル目標は、包装廃棄物バリューチェーンの効率性を高め、経済事業者にとって有益となる可能性がある。しかし、加盟国は、個々の事例ごとに、そのような目標が PPWR の域内市場目標と矛盾しないことを証明しなければならない。

27. 加盟国による追加的又はより高いリユース目標の設定に関する柔軟性

法的規定：

第 29 条(15)は、「第 51 条に定める条件に従い、加盟国は、第 43 条に定める目標の 1 つ以上を達成するために必要な範囲において、経済事業者に対し、本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項に定める最低目標を超える目標を設定することができる。」と規定している。

第 29 条(16)は、「第 51 条に定める条件に従い、加盟国は、第 43 条に定める目標の 1 つ以上を達成するために必要な範囲において、本条第 6 項に該当しない販売包装で提供される飲料に関して、経済事業者に対し、追加目標を設定することができる。」と規定している。

リユース及び詰め替えに関する第 51 条は、次のように規定している：

(1)「加盟国は、環境に配慮した方法で、十分な回収インセンティブを備えた包装のリユースシステム及び詰め替えシステムを導入する。これらのシステムは、第 27 条、第 28 条、及び附属書 VI に規定された要件を遵守し、食品衛生又は消費者の安全を損なうものであってはならない。

(2) 第 1 項に規定する措置には、次のものが含まれる。(…)

(c) 製造業者又は最終販売業者に対し、第 29 条に定めるリユース目標の対象とならない製品のうち一定割合を、リユースシステム内又は詰め替えによりリユース可能な包装で

提供することを義務付けること。但し、当該措置が域内市場の歪み又は他の加盟国からの製品に対する貿易障壁を生じさせないことを条件とする。」

テイクアウト部門におけるリユース提供義務に関する第 33 条(6)は、加盟国が、テイクアウト包装に関する PPWR 第 33 条(5)に定める 2030 年の最低目標値 10%を超える目標を設定できる条件について、第 51 条を参照している。「加盟国が第 43 条に定める目標の 1 つ以上を達成するために、より高い目標が必要である場合」に限り、この目標を設定できる。

欧州委員会の解釈：

PPWR における廃棄物削減目標を達成するためには、加盟国は EU の措置を補完する国内措置、例えば包装のリユース目標の引き上げや追加といった措置を講じる必要があるかもしれない。但し、その場合、加盟国は一定の厳格な条件を遵守しなければならない：

(a) 第 51 条に基づく条件に関して、欧州委員会は、第 29 条(15)に規定するリユース目標の引き上げに満たすべき累積的な条件は、第 51 条(2)(c)に基づき新たなリユース目標を設定する場合にも満たさなければならないと考える。第 51 条(2)(c)は、加盟国が第 29 条に規定するリユース目標の対象とならない製品についてリユース目標を設定することを認めている。これらの条件は以下のとおりである：

- ・ 新たな目標は、加盟国が廃棄物削減目標（2030 年までに 5%、2035 年までに 10%、2040 年までに 15%）を達成するために必要であり、加盟国は事実とデータによってこれを証明しなければならない；及び、

- ・ 新たな目標は、域内市場の歪みや製品の貿易障壁を生じさせない；及び、

- ・ 新たな目標は TRIS 手続きを通じて通知される。TRIS 手続きでは、加盟国は域内市場への障壁を生じさせないよう、立法提案を COM（注：欧州委員会）に通知しなければならないと定められている。これは、こうした措置が技術規制であるためである。

第 51 条第 2 項(c)は、加盟国が第 29 条に規定されるリユース目標の対象外であり、かつ第 29 条で明示的に除外されていない製品について、リユース目標を設定することを認めている。これは、例えば、加盟国がテイクアウト部門についてリユース目標を設定することを認めていることを意味する。これは、PPWR 第 33 条第 6 項でも明示的に認められている。

従って、加盟国が第 29 条に列挙されているもの以外の部門、包装形態、又は製品について新たな国内リユース目標を設定しようとする場合、それが廃棄物削減目標を達成するために必要であることを証明する必要がある。この評価は、加盟国が TRIS 通知システムでこうした措置を通知する際に含めるべきである。

(b) 第 43 条は加盟国に対し、EU レベルで定められた目標 (31) よりも高い国内包装廃棄物削減目標を設定することを認めているが、国内削減目標を EU レベルで調和されたリユース目標を引き上げる根拠として用いることはできない。これは、EU 法規が国内法に優先するという原則に基づくものであり、そうでなければ、加盟国によって市場調和の目的が損なわれる可能性がある。

(c) 特段の定めがない限り、加盟国は直接適用可能な調和された EU 規定を変更することはできない。加盟国は以下のことを行うことはできない：

- PPWR (包装廃棄物削減規則) に基づきリユースが明示的に免除されている板紙の箱などの輸送用包装についてリユース目標を設定すること；又は、

- 第 29 条第 1 項第 2 サブパラグラフ、第 5 項、及び第 6 項に規定されている 2040 年の目安となるリユース目標を拘束力あるものとする。

28. デポジット返還制度 (DRS) の国内適用除外

法的規定：

第 3 条第 1 項ポイント 62 は、「デポジット返還制度」を「当該制度の対象となる包装済み又は充填済みの製品を購入する際にエンドユーザーからデポジットが徴収され、デポジットが付された包装が国内当局によって認可された回収経路を通じて返還された際に、デポジットが返還される制度」と定義している。

第 50 条(1)によれば、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において特定の暦年に初めて市場に出回る以下の包装形態について、年間重量比で少なくとも 90%を分別回収することを確保するために必要な措置を講じなければならない：

(a) 容量 3 リットル以下のシングルユースプラスチック飲料ボトル；及び、

(b) 容量 3 リットル以下のシングルユース金属製飲料容器。」

第 50 条(2)は、「第 1 項に定める目標を達成するため、加盟国は、第 1 項に規定する関連包装形態についてデポジット返却制度を設置し、販売時点でデポジットを徴収するための必要な措置を講じなければならない」と規定している。

第 50 条(5)は、加盟国に対し、以下の条件の下で第 2 項の義務を免除する可能性を認めている：

「(a) 第 56 条(1)(c)に基づき委員会に提出された関連包装形態について、第 48 条に基づき

要求される分別回収率が、2026 暦年に初めて当該加盟国の領域内で流通する当該包装の重量の 80%以上であること；及び、

(b) 2028 年 1 月 1 日までに、加盟国は欧州委員会に対し、免除申請を通知し、第 1 項に規定する包装の重量別回収率 90%の達成を確実にするための具体的な措置（実施時期を含む）を示す実施計画を提出する。」

欧州委員会の解釈：

PPWR は、国境地域の小売業者に対してより寛大な条件を規定するものではない。むしろ、国境を越える事業者に対し、デポジット返還制度（DRS）の目的と要件を損なう可能性のある回避行為を防止するための具体的な義務（32）を課している。

PPWR 第 50 条(5)に基づく加盟国の除外の可能性は、地理的基準ではなく、性能基準に関連するものであり、他の除外と同様に、厳格に解釈されなければならない。

デポジットの徴収と DRS の設立という 2 つの条件は、DRS が存在しない場合、デポジットの徴収が不可能であるため、累積的なものである。これは、デポジット返還制度の定義において明確に示されている。従って、最終販売業者がデポジットの徴収を免除されるのは、加盟国全体としてデポジット返還制度の設置免除を受けている場合に限られる。言い換えれば、最終販売業者が所在する加盟国がデポジット返還制度を導入しており、他の加盟国の消費者にデポジットを徴収する義務を負っている場合、最終販売業者はデポジットの徴収を免除されることはない。

29. 既存のデポジット返還制度（DRS）の最低要件

法的規定：

PPWR 第 50 条(11)に基づき、加盟国は 2029 年 1 月 1 日までに、シングルユースプラスチック飲料ボトル及びシングルユース金属飲料容器の DRS が少なくとも附属書 X に規定する最低要件を満たすことを確保しなければならない。

また、第 50 条(11)は、附属書 X に規定する最低要件は、PPWR の発効前に設置され、かつ 2029 年 1 月 1 日までに第 50 条(1)に定める 90%の目標を達成する DRS には適用されないと規定している。但し、加盟国は、既存の DRS が初回見直し時に附属書 X の最低要件を満たすよう努めなければならない。2029 年 1 月 1 日までに 90%の目標が達成されない場合、既存のシングルユース DRS は、遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに附属書 X の最低要件を満たさなければならない。

リサイクル（145）で、附属書 X の最低要件は、加盟国間でより高い一貫性と高い回収率を実現するのに役立つと説明されている。これらの要件は、利害関係者の意見、専門家の分析、及び既存のデポジット返還制度における適正規範に基づいて設定されている。

欧州委員会の解釈：

既存の DRS の見直しとは、DRS に実質的な変更を課す、法律によって確立されたあらゆる規制措置を指すものと理解されるべきである。

最低要件は、DRS の環境パフォーマンス、特に回収率の向上に役立つ。加盟国は、2029 年 1 月 1 日より前に、DRS の見直しを行う際に、DRS が第 50 条(2)に定められた 90%の分別回収目標を達成できるかどうかを検討しなければならない。DRS が 90%以上の分別回収率を達成した場合、最低要件を満たす必要はない。但し、達成しない場合は、加盟国は DRS が附属書 X の最低要件を満たすよう検討する必要があります。2029 年 1 月 1 日以降、分別回収義務を満たさないシングルユース飲料包装の DRS は、2035 年 1 月 1 日までに最低要件を満たさなければならない。

30. 小売業者によるデポジット付き飲料容器の受け入れ

法的規定：

附属書 X ポイント 1 によれば、「加盟国は、最終販売業者が、自らが販売する包装材料及び形態のデポジット付き包装を受け入れ、デポジット付き包装が返却された際にエンドユーザーにデポジットを償還する義務を負うことを確保しなければならない。但し、エンドユーザーが、食品包装については食品グレードのリサイクルを確保し、かつ国内当局によってその目的のために認可された回収チャネルのいずれかを通じて、デポジット付き包装の使用後にデポジットを償還する同等の手段を有する場合はこの限りではない。販売面積のため、エンドユーザーが、デポジット付き包装を返却することを不可能にする場合、この義務は適用されない。但し、最終販売業者は、販売する製品の空容器の返却を常に受け入れなければならない。」

第 50 条(11)は、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、本規則の発効後に本条第 2 項に基づき設立されたデポジット返還制度が、少なくとも附属書 X に列挙された最低要件を満たすことを確保しなければならない。附属書 X に列挙された最低要件は、本規則の発効前に設立され、2029 年 1 月 1 日までに本条第 1 項に定める 90%の目標を達成するデポジット返還制度には適用されない。加盟国は、既存のシングルユースデポジット返還制度が、初回審査時に附属書 X の最低要件を満たすよう努めなければならない。2029 年 1 月 1 日までに 90%の目標が達成されない場合、既存のシングルユースデポジット返還制度は、遅くとも 2035 年 1 月 1 日までに附属書 X の最低要件を満たさなければならない」と規定している。

欧州委員会の解釈：

附属書 X に規定されたデポジット返還制度の最低要件によれば、最終販売業者は、販売する製品の空容器を受け入れ、デポジットを回収しなければならない。この義務は、購入証明の有無に係らず適用される。

更に、加盟国は、最終販売業者が、販売する包装及び形態と同一のデポジット付き包装を全て回収し、デポジットをエンドユーザーに払い戻す義務を負うことを確保しなければならない。デポジット返還義務は、最終販売業者の販売面積がデポジット付き包装の回収を不可能にする場合、又はエンドユーザーが、シングルユース飲料包装の回収のために認可された、確立された同等に利用しやすい別の回収チャネルを通じてデポジットを払い戻しできる場合、適用されない。加盟国は、これらの免除がどのように適用されるかを定める必要がある。

附属書 X に規定されている要件は、2025 年 2 月 11 日以降に設立された DRS 又は、2029 年 1 月 1 日までに 90%の分別回収目標を達成していない DRS にのみ適用される。従って、最低要件を満たさない DRS は、PPWR に定められた回収義務の対象外となる。

31. リサイクル用に設計された分別収集包装材の最終処理

法的規定：

第 48 条(1)によれば、「加盟国は、全ての包装廃棄物を最終使用者から回収し分別収集するためのシステム及びインフラを整備し、リユース及び高品質リサイクルのための準備を容易にしなければならない。本規則第 6 条(4)に基づき採択された委任法に定められたリサイクル設計基準を満たす包装は、リサイクルのために収集されなければならない。こうした包装の焼却及び埋立ては禁止される。但し、分別収集された包装廃棄物のその後の処理工程から生じる廃棄物であって、リサイクルが不可能であるか、又は最良の環境効果が得られない場合を除く。」

第 48 条(2)は、「高品質なリサイクルを促進するため、加盟国は、リサイクルを促進し、リサイクル用のプラスチック原料が確保されるよう、包括的な収集及び分別を行うためのシステム及びインフラを整備しなければならない」と規定している。

第 48 条(3)は、「加盟国は、包装廃棄物の一部をまとめて収集すること、又は包装廃棄物もしくはその一部と他の廃棄物をまとめて収集することが、当該包装廃棄物若しくはその一部がリユース、リサイクル、その他の回収処理を受ける能力に影響を与えず、かつ、これらの処理から得られる成果物が分別収集によって得られるものと同等の品質である場合に限り、第 1 項に規定する廃棄物の返還及び分別収集義務から、特定の形態の廃棄物について

逸脱することができる」と規定している。

第 49 条：「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、義務的な収集目標を設定し、第 52 条に列挙された物質の収集が、同条に規定されたリサイクル目標及び第 7 条に規定された義務的な再生材含有率目標と整合するよう、必要な措置を講じなければならない」。

欧州委員会の解釈：

PPWR 第 48 条(1)に基づき、第 6 条に規定するリサイクル設計 (DfR) 基準を満たす包装材焼却及び埋立ては認められない。DfR 基準は、第 6 条(4)に規定する委任法によって 2028 年 1 月 1 日までに定められ、2 年後に適用されるため、この禁止措置は 2030 年 1 月 1 日から発効する。

DfR 基準の適用除外となる形態及び材質の包装は、焼却及び埋め立ての禁止措置からも除外される。適用除外となる包装には、軽量木材、コルク、繊維、ゴム、セラミック、磁器、ワックスなどが含まれる。また、医療機器や危険物の輸送など、特定の包装用途についても適用除外がある。適用除外となる包装、一般廃棄物とともに収集され、焼却又は埋立て処分される。リサイクル設計基準を満たす必要のあるその他の包装は全て、分別収集され、原則としてリサイクルされる。

リサイクルを目的とした包装は、廃棄物となった場合、焼却又は埋め立て処分してはならない。但し、分別収集、選別、処理された包装廃棄物であって、リサイクルが不可能であるか、又は第 48 条(1)に規定されるような最適な環境効果が得られない場合は、この限りではない。

加盟国は、上記のように分別収集されていない包装廃棄物について、エネルギー回収処理の前に分別を行い、リサイクルを目的とした包装を除去することを決定できる (PPWR 第 48 条(4))。

第 48 条(3)は、分別収集義務の例外を認めている。但し、第一に、分別収集が包装廃棄物又はその一部のリサイクル能力に影響を与えないこと、第二に、得られたリサイクル材の品質が分別収集した場合と同等であること、という条件を満たす場合に限る。このような例外が適用される場合でも、混合収集された包装廃棄物については、焼却及び埋め立て処分の禁止が引き続き適用される。

加盟国は、全ての包装廃棄物の分別収集を可能にするための十分なシステムとインフラを整備する義務を負う。包装廃棄物の収集が拘束力あるリサイクル目標及び再生材含有率の

要件に適合するよう促進するため、加盟国は 2029 年 1 月 1 日までに義務的な収集目標を設定しなければならない。

32. 2026 年におけるデポジット付き包装の分別収集率及び 2029 年までの DRS 設置義務法的規定：

第 50 条(1)は、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において特定の暦年に初めて市場に出回る以下の包装形態について、年間重量比で少なくとも 90%の分別収集を確保するために必要な措置を講じなければならない：(a) 容量 3 リットル以下のシングルユースプラスチック飲料ボトル、及び(b) 容量 3 リットル以下のシングルユース金属製飲料容器」と規定している。

第 50 条(2)は、「第 1 項に定める目標を達成するため、加盟国は、第 1 項に規定する関連包装形態についてデポジット返還制度が整備され、かつ販売時点で預託金が徴収されることを確保するために必要な措置を講じなければならない」と規定している。

第 50 条(5)は、「加盟国は、以下のいずれかに該当する場合、第 2 項に基づく義務を免除されることができる」と規定している：

(a) 第 56 条(1)(c)に基づき欧州委員会に提出された関連包装形態について、第 48 条に基づき要求される分別回収率が、2026 暦年に当該加盟国の領域内で初めて流通する当該包装の重量の 80%以上である場合；

(b) 2028 年 1 月 1 日までに、加盟国は欧州委員会に対し、免除申請を通知し、パラグラフに規定する包装の重量比 90%の分別回収率の達成を確実にするための具体的な措置（実施時期を含む）を示す実施計画を提出する。

更に、(a) の規定の適用上、関連する包装形態の分別回収率に関する情報が欧州委員会に提出されていない場合、加盟国は、本項に定める免除条件が他の方法でどのように満たされているかについて、理由を付した説明を提供しなければならない。この理由付説明は、検証済みの国内データに基づき、実施された措置の説明を含まなければならない。

欧州委員会の解釈：

加盟国は、第 50 条(1)に規定されるシングルユースプラスチックボトル及び金属容器の 90%を 2029 年 1 月 1 日までに分別回収することを確保しなければならない。これらの回収目標を達成するため、加盟国は、関連する包装形態について、2029 年 1 月 1 日までに完全に運用可能なデポジット返還制度（DRS）を確立しなければならない。但し、加盟国が 2028 年 1 月 1 日までに免除を申請し、実施計画の受領後 3 か月以内に肯定的な回答又は回答なし

の回答を得た場合はこの限りではない。

加盟国が第 50 条(5)に規定される DRS 設置免除の累積要件を満たした場合、DRS 設置義務を免除される。加盟国がこの免除措置を利用する場合、2026 暦年に当該加盟国の領域内で流通するシングルユースプラスチックボトル及び金属容器の 80%を別途回収する必要がある。このデータは、遅くとも 2028 年 7 月 1 日までに欧州委員会に報告しなければならない。このデータは推定回収率に基づくものだが、加盟国は SUPD の規定に従い、シングルユースプラスチックボトルの回収に関する入手可能なデータを含める必要がある。加盟国が 80%の回収目標を達成しない場合、除外措置の対象とはならない。PPWR によれば、加盟国は遅くとも 2028 年 1 月 1 日までに実施計画を提出しなければならない。欧州委員会は、この免除措置の選択肢は「一度限りの選択肢」と解釈している。加盟国が第 50 条に定められた規定及び期日に従って免除措置を申請しない場合、DRS を設立しなければならない。

加盟国が免除を受けており、かつ 3 年連続でシングルユース飲料容器の 90%を分別回収しない場合、PPWR 第 50 条(7)に規定されているとおり、免除は適用されなくなります。加盟国は、欧州委員会が免除の適用終了を通知した年の翌々年の 1 月 1 日までに DRS を確立しなければならない。

33. シングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属飲料缶の 90%回収目標と地域デポジット返還制度の寄与

法的規定：

第 50 条(1)は、「加盟国は、2029 年 1 月 1 日までに、当該加盟国において特定の暦年に初めて市場に出回る以下の包装形態について、年間重量比で少なくとも 90%を分別回収することを確保するために必要な措置を講じなければならない：(a) 容量 3 リットル以下のシングルユースプラスチック飲料ボトル；(b) 容量が 3 リットル以下のシングルユース金属製飲料容器。」

第 50 条第 2 項は、「第 1 項に定める目標を達成するため、加盟国は、第 1 項に規定する関連包装形態についてデポジット返還制度が整備され、かつ販売時点でデポジットが徴収されることを確保するために必要な措置を講じなければならない」と規定している。

欧州委員会の解釈：

第 50 条第 1 項に規定するシングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料容器の 90%分別回収目標は、加盟国全体に適用され、加盟国の領域内で 1 年間に流通する当該包装形態の量に基づいている。

第 50 条第 4 項により明示的に免除されているものを除き、全てのシングルユースプラスチック飲料ボトル及び金属製飲料容器は、DRS の対象となる。加盟国は、これらの包装形態について自国の領域全体が分別回収の対象となることを確保しなければならないが、関連する国内行政区分及び海外領土を考慮に入れるため、地方レベルで DRS 制度を実施できる。

「包装及び包装廃棄物規制（PPWR）に関しよくある質問」2026 年 3 月

<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/35277381-29a0-11f1-8803-01aa75ed71a1/language-en#>

I. 主題と適用範囲の概要

規則（EU）2025/40（1）は、欧州連合（EU）全域における包装及び包装廃棄物に関する統一的な法的枠組みを確立するものである。その主な目的は、包装のライフサイクル全体を通して、包装に関連する環境及び健康への影響を大幅に低減しつつ、域内市場の円滑な機能を確保することである。指令 94/62/EC（2）に代わるこの規則は、全ての経済事業者及び加盟国に対し、より明確で厳格かつ統一的な要件を導入し、循環型経済への移行を促進する。

この規則の適用範囲は包括的である。EU 市場に出回る全ての包装（空か充填済みか、使用される材料の種類、EU 域内で生産されたものか第 3 国から輸入されたものかを問わず）に適用される。また、EU 域内で発生する全ての包装廃棄物も対象となる。包装は、製品の収容、保護、取扱い、配送、又は陳列を目的としたあらゆる物品（製品の構成部品を含む）と広く定義される。但し、製品の一部を構成し、製品とともに廃棄される物品は除外される。

これらの規定を通じて、規則（EU）2025/40 は、包装に関する各国の措置を調和させ、市場の分断を防ぎ、持続可能な慣行を促進することを目指す。この規則は、リサイクル性及びリユース目標、有害物質の制限、環境に配慮した設計及び表示に関する要件などの義務を導入する。これにより、喫緊の環境課題に対処するだけでなく、複数の加盟国で事業を展開する企業にとって公平な競争条件を創出する。

PPWR は 2025 年 2 月 11 日に発効し、一般適用日は 2026 年 8 月 12 日だが、一部の規定はそれ以降に適用される（例：リサイクル性、再生材含有率目標、包装禁止、2030 年までのリユース目標）。

PPWR の主な規定は以下のとおり：

-廃棄物削減目標：2030 年までに 5%、2035 年までに 10%、2040 年までに 15%（2018 年比）（第 43 条）

- リサイクル性：全ての包装は、2030年までに経済的に実行可能な方法でリサイクル可能でなければならない（第6条）。
- リユース目標：輸送、電子商取引、飲料包装について（第29条）。
- 制限：2030年1月1日から特定のシングルユース形態を禁止（第25条及び附属書V）。食品接触包装におけるPFASの使用は2026年8月12日から禁止（第5条(5)）。
- 空隙率の上限：グループ包装、輸送、電子商取引包装については最大50%（第24条）。
- 義務的なデポジット返還制度：飲料缶及びペットボトルについて（第50条）。
- 表示：全ての包装に統一された分別ラベルを義務付ける（第12条(1)）。
- 拡大生産者責任（EPR）：生産者の義務を強化（第44条～第47条）。

本文書は、規則採択以降、環境総局に寄せられたいくつかの問題点を明確にし、質問に回答するものである。本文書は、包装及び包装廃棄物に関する規則2025/40（EU）に関する欧州委員会通知－ガイダンス文書（以下「欧州委員会ガイダンス文書」という）を補足する。

II. 定義

1) 「…空の包装、又は製品が入っている包装…」という文言は、包装廃棄物規則（PPWR）における包装及び製造業者の定義を変更するものか？

第3条第1項第1号には包装の定義が規定されており、これは指令94/62/ECにおける包装の定義と比べてほぼ変更されていない。しかしながら、新たな定義には「…空の包装、又は製品が入っている包装…」という文言が追加される。この新たな文言は、包装又は製造業者の定義を変更するものではなく、PPWRの適用範囲に含まれるあらゆる状況及び種類の包装を網羅することを意図したものである。包装の定義に関する詳細については、欧州委員会ガイダンス文書を参照されたい。

2) 茶葉・コーヒーの包装の定義において、第3条第1項ポイント(g)にのみ「機械使用」が言及され、ポイント(f)には言及されていないのはなぜか？

この文言は、フィルターコーヒー／ティーバッグ用システムとコーヒー抽出機用システム

の違いを示している。機械使用は、茶葉／コーヒーカプセルが第3条第1項、(1)ポイント(f)、又は(1)ポイント(g)のいずれに該当するかを判断する重要な基準の一つである。透過性も考慮すべき要素である。

この区別は、第9条の堆肥化要件に関連して重要である。製品とともに使用及び廃棄されることを意図した、透過性のある茶葉、コーヒー、その他の飲料用バッグ、又は茶葉、コーヒー、その他の飲料を含む使用後軟質システムシングルサブユニット ((1)ポイント(f)) は、堆肥化が義務付けられている。機械で使用することを目的とした、非透過性の茶、コーヒー、その他の飲料用シングルサブ容器で、製品 ((1)ポイント(g)) とともに使用及び廃棄されるものは対象外である。但し、加盟国は、バイオ廃棄物の適切な収集及び廃棄物処理インフラが存在するなど、一定の条件の下で、自国領内でこれらの容器を義務的に堆肥化することを決定できる。加盟国は、金属カプセルに関して堆肥化を禁止又は義務付けることはできない。

3) 「市場に提供する」という文言が、EU市場を指す場合と加盟国の領域を指す場合があるのはなぜか？

「市場に提供する」(第3条第1項ポイント(9))及び「市場に出す」(第3条第1項ポイント(10))の定義は、EU市場を指す。これらの定義は、経済事業者には直接適用される要件の調和を反映して、PPWR全体に適用される。

しかしながら、廃棄物管理に関する規定、例えば廃棄物削減目標やリサイクル目標、分別収集、拡大生産者責任といった規定は、主に加盟国を対象としている。

上記の規定の適用範囲を地域的に明確にするため、本規則では「加盟国の領域内での提供」(第3条第1項ポイント(11))という用語を使用する。この定義は「市場への提供」の定義と同じ意味を持つが、唯一の違いは、その行為がEU市場ではなく加盟国の領域に限定されている点である。

4) 生産者は、包装された製品が最終消費者に提供されたか、或いは更に市場に提供されたかをどのように判断できるのか？

製品は、商業活動の過程で流通、消費、又は使用のために供給された場合に、市場に提供されたと見なされる。最終消費者とは、消費者であれ業務用最終消費者であれ、製品が提供され、かつその製品を供給された形態のまま市場に再提供しない個人又は法人を指す。

従って、決定要因は受領者の法的地位ではなく、製品の使用方法である。専門の最終使用者は、自社の事業又は生産工程で製品を使用し、同じ形態で再販したり市場に再投入したりしない場合に、最終使用者と見なされる。

包装製品の生産者は、包装の性質及び選択された販売・流通チャンネルに基づいて、意図された受領者が最終使用者（消費者又は専門業者）であるか、或いは包装製品を他の加盟国で再販する商業購入者であるかを判断できる必要がある。

第3国からの輸入品など、包装された商品を受取り、取扱い活動（例：開梱、再梱包、製品の小分け）を行う物流会社は、最終使用者とは見なされないことに留意が必要である。

5) 農家はEPR義務の目的において生産者と見なされるか？

農家が「生産者」であるかどうかは、個々の状況によって異なる。拡大生産者責任義務に関して、農家などの特定のセクターに対する一般的な免除はない。加盟国の領域内で初めて包装を提供する全ての経済事業者は、これらの義務を遵守しなければならない。

以下の例は、農家が通常生産者と見なされる場合と見なされない場合の典型的な例を示している：

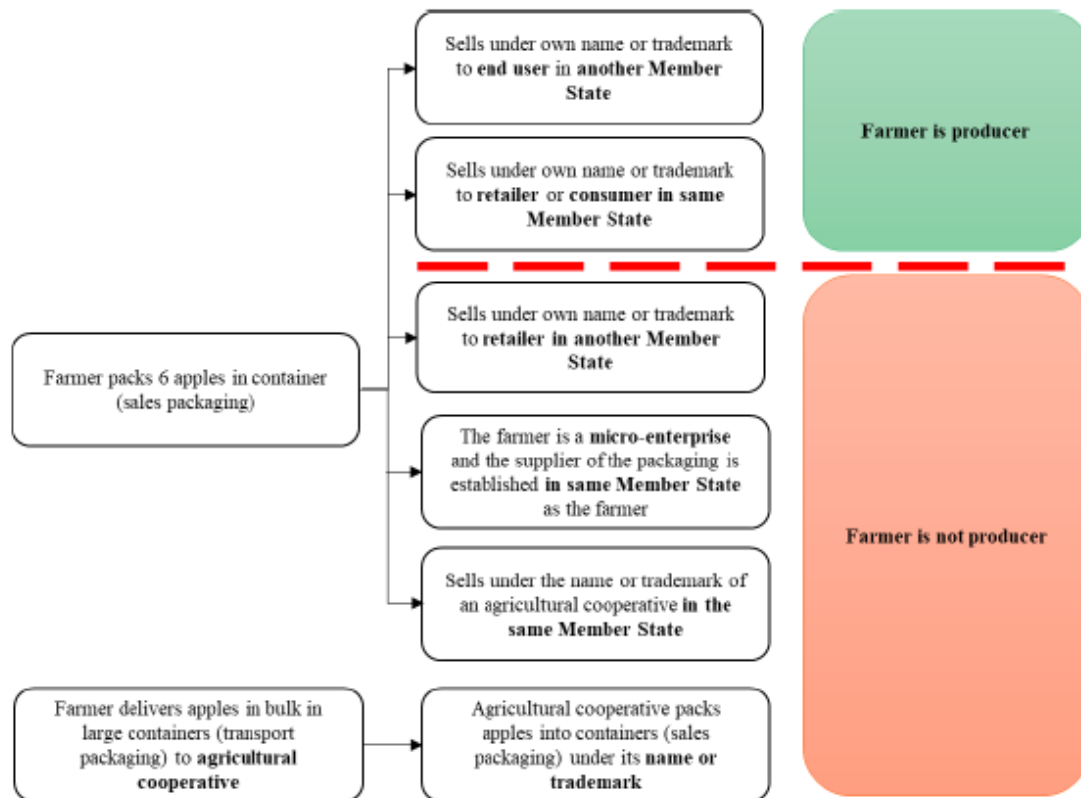
- ・農家が数個のリンゴを容器（販売用包装）に詰め、同じ加盟国の小売業者又は消費者に自身の名前又は商標で販売する場合、その農家は生産者と見なされる。

- ・農家が包装済みのリンゴを他の加盟国で自身の名称又は商標で販売する場合、受取人がリンゴの最終消費者である場合に限り、農家は生産者となる。即ち、農家がリンゴを他の加盟国の小売業者に販売する場合は、生産者とは見なされない。

- ・農家が小規模事業者である場合（多くの場合がこれに該当する）、リンゴ容器の供給業者が同じ加盟国に所在する場合、当該供給業者は農家と供給業者が所在する加盟国において生産者となる。

- ・容器が、農家が所属する農業協同組合の名称又は商標で製造されている場合、生産者は個々の農家ではなく、当該農業協同組合となる。

- ・農家がリンゴを大型容器（輸送用包装）で農業協同組合に一括納入し、農業協同組合が協同組合の名称又は商標でリンゴを容器（販売用包装）に詰め替える場合、生産者は当該農業協同組合となる。



生産者の定義は、一次生産で使用される包装を対象としている。「一次生産」とは、「収穫、搾乳、屠殺前の畜産を含む一次製品の生産、飼育、栽培」を意味する (3)。例えば、干し草の梱包に使用されるホイルやストラップなどの包装材料は、梱包が市場に出荷された時点で初めて市場に出回るものと見なされ、従って包装と見なされる。生産工程（この場合は同一農場内）で使用された時点では市場に出回るものとは見なされない。

6) 包装はどのような場合に「複合包装」と見なされるか？

主な包装材料以外の材料の総質量が包装単位の総質量の 5%を超える場合、他の各包装材料の総質量が包装単位の総質量の 5%未満であっても、当該包装は複合包装と見なされる (第 3 条第 1 項第 24 号)。

複合包装の例としては、構造層及び印刷層にポリプロピレン (PP) (83~90%) を主材料として用いる多層軟包装が挙げられる。このような包装は通常、酸素供給の、鮮度を保つための遮光層として、アルミ箔又は金属化 PET (3~4%) のバリア層を使用する。また、気密性を確保するため、低密度ポリエチレン (LDPE) 又はエチレン酢酸ビニル (EVA) (3~4%) のバリア層が用いられる場合もある。ブランド表示やラミネート加工に使用される印刷イ

シールや接着剤も包装に使用され、総質量の 1~2%を占める。但し、これらは複合包装であるかどうかを判断する際には考慮されない。

この種の包装は、重量ベースで 1 種類の主要包装材料と、包装単位の総質量の 5%以上を占める追加材料から構成される。従って、全ての包装材料がプラスチックであっても、第 3 条第 1 項第 24 号の意味する複合包装に該当する。この文脈において、「異なる材料」とは、同一ポリマーファミリー内のバリエーションではなく、異なる材料カテゴリ又は機能層（例：バリア層）を指すものと理解されるべきである。例えば、ポリエチレン内のポリマーグレード又はバリエーション（LDPE、LLDPE、HDPE など）は、この評価の目的上、通常は同一材料と見なされるが、ポリプロピレンとポリエチレン層、アルミ箔、又は金属化材料の組合せは、異なる材料の使用に該当する。この解釈は、附属書 II 表 1 に規定されている包装形態の分類を妨げるものではなく、同分類は異なる目的を持ち、第 3 条に規定されている複合包装の法的定義の範囲を制限するものではない。詳細については、第 7 条(8)に基づく施行法で規定される。

包装が、手作業で分離可能な異なる材料の構成要素から成り立っている場合、それは複合包装とは見なされない。複合包装の定義は、指令(EU) 2019/904(4)を妨げるものではない。

7) 飲料ボトルの王冠栓は、一体型部品か、それとも分離型部品か？

規則第 3 条第 1 項第 44 号に基づき、ガラス瓶の王冠栓は別個の構成要素と見なされる。瓶に恒久的に取り付けられていないこれらの栓は、製品を取出すため、そして包装ユニットの機能を確保するために、主要包装ユニットから完全に恒久的に分離する必要がある。今後制定されるリサイクル設計に関する委任法（DfR）では、一体型構成要素と別個の構成要素に関する規則が更に詳細に規定される予定である。

8) 指令 2008/68/EC (5) に規定されている除外規定は、危険物の輸送に使用される全ての包装に適用されるか？ また、非危険物の輸送にも適用されるか？

リサイクル性、再生材含有率、及びリユース目標に関する規定には、危険物の輸送に使用される包装に関する特別な除外規定が含まれている。包装が指令 2008/68/EC に従って危険物の輸送に使用される場合、例え国連の承認を必要としない包装（例えば、限定数量（LQ）表示で使用される包装）であっても、PPWR の除外規定が適用される。

非危険物の輸送に使用される国連承認済みの包装については、PPWR の除外規定は適用されず、一般規則が適用される。

III.懸念物質

1) ESPR (欧州環境製品規則) における懸念物質 (SoC) の定義において、ESPR 第 2 条(27) 項(a)、(b)、(c)、(d)の条件は累積的に適用されるべきか？ また、「当該物質が含まれる製品中の材料のリユース及びリサイクルに影響を及ぼす」という文言はどのように解釈されるべきか？

物質が SoC と見なされるためには、ESPR 第 2 条(27)項(a)から(d)までの条件のうちいずれか 1 つを満たせば十分である (6)。

「リユース及びリサイクルに影響を及ぼす…」という文言の意味については、欧州委員会と欧州化学物質庁 (ECHA) が、現在、ヒトの健康に影響を与え、包装のリユース性及びリサイクル性に影響を与える可能性のある SoC を特定するための検討を実施している。

2) 物質と懸念物質 (SoC) の違いは何か？ 持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR) と PPWR は、懸念物質 (SoC) を同じように扱っているか？

懸念物質 (SoC) の定義は ESPR (規則第 3 条第 1 項第 4 パラグラフ) を参照しており、これは PPWR と ESPR において懸念物質が同じように定義されていることを意味する。ESPR は、懸念物質を特定するための基準を定めている。これらの基準は主に、CLP 規則 (7) に基づく有害性及び分類に基づいているが、製品中に含まれる物質のリユース及びリサイクルへの影響に関する記述も含まれる (8)。これらの条件は累積的なものではなく、いずれかの条件を満たせば、その物質は SoC と見なされる。

3) PPWR は、懸念物質 (SoC) の添加と再生材の使用をどのように扱うのか？

この規則の目的は、包装における SoC の存在を最小限に抑えることである。これは、まず懸念物質を特定し、リサイクルに関連する物質については、PPWR 第 6 条(4)に基づき採択される DfR 基準を用いてその使用を制限するか、又は人の健康や環境に影響を与える物質に関する REACH 規則の制限を更新することによって実施される。関連物質の特定は、欧州委員会と欧州化学物質庁 (ECHA) が主導する調査によって現在進行中である。

4) 懸念物質 (SoC) の定義に該当する物質はいくつあるか？

包装に含まれる懸念物質 (SoC) の明確な数やリストは存在しない。欧州委員会と ECHA が第 5 条(2)項に定められた実施義務を遵守するため実施している調査では、この問題につい

て検討し、包装材の製造と廃棄物処理に関する現在入手可能な情報に基づいて SoC のリストを作成する予定である。規制 (EU) 2024/1781 (ESPR) 第 2 条(27)に列挙されている各基準について、懸念物質を特定するために参照できる情報源は複数存在する(例えば、ECHA が管理する「認可のための高懸念物質の候補リスト」(9)、物質及び混合物の分類、表示及び包装に関する規則 (EC) No 1272/2008 の附属書 VI (10) も、懸念物質を特定するための情報源として利用できる)。

5) 包装供給者は、懸念物質 (SoC) のデータ要件をどのように遵守する義務を負うのか？

包装供給者の義務は、PPWR 第 16 条に詳述されている。従って、供給者は、製造業者が包装及び包装材料が本規則に適合していることを証明するため必要な全ての情報及び文書を、紙媒体又は電子媒体で製造業者に提供しなければならない。製造業者は、包装の供給業者や加工業者からこの情報を入手し、包装に含まれる PFAS やその他の SoC を特定し、PPWR 第 5 条への準拠を示す適合宣言を作成する必要がある。

6) 懸念物質 (SoC) の濃度制限値はどの値に設定されるか？

本規則は、材料及び排出物中の SoC 含有量を最小限に抑える義務を定めている。その主な原則は、人の健康と環境を保護すること、即ち、許容できない影響を回避することである。本規則は SoC の一般的な濃度制限値を定めていない。しかしながら、特の物質(例えば、PFAS や特定の重金属)については、個別の濃度制限値が設定されている。

SoC に関するより詳細な情報と知見は、現在進行中の欧州委員会及び ECHA 主導の研究から得られると期待されている。しかしながら、製造業者は、既存の SoC の定義に基づき、懸念物質 (SoC) の基準を満たす物質を既に特定できる。SoC の基準は主に有害性に関するものだが、個々のケースに応じて、リサイクルやリユースに関する考慮事項も含まれる。

包装中の SoC (懸念物質) の新たな濃度制限を設定する可能性は、欧州委員会が 2033 年までに実施する評価の結果生じる可能性がある。この評価では、本規則が包装中の SoC の存在量及び濃度を最小限に抑えることに十分に貢献したかが検討される。更に、欧州委員会は、リサイクルに影響を与える SoC の存在を制限するために、第 6 条(4)に従って委任法を採択する可能性がある。

7) PPWR 第 5 条(1)の施行日はいつか？

本規則、ひいては SoC 含有量を最小限に抑える義務は、2026 年 8 月 12 日から適用される。

PPWD は既に、包装又はその包装廃棄物が焼却又は埋め立てられる際の排出物、灰、又は浸出液中の懸念物質の存在を最小限に抑える義務を規定しており、4 種類の重金属（鉛、カドミウム、水銀、六価クロム）について具体的な濃度制限を設定している。

8) 調和規格 EN 13428:2004 は、SoC（懸念物質）に関する要件への適合性を確保するために、依然適用可能か？

SoC に関するこれらの要件は、PPWR において強化される。PPWR で、包装は、材料自体及び排出物又は廃棄物における「懸念物質の存在及び濃度」が最小限になるよう製造されなければならない。また、これらの要件は、単なる使用済み廃棄ではなく、リユース、リサイクル、及び化学物質の安全性への影響にも明確に結び付けられている。EN 13428 は、PPWR 第 5 条で求められているような包括的なライフサイクル影響ではなく、排出物及び廃棄物における有害物質の最小化に重点を置いている。更に、この規格は、REACH 規則に基づく SVHC、CLP 規則の危険度分類、及びリサイクル性への影響を網羅する PPWR の拡大された危険範囲を反映していない。従って、既存の整合規格 EN 13428:2004(11)附属書 C（「危険物質又は製剤の最小化及び適合性の証明」に関する規定）は、2026 年 8 月 12 日以降、適合性の推定を生じさせるものではなくなる。欧州化学物質庁（ECHA）が作成中の包装における懸念物質の存在に関する報告書は、包装製造業者が包装中の懸念物質を特定し、その存在を最小限に抑えるのに役立つ。

9) 包装における懸念物質（SoC）の存在を最小限に抑える義務は、全ての経済事業者に適用されるか？

この義務は、規則（第 3 条第 1 項第 10 号）の定義に従い、市場に出回る全ての包装に適用される。包装を市場に出す製造業者、又は製造業者が零細企業である場合、供給業者は、規定が遵守されていることを確認しなければならない。

10) 食品接触到り敏感でない包装について、懸念物質（SoC）の最小化義務はいつから適用されるか？

第 5 条(1)に規定される SoC 最小化に関する一般的義務及び第 5 条(4)に規定される 4 種類の重金属の制限値は、2026 年 8 月 12 日から全ての包装に適用される。第 5 条(5)に規定される PFAS の制限値は、食品接触材料にのみ適用される。

11) 加盟国は、懸念される物質に関するデータを 2025 年 12 月 31 日までに提出できる。加盟国が新たな懸念物質について欧州委員会に通知した場合、その情報は欧州委員会が 2026

年に報告書を提出する前に閲覧可能となるのか？

PPWR 第 5 条(2)に基づき、加盟国は 2025 年 12 月 31 日までに SoC に関する関連情報を欧州委員会に通知しなければならない。この情報は、調査の実施において考慮される。SoC のモニタリングは、欧州委員会の恒久的な任務である。

12) 包装及び包装廃棄物中の重金属濃度レベルに関して、欧州委員会決定 2001/171/EC(12) によって導入されたガラス包装に対する除外規定は、引き続き適用されるか？

欧州委員会決定 2001/171/EC は引き続き適用され、PPWR によって廃止されていない。これは、再生ガラスの添加による場合、包装中の鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度が重量比 100ppm の制限値を超えることが許容されることを意味する。製造工程において、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムを意図的に添加することは認められない。欧州委員会は、第 5 条(4)に定める制限を改正する委任法を採択できるが、それは許容濃度の合計値を引き下げる場合に限られる。欧州委員会は、PPWR に規定された重金属制限の適用期限を延長する権限を有しない。

13) 食品接触材料に関する規則(EC) 1935/2004、食品接触プラスチック製品に関する規則(EU) 10/2011(13)、残留性有機汚染物質に関する規則(EU) 2019/1021、及び REACH 規則は、PPWR における PFAS 禁止規定を参照して改正されるのか？

PPWR は PFAS を禁止するものではなく、最大濃度レベルを定めている。また、PPWR における PFAS 制限が、他の「垂直的」な EU 法規に引き継がれることも規定されていない。第 5 条(5)に基づき、欧州委員会は、食品接触材料規則、REACH 規則、又は POPs 規則に基づく PFAS の使用制限又は禁止との重複が確認された場合、PPWR における PFAS 制限の改正又は廃止の必要性を評価するための評価を実施する。

14) 第 5 条(5)の PFAS 制限は、意図的に添加された PFAS と意図せず含まれた PFAS の両方に適用されるか？

PPWR で採択された PFAS 制限は、意図的に添加された PFAS と意図せず含まれた PFAS を区別していない。従って、第 5 条(5)の規定は両方に適用される。なお、選定された複数の包装(14)に対する予備的な PFAS 分析結果では、実際には PFAS が意図的に添加された包装のみが PFAS 制限値を超える結果を示した。

15) この制限は、包装の製造に使用される材料のみに適用されるのか、それとも材料及び関

連するインク、ワニス、接着剤にも適用されるのか？

この制限は、製造業者が市場に出荷する関連インク、ワニス、接着剤、糊などを含む包装単位全体に適用される。製造業者は、適合性を証明するために必要な技術文書を作成する責任を負う（詳細については、欧州委員会のガイダンス文書を参照されたい）。

16) 禁止対象となる PFAS のリスト（識別用の CAS 番号付き）は公表されるか？

この制限の対象となる PFAS のリストは公表されない。この制限は、PPWR で規定されている定義に該当し、包装に含まれている、又は包装を汚染している可能性のある全ての PFAS に適用される。

17) EU レベルで食品接触包装における PFAS の統一された分析方法がないことを考慮すると、PFAS 制限はどのように執行されるのか？

欧州委員会のガイダンス文書で説明されるように、欧州委員会は、PFAS 制限の執行に関して、各国の市場監視当局による統一的なアプローチを確保するよう努める。食品接触包装材中の PFAS に関する統一的な試験プロトコルの策定を目指し、産業界の関係者、市民社会団体、加盟国の所管の官庁が連携した集中的な作業が進行中である。この作業には、食品接触材料に関する各国の基準研究所ネットワークを調整する EURL 食品接触材料との連携も含まれている。

18) PFAS 規制の適用開始の出発点は総フッ素分析となるようだが、そのような試験方法を提供している研究所はどこか？

既に多くの商業研究所や大学研究所が総フッ素／総有機フッ素分析サービスを提供している。PPWR における PFAS の規制値を踏まえ、今後多くの商業研究所や認定研究所が検査能力への投資を行い、既に検査を実施している研究所もその能力を増強していくことが予想される。

IV. リサイクル性

1) リサイクル性能等級評価の文脈において：

- ・ 包装単位はどのように定義されるのか、
- ・ 一体型部品と個別部品の違いは何か、
- ・ 包装単位の主要構成要素とは何か？

「包装単位」は、規則第3条第1項ポイント(45)において、一体型部品又は個別部品を含む単位として定義されており、全体として製品の収容、保護、取扱い、配送、保管、輸送、又は陳列といった包装機能を果たすものである。包装単位は、販売時点前に廃棄される集合包装又は輸送包装とは独立したものである。「包装単位」という用語は、「包装ユニット」と同義と見なされるべきであり、これはPPWRでも使用されている用語である。統合された構成要素と分離された構成要素は、規則第3条第1項(43)及び(44)においてそれぞれ定義されている。

包装単位の一例として、販売時点で消費者に提供されるプラスチック製のケチャップボトルが挙げられる。このようなケチャップボトルは、プラスチックボトル、取外し可能な蓋(剥がせるホイルなど。通常、消費者は製品を取出すために蓋を完全に外す)、ラベル、及びキャップシステムといった包装構成要素から成る。取外し可能な蓋を、消費者がケチャップを取出すために完全に分離する必要がある場合、蓋は分離された構成要素と見なされるべきである。キャップシステムに関しては、通常、消費者が完全に分離する必要はなく、ケチャップボトルと一緒に廃棄される。ケチャップボトルのキャップシステムが消費者によって分離されることを想定していないと仮定すると、キャップシステムは統合された構成要素と見なされるべきである。ラベルは通常、プラスチックボトルに貼付され、ケチャップボトルと一緒に廃棄される。従って、ラベルは一体型構成要素と見なされる。この文脈では、プラスチックボトル自体が包装単位の本体となる。

こうした背景から、包装単位の本体とは、軟包装の蓋を除き、重量比で最も大きな割合を占める包装部分であると考えることができる。

第6条第9項によれば、「包装単位が一体型構成要素を含む場合、リサイクル設計基準及び大規模リサイクル要件への適合性の評価は、全ての一体型構成要素を含めて行うものとする。輸送又は選別中の機械的ストレスによって分離する可能性のある一体型構成要素については、別途評価を行うものとする。」

2) 特定の包装又はその構成要素について、市場にリサイクル可能な代替品が存在しない場合、当該包装又はその構成要素は第6条に基づく除外を受けることができるか？

リサイクル義務の除外は第6条第11項に列挙されている。欧州委員会は、これ以上除外を認める権限を有していない。但し、加盟国の所管の官庁に報告された革新的な包装については、欧州委員会は所管の官庁からの要請を評価し、第6条(4)に基づき委任法を更新又は新たに採択しなければならない。革新的な包装とは、新規の材料を用いて製造された包装であり「製品の収容、保護、取り扱い、配送などの包装機能の著しい向上、及び全体的な環境上

の利点をもたらす。但し、製品の外観やマーケティングの改善を主目的として既存の包装を改良した包装は除く」(第3条(1)ポイント(46))と定義される。

欧州委員会は、第6条(11)に規定される例外規定及び第6条(10)に規定される革新的な包装に関する除外規定の影響を監視し、必要に応じて規則の改正案を提案できる。

従って、包装又はその構成要素が第6条(11)に規定された除外事項に該当せず、かつ革新的な包装として認められない場合、製造業者は、2030年以降、又は第6条(4)に基づき採択された委任法が発効してから2年後に、DfRガイドラインに準拠するように包装設計を改善しなければならない。この委任法は、DfRの要件を規定するものである。リサイクル不可能な一体型構成要素は、包装単位のリサイクル性等級を低下させる可能性があり、場合によっては包装単位全体が不適合となる可能性もある。

3) 除外措置の付与手続きと完了予定時期はどのようなものか？ 欧州委員会は革新性を評価するためにどのような具体的基準を用いているか？

手続きは第6条(10)に規定されている。加盟国は、同条項に規定された規則を遵守しつつ、国内法においてこの手続きを実施する裁量権を有す。

基準は第3条(1)(46)に規定されており、欧州委員会は現時点でこの点に関する更なるガイダンスの採択を予定していない。リサイクル性要件の除外を受ける製造業者は、技術文書においてこれらの基準への適合を証明しなければならない。

4) 加盟国は独自の環境調整基準を適用できるか？

第6条(4)(d)に基づき、欧州委員会は、第45条(1)に規定されるEPR義務を遵守するために製造業者が支払うべき、包装のリサイクル性性能等級に基づく財政的貢献の調整に関する枠組みを策定する。

この調和された枠組みは、規制の断片化を防ぎ、特に複数の加盟国で包装を市場に投入する事業者にとって法的不確実性を排除することで、EU域内市場の適切な機能を確保するために必要不可欠である。同時に、より持続可能な包装設計を促進することも目的としている。リサイクル性能に基づく各国の異なる環境調整制度は、貿易の障害となり、域内市場における競争を歪める可能性がある。

この調和された枠組みは、こうした料金の実際の金額を定めるものではなく、リサイクル性

評価によって得られたリサイクル性能等級に基づく **EPR** 料金の調整基準を調和させるものである。調和された環境調整規則が発効するまでは、加盟国は引き続き、包装のリサイクル性に基づいて、**PPWD** の下で採択された国内規定に従って料金を調整できる。その際、加盟国は、こうした措置が域内市場に及ぼす潜在的な影響を考慮しなければならない。各国の環境調整措置が製品に影響を与える技術規制又は規則を構成する場合、それらは指令 (**EU**) **2015/1535** (15) に従い、**TRIS** 通知システムを通じて欧州委員会に通知されなければならない。

包装のリサイクル性能等級に基づく **EPR** 料金の環境調整に関する調和的枠組みを確立するリサイクル設計に関する委任法の発効後、加盟国はこの調和的枠組みを適用することが義務付けられる。この義務は、**EU** 全体で環境調整規則の一貫した適用を確保し、物品の自由な移動を保護することを目的としている。

但し、加盟国は、再生材含有率、懸念物質の含有、包装のリユース性など、他の基準に基づいて生産者の財政的貢献を環境調整することを引き続き行うことができる。加盟国がプラスチック包装における再生材含有率に基づく環境調整制度を導入する場合、リサイクル技術の持続可能性基準及び環境コストを考慮に入れることが求められる。これらの基準は、欧州委員会が第 7 条(9)に基づき **2026** 年末までに策定する予定である。

5) 加盟国がリサイクル目標を達成できなかった場合、大規模リサイクル性評価において、これを考慮に入れるための仕組みは設けられているか？

大規模リサイクル性評価は、附属書 II 表 2 に記載されている包装カテゴリごとに、**EU** レベルで達成すべきリサイクル率 **55%** (16) を目標とする。欧州委員会は、包装及び包装廃棄物管理に関する技術的・科学的進展に合わせ、これらのカテゴリのリストを改正する権限を有す。大規模リサイクル性評価は、各国レベルで達成されたりサイクル率に基づくものではないため、特定の加盟国が特定のリサイクル目標を達成できなかったという事実を考慮に入れるための特別な仕組みは、大規模リサイクル性評価において必要ない。

しかしながら、**EU** 全体のリサイクル率と二次原料の供給量を向上させるために、全ての加盟国が収集、選別、リサイクルシステムの最適化に努めることが重要である。本規則では、デポジット返還システムの設置義務、統一された廃棄物選別ラベルの義務付け、加盟国による強制的な収集目標の設定義務、リサイクル可能な包装の埋立て又は焼却の禁止など、いくつかの支援措置を規定している。これらの要件の実施は、**EU** 全体のリサイクル率の向上に役立ち、ひいては経済事業者が「大規模な」リサイクル要件を満たすことを可能にする。

6) 第 6 条(11)(e)項に基づく乳幼児食品の免除の範囲はどのようなものか？

規則(EU) No 609/2013(17)に規定されている乳幼児食品の免除は、同規則第 2 条(2f)項に示された定義に従って解釈されるべきである。従って、この除外は、乳幼児向けに販売されているすべての果汁、ピューレ、その他の製品を対象とするものではない。

7) 大規模リサイクル性評価は、発生源、業種、種類に関わらず、発生する全ての包装廃棄物に基づいて行われるのか？

大規模リサイクル性評価及び関連する全ての包装材料の 55%リサイクル目標、木材の 30%リサイクル目標は、発生源（家庭ごみ、商業ごみ、産業ごみ）、業種、種類に関わらず、EU 域内で発生しリサイクルされる全てのプラスチック包装廃棄物を対象としている。リサイクル率の算出は、改正後の欧州委員会決定 2005/270 に規定されているリサイクル率算出に関する既存の規則に基づいて行われるべきであり、この規則は PPWR 第 56 条(7)に基づく新たな決定によって置き換えられる予定である。

8) 第 6 条は、PPWR 第 6 条(1)に基づく要件の発効前に EU 市場に出回ったリユース可能な販売用及び輸送用包装に適用されるか？

リサイタル(14)では、「包装は、本規則に規定されている、又は本規則に基づいて定められた持続可能性要件及び表示要件を満たす場合にのみ市場に出回るべきである」（強調追加）と説明されている。関連要件の適用日前に既に EU 市場に出回っている包装（在庫中の包装を含む）は、本規則に規定されている、又は本規則に基づいて定められた持続可能性要件及び表示要件を満たす必要はなく、回収する必要もない。

第 6 条(2)は、第 6 条(4)に基づき採択された委任法の発効日から 24 か月以内に市場に出回る全ての包装は、同法に定められた DfR 原則に従ってリサイクル可能でなければならないと規定している。この義務は、リユース可能な包装かシングルユース包装か、販売用包装かグループ包装か輸送用包装かを問わず、あらゆる種類の包装に適用される。

従って、第 6 条(4)に基づく委任法は 2028 年 1 月 1 日までに採択される予定であるため、製造業者が 2030 年 1 月 1 日より前に市場に出したリユース可能な包装又は輸送用包装は、リサイクル要件を満たしていなくても市場に出回ったままにすることができる。市場への投入とは、包装のデザインではなく、個々の包装単位を指す。

9) コルク、軽量木材、繊維、セラミック、ゴム、磁器、ワックス製の包装に対するリサイ

クル要件の除外は、2035年まで有効か？

第6条(1)は、全ての包装がリサイクル可能でなければならないと規定している。第6条(11)は、特定の包装材料及び分野について、この要件の適用除外を定めている。欧州委員会は、これらの適用除外を維持することが適切かどうかを検討するため、2035年1月1日までにこれらの適用除外を見直す。この評価に基づき、欧州委員会は適用除外の改正又は廃止を提案する可能性がある。

コルク、軽量木材、繊維、セラミック、ゴム、磁器、ワックス製の包装に対する適用除外は、販売用包装にのみ適用され、これらの包装は、市場に出せるかどうかを判断するためのリサイクル性評価を受ける必要がないことを意味する。

但し、リサイクル性に基づいてEPR料金を調整する義務は、これらの販売用包装にも適用される。従って、これらの包装のリサイクル性評価は、EPR料金の調整を決定する目的でのみ実施される。

V. プラスチック包装における再生材含有率

1) 再生材含有率要件への適合はどのように証明されるべきか？

PPWRにおける再生材含有率目標への適合は、附属書VIIに規定されている包装の技術文書において証明されなければならない。再生材含有率要件への適合は、以下のように例示できる。

ある事業者が、ポリエチレン（PET）製のプラスチックトレイとポリプロピレン（PP）製の剥離可能な蓋を市場に出荷するとする。この場合、PETのトレイとPPの蓋はEU域内の異なる製造工場で作成され、事業者へ供給される。事業者はこれらの包装部品を組み立てて蓋付きのトレイにし、製品を充填して、最終的に市場に出荷する。

トレイと蓋をそれぞれ製造する2つの製造工場は、第7条(2)に規定されているとおり、各構成部品のリサイクル含有率の最低要件への適合性に関する情報を開示しなければならない。これらの製造工場からの情報に基づき、最終的に蓋付きトレイを市場に出荷する事業者（即ち、製造業者）は、リサイクル含有率に関する法的要件への適合性を示す技術文書を作成しなければならない。

EUに輸入される中間プラスチック包装部品、空のプラスチック包装、又は充填済みのプラスチック包装についても、同様の原則が適用される。事業者は、リサイクル含有率に関する

要件が、第 7 条(9)及び(10)に基づき施行法で定められる持続可能性及び同等性の基準を満たしていることも確認しなければならない。

2) プラスチック包装におけるリサイクル含有率に関して、「製造工場及び年ごとの平均値」とは何を意味するのか？

製造工場とは、包装が製造される工業施設を指す。年間平均値とは、特定の製造工場で各メーカー向けに生産された、暦年における各プラスチック包装の種類及び形態ごとの再生材の量（再生材含有率）を指す。製造工場は、特定のメーカーへの年間平均供給量が再生材含有率の目標値を満たしていることを証明する文書を提出する必要がある。

メーカーは通常、1つの製造工場で複数の包装形態を生産するため、包装の種類及び形態ごとに再生材含有率の目標値を算出しなければならない。

第 7 条(8)に基づき採択される施行法では、プラスチック包装における再生材含有率の算出方法及び検証方法に関するルールが規定される。

3) 接着剤、塗料、インクは、プラスチック包装の再生材含有率要件の対象となるか？

接着剤、塗料、インクは、PPWR においてプラスチックとは見されないため、再生材含有率要件を満たす必要はない。これは、包装単位の 5%未満であっても変わらない。

4) プラスチック包装における再生材含有率に関する環境表示は認められるか？

プラスチック包装における再生材含有率に関する環境表示は、再生材含有率が PPWR 第 7 条(1)及び(2)に規定される適用可能な最低要件を超える場合に認められる。

第 14 条では、事業者は包装単位、再生材を含む包装単位の一部、又は事業者が暦年中に市場に出荷する全ての包装について環境表示を行えると規定されている。これは以下の表に示されている。

例	PPWR 再生材含有率要件	環境表示：	認められる環境表示
PP 製キャップシステム付き PET プラスチックボトル	PET ボトル：30% PP キャップ：10%	包装単位(ボトルとキャップシステム)	PET ボトルの再生材含有率は 30%を超え、PP キャップシステムの再生材含有率は 10%を超

			えている
--	--	--	------

環境表示を行うか否かに係らず、法的要件への適合は技術文書で証明されなければならない。

5) 事業者はどの再生材含有率要件を満たすべきかをどのように判断するのか？

再生材含有率に関する要件は、販売用、グループ包装用、輸送用プラスチック包装に適用される。まず、事業者は包装が接触に敏感なものであるかどうかを判断しなければならない。次に、事業者は包装がどのようなポリマーでできているかを判断する必要がある。これらの情報に基づいて、事業者は満たすべき再生材含有率の要件を決定する。

このロジックは、以下の表に示されている。

	包装形態	ステップ1:包装は接触に敏感か？	ステップ2:ポリマーの材質は何か？	2030年適用目標
例A	商品輸送用パレット包装フィルム	非接触性	PET以外	第7条(1)(d)、35%
例B	飲料カートン	接触性	PET以外	第7条(1)(b)、10%
例C	シングルユースプラスチック飲料ボトル	接触性	PET	第7条(1)(c)、30%

6) 再生材含有率の要件は、2030年より前に市場に出回る包装にも適用されるか？

再生材含有率の要件は、2030年1月1日以降、又は第7条(8)に規定する施行法の発効日から3年後のいずれか遅い方以降に市場に出回る包装にのみ適用される。但し、製造業者に供給され、期限までに製造業者によって市場に出回っていない包装については、在庫の枯渇は想定されていない。

7) ガラス瓶のプラスチック製キャップとラベルも、再生材含有率の要件を満たす必要があるか？

第7条(5)(b)では、包装単位の総重量の5%未満を占めるプラスチック部品は、再生材含有率の要件から除外されている。この免除はプラスチック部品のみ適用され、非プラスチック材料には適用されない。

例えば、金属製キャップとラベルが付いたガラス瓶の場合、金属製キャップはプラスチック

部品ではないため、再生材含有率の要件の対象外となる。

一方、プラスチック製ラベルは、その重量が包装単位（瓶）の総重量の5%未満である場合に限り、除外される。

8) プラスチック製キャップにおける再生プラスチックの使用は、牛乳の包装では義務付けられるが、乳児用粉ミルクの包装では義務付けられていない。これらの製品に同じキャップを使用する事業者は、牛乳包装に関する要件を満たすため、再生プラスチック含有率の目標値を達成しなければならないか？

2030年以降、製造業者は、市場に出荷される包装のプラスチック部分が、第7条第1項の再生プラスチック含有率の目標値を満たしていることを保証しなければならない。

牛乳は再生プラスチック含有率の要件から除外されていない。従って、製造業者は、牛乳包装に使用されるプラスチックキャップが再生プラスチック含有率の要件を満たしていることを保証しなければならない。一方、インスタント粉ミルクのプラスチックキャップは、第7条第4項(g)に規定されている免除規定により、再生プラスチック含有率の要件を満たしていない。

9) 第7条の免除規定で使用されている「接触到に敏感なプラスチック包装」と「即時包装」には違いがある？

「即時包装」という用語は、「(…)医薬品と直接接触する包装」(18)を指すのに対し、PPWR第3条第1項第49号によれば、接触到に敏感な包装とは、食品及び医薬品に使用される包装を意味する。

医療機器及びその他の医薬品の文脈では、「即時包装」は一般的にPPWR第3条第1項第49号によれば「接触到に敏感なプラスチック包装」に該当する。これらの概念は同一ではないものの、PPWR第7条の実施目的においては同様に理解されるべきである。

10) 欧州委員会は、PPWR及びSUPDに基づく再生材含有率に関する報告義務とその相互関係について明確に説明できるか？

SUPD第6条(5)(a)及び(b)（即ち、SUPD附属書パートFに記載されている飲料ボトルの再生材含有率目標）及び第13条(1)(e)（関連する加盟国の報告）は、2030年1月1日、又は第7条(8)に規定する再生材含有率の計算に関する施行法の発効後3年まで効力を有す。

PPWR と SUPD には適用範囲にいくつかの相違点があり、これらを考慮する必要がある」

- ・ SUPD では目標は加盟国レベルで設定されているが、PPWR では包装の種類／形態ごとに要件が設定されており、製造工場及び製造年ごとの平均値として算出される。

- ・ SUPD には複合材料に関する最低基準値はないが、PPWR ではプラスチック部分が包装単位重量の 5%未満である場合は除外される。

- ・ SUPD（欧州食品包装基準）には、生分解性プラスチック包装に関する除外規定はない。

11) 輸入プラスチック包装のリサイクル含有率要件

規則（EU）2022/1616 及びその規定（特に第 6 条）は、輸入包装を含む、EU 市場に出回る食品接触材料用の全てのリサイクルプラスチックに適用される。

従って、食品接触材料（輸入食品接触包装を含む）としてリサイクル含有プラスチック材料を使用する輸入業者は、当該材料が下記の要件を満たしていることを確認する必要がある。要件を満たしていない場合、当該材料は食品接触用途で市場に出回ることはできない。但し、他の用途での使用は可能である。同規則第 6 条では、以下の事項が義務付けられている：

- ・ プラスチック廃棄物の分別収集

- ・ プラスチック廃棄物の分別からリサイクルまでの全ての活動を含む、第 6 条に従った前処理活動に関する第 3 者認証付きの証明書の取得

- ・ 再生材が規則（EU）10/2011 に準拠して生産されたことの証明。

VI. コンポスト化可能性

1) 第 9 条(1)では、特定の包装形態についてコンポスト化可能性の要件が義務付けられている。これらの包装形態は、2028 年 2 月 12 日より前にバイオ廃棄物ストリームに投入されるのか？

実際、この規則では、使用後に空にならないティーバッグやコーヒーバッグを包装の定義に含めるように変更された。こうした新しい包装は、規則が適用される 2026 年 8 月 12 日に包装として分類される。

コンポスト化可能性に関する第 9 条は 2028 年 2 月 12 日から適用されるため、加盟国はそ

れ以前にこれらの包装をバイオ廃棄物ストリームに投入する義務はないが、投入することが推奨される。

2) 全ての産業用コンポスト施設が EN 13432:2000 に準拠して運営されているわけではないという事実、製造業者はどのように対処すべきか？ 加盟国全ての廃棄物管理事業者は、統一規格 EN 13432:2000 に準拠して認証された堆肥化可能な包装材を受け入れなければならないのか？

規則には堆肥化施設が統一規格に従って運営しなければならないとは明示的に規定されていないが、欧州委員会は実際にそうなるだろうと予想している。例えば、第 9 条(2)では、加盟国が義務的に堆肥化可能な包装材の国内リストに新たな包装を追加する柔軟性は、「堆肥化可能な包装材が生物廃棄物管理の流れに確実に投入されるよう、適切な廃棄物収集制度と廃棄物管理インフラが存在すること」を条件としている。欧州委員会は、産業用堆肥化を代表する団体が、改訂された産業用堆肥化基準の策定に全面的に関与することを保証する。

3) 現在堆肥化可能で市場に出回っている製品について、事業者は規則の発効・適用後も引き続き販売できるのか？

加盟国において、経済事業者が製品を販売する領域で、特定の包装形態が堆肥化可能でなければならないという明確な法的要件が存在する場合、答えは「Yes」である。

欧州委員会のガイダンス文書ポイント 8 で説明されているように、加盟国は 2026 年 8 月 12 日まで、第 9 条(1)及び第 9 条(2)(a)に列挙されている品目に加えて、自国領域内で堆肥化可能な包装形態を義務付けることを決定できる。

VII. 包装の最小化

1) 包装の最小化に関する第 10 条(1)項及び第(2)項は、2030 年 1 月 1 日までに適用されるか？

そのとおり。第 10 条(1)項及び第(2)項は、2030 年 1 月 1 日までに適用される。2029 年末までは、PPWD（包装廃棄物指令）の基本要件が引き続き適用され、従って既存の規格 EN 2004:13428 も適用される。これは、規則第 70 条(1)(b)項によるものである。

2) 第 10 条(2)項の「製品の容量を実際よりも大きく見せる」という表現は、どのように解釈すべきか？

製品の容量を実際よりも大きく見せる場合、二重壁構造や偽底などの特定の包装特性の使用は認められない。

理解を深めるために、以下の例を示す。

例	包装の最小化	製品の容量を実際よりも大きく見せる可能性のある選択肢
50ml のプラスチック製又はガラス製のフェイスシャルクリーム用容器	プラスチック製又はガラス製の容器を、内容物を保護するために必要な最小限の容量に縮小する	二重壁構造又は偽底を用いて、クリームの内容量が 50ml 以上であるように見せる 容器を段ボール箱で覆い、クリームの内容量が 50ml 以上であるように見せる

更に、PPWR（製品包装規制法）の立法提案を裏付ける影響評価報告書では、「製品の容量を実際よりも大きく見せる」ことに関するいくつかの例が示される（19）。

全体として、事業者は、二重壁、二重底、前面フラップ、及び追加層が、包装の機能性を他に確保できない場合、及び／又はこれらの構成要素が包装に正当な機能性を付加する場合にのみ使用されることを証明しなければならない。これは、試験によって実証され、十分な根拠を示すことで技術文書において証明されねばならない。

3) 最も一般的な包装形態及び形式以外の包装最小化要件は、どのように施行されるか？

2027 年 2 月 12 日までに、欧州委員会は、欧州標準化機関に対し、最小化要件への適合性の計算及び測定方法を定める調和規格を、必要に応じて作成又は更新するよう要請する。これらの規格は、規則附属書 IV に規定された変更された性能基準に対応するため、既存の規格 EN 13428:2004 を更新したものであり、全ての包装における最小化要件への適合性を証明するための方法を概説するものである。採択されれば、経済事業者は改訂された規格を利用できるようになり、最小化要件への適合推定の恩恵を受けることができる。

更に、最も一般的な包装形態及び形状について、欧州委員会は欧州標準化機関に対し、最大適正重量及び容積の制限、並び必要に応じて壁厚及び最大空隙率を規定する規格を作成するよう要請する。

4) 第 10 条(3)で言及されている「最も一般的な包装形態及び形状」とは何か？

欧州委員会は、PPWR 第 10 条(3)に基づき、今後提出する標準化要請において「最も一般

的な包装形態及び形状」を特定する。

これらの形態及び形状は、業界及びその他の利害関係者との協力のもと、市場に出回っている数量に関する入手可能な市場データに基づき、包装の機能、包装材料、形状、及び包装された製品を考慮した詳細なレベルで特定される。標準化要請の策定においては、最小化の可能性も考慮される。

5) 最小化要件の対象外となる包装はどれか？

以下の包装は、最小化要件（第 10 条(2)）の適用対象外となる。

EU 法規に基づき保護されている地理的表示の恩恵を受ける包装製品又は飲料（例えば、ワインについては規則(EU) No 1308/2013、蒸留酒については規則(EU) 2019/787、工芸品及び工業製品については規則(EU) 2023/2411 に基づくもの）、又は規則(EU) 2024/1143 に規定される品質スキームの対象となるもの。

包装デザインが、閣僚理事会規則(EC) No 6/2002（64）に基づく共同体意匠、又は欧州議会及び閣僚理事会指令 98/71/EC（65）の範囲内の意匠権（加盟国のいずれかにおいて効力を有する国際協定を含む）によって保護されている場合。免除が適用されるためには、包装デザインは 2025 年 2 月 11 日までに保護されている必要があり、かつ、最小化要件の適用によって包装デザインの新規性及び独自性が損なわれるような影響が生じる必要がある。

包装形状が、規則(EU) 2017/1001(66)又は指令(EU) 2015/2436(67)の適用範囲に含まれる商標（加盟国のいずれかで効力を有する国際協定に基づいて登録された商標を含む）である場合、除外が適用されるためには、商標は 2025 年 2 月 11 日までに保護されている必要があり、かつ、最小化要件の適用によって包装が影響を受け、当該商標によって表示製品が他社製品と区別できなくなるような影響が生じる必要がある。

事業者がこれらの免除を利用する場合、技術文書において関連する証拠を提出する必要がある。ライセンス番号の提示だけでは不十分である。その他の条件の存在及び評価についても証明する必要がある。

6) 包装の「形状」は、包装最小化評価にどのように影響するか？

まず、事業者は、自社の包装が、保護された商標である形状に関する第 10 条第 2 項(a)の免除規定の対象となるか、また、同規定に定められた最小化要件の免除条件を満たしているか

を検討する必要がある。事業者は、これらの条件の検証結果を証明しなければならない。

包装が除外規定の対象とならない場合、事業者は、第 10 条第 3 項に基づき欧州委員会から要請される包装最小化評価方法に関する最新の調和規格を適用する。この最新の調和規格では、評価方法において包装の形状が考慮される。例えば、安全な取り扱い設計、チャイルドレジスタンス、改ざん防止、盗難防止、偽造防止、危険警告、又は特定の製品特性など、包装の機能を実現するために特定の形状が必要な場合などが挙げられる。

7) PPWR における最小化要件と ESPR における最小化要件の関係はどのようなものか？

ESPR に基づく法令は、製品の環境持続可能性に関する側面が他の法令によって十分かつ適切に対処できない場合、又は対処されていない場合に限り、製品の規制において主導的な役割を果たす。この原則は包装にも適用される。ESPR のリサイクル(25)で説明されているように、必要に応じて、ESPR は特定の製品の包装に焦点を当てた製品ベースの要件を設定することで PPWR を補完できる。但し、ESPR は、包装を製品グループとして扱う場合の一般的なエコデザイン要件や持続可能性要件を設定することはない。これらの要件は PPWR で規定されているためである。

VIII. 表示

1) 第 12 条(2)に基づくリユース可能な包装の表示要件は、個々の包装ごとに適用されるか？

リユース可能な包装は、第 11 条(2)に基づいて採択される委任法で定められる最小回転回数を確保するように設計されなければならない。リユース可能な輸送用包装の回転数を算出し報告する義務は、リユースシステムのタイプによって異なる。具体的には、システムオペレーターが存在しないオープンループ型のリユースシステムは、この義務及びリユース可能な包装ラベルと QR コードを貼付する義務から免除される。

第 12 条(2)によれば、クローズドループシステム内で循環するリユース可能な輸送用包装には、リユース可能な包装ラベルと、個々の包装の追跡及び回転数の算出を可能にする QR コード又はその他の標準化されたオープンデジタルデータキャリアを付さなければならない。包装がリユース可能であることを消費者に知らせるラベルを含む詳細な規則は、第 12 条(6)に基づき採択される施行法において明確化される。この施行法では、個別の QR コードによる回転数の追跡が不可能と見なされ、回転数の算出が平均値に基づく推定値で行われる場合についても規定される。

2) ラベル、マーク、記号、又は表示は、どのような状況下で誤解を招くものと見なされる

か？

マーク、記号、ラベル、又は表示は、包装のリサイクル性、再生材含有率、リユース性、堆肥化性、バイオベース含有率、有害物質含有率、又は廃棄物処理方法といった、包装の持続可能性に関する要件に関して消費者を誤解させてはならない（第 12 条(8)）。誤解を招く表示の概念について更に理解を深めるには、指令（EU）2024/825（20）「グリーン移行のための消費者の権利強化」を参照されたい。消費者が本来行わないであろう意思決定を促すような表示は、誤解を招くものと見なされる。

3) ある加盟国から別の加盟国へ輸入される包装には、各国の DRS ラベルを貼付する必要があるか？

義務的なデポジット返還制度の対象となる包装の表示は、PPWR において統一されていない。従って、製品は市場に出回る加盟国の DRS ラベルに準拠する必要がある。加盟国は、第 12 条第 1 項第 4 サブパラグラフに規定されている「統一カラーラベル」を包装に貼付することを義務付けることができる。製品が個人輸入、即ちエンドユーザーが直接、販売目的ではなく輸入する場合、これは「市場に出回る」とは見なされない。加盟国は、他の加盟国で既に貼付されている DRS ラベルの貼付を禁止することはできない。

4) 第 12 条第 7 項第 2 サブパラグラフに規定される表示要件において特定されるべき懸念物質とはどれか？

欧州化学物質庁（ECHA）は現在、包装に含まれる懸念物質（SoC）のうち、人の健康に影響を与える可能性のある物質、及び包装のリユース性やリサイクル性に影響を与える可能性のある物質を特定するための調査を実施している。この調査結果に基づき、欧州委員会は、デジタル表示による SoC の表示方法を定める施行法を策定する予定である。

IX. 環境に関する主張

1) 企業は、本規則で定められたものと同等の特性について、環境に関する主張を行うことが認められるか？

第 14 条は、「本規則において法的要件が定められている特性」にのみ適用される。リサイクル性、堆肥化性、再生材含有率、リユース性、重量・容積の最小化などに関する環境表示及び持続性ラベルは、PPWR の適用範囲に含まれる。製造業者は、これらの表示が第 14 条に準拠していることを確認する必要がある。即ち、PPWR で定められた最低要件を超える特性に関する表示であること、及び表示が包装単位全体に関するものか、特定の部分に関する

ものかを明確にする必要がある。

本規則の適用範囲外の持続し要件に関する環境表示（例えば、アルミニウム包装における再生材含有率など）については、既存の EU 環境表示規則、特に不公正商慣行指令（2005/29/EC）及び消費者権利指令（2011/83/EU）を改正する消費者権利強化指令（EU）2024/825 に準拠する必要がある。不公正商慣行指令とその他の法令との関係については、欧州委員会の解釈に関するガイダンス文書（21）、特に 1.2.1 項を参照されたい。他の EU 法との関係、特に環境クレームに関する他の EU 法規との相互作用に関する第 4.1.1.1 項では、抵触する場合、特別法（例：PPWR）が一般法（UCPD）に優先すると説明されている。

2) 製造業者が包装単位における再生材含有率についてクレームを行う場合、法律で定められた最低要件としてどの閾値を考慮すべきか？ 各包装単位における再生材含有率を 10%、20%、又は 50%と表示することは可能か？

製造業者が市場に出荷する包装のリサイクル含有率について主張する場合、適用される最低目標値（製造工場ごと、年間平均として算出）が適用され、製造業者はリサイクル含有率がこれらの目標値を超える場合にのみクレームを行うことができる。リサイクル含有率の計算及び検証方法は、2026 年 12 月 31 日までに施行法で定められ、環境に関するクレームはこれらのルールを遵守する必要がある。リサイクル含有率に関する自主的なラベルは、欧州委員会によって開発される。

3) 第 14 条は、PPWR に規定されている要件（例：リサイクル性）を参照する環境に関するクレームにのみ適用されるのか、それとも持続可能な包装に関するその他の環境に関するクレームにも適用されるのか？

第 14 条は、「本規則に法的要件が定められている特性」にのみ適用される。従って、PPWR で規制されていない環境に関するクレーム、例えば、再生アルミニウム含有量に関して、製造業者は、環境表示に関する既存の EU ルール、特に消費者権利保護指令（EU）2024/825 を遵守しなければならない。

X. 製造業者の義務

1) 第 15 条(1)では、製造業者は第 5 条から第 12 条に規定された要件を満たす包装のみを市場に出さなければならないと規定されている。この義務は包装製造業者のみに適用されるのか？

適合包装のみを市場に出さなければならないという義務は、製造業者として定義される経

済事業者だけでなく、輸入業者や販売業者にも適用される。

第 15 条(1)によれば、「製造業者は、第 5 条から第 12 条に規定された、又はこれに基づいて定められた要件に適合する包装のみを市場に出さなければならない」とされている。適合性評価手続き（第 38 条）は、製造業者自身、又は製造業者に代わって第 3 者（例えば、試験機関や認証機関）が、第 15 条(2)に従って実施することができる。EU 適合宣言（第 39 条）は、第 16 条(1)に基づき供給者から提供された情報及び文書に基づいて製造業者自身が作成するか、又は第 17 条に基づき製造業者が書面による委任状によって任命した権限を有する代理人が作成しなければならない。これは、EU 適合宣言書又はその一部を実際に誰が作成したかに関わらず、製造業者が包装の持続可能性及び表示要件への適合性について法的責任を負う唯一の経済事業者であることを意味する。

2) 輸入業者及び製造業者の義務に関する PPWR 第 15 条及び第 18 条の適用開始日はいつか？

PPWR は 2026 年 8 月 12 日に施行され、これには製造業者及び輸入業者の義務に関する規定が含まれる。しかしながら、これらの規定は、規則の様々な条項、特に第 5 条から第 12 条に規定される実質的な義務と併せて解釈されなければならない。一部の実質的な規定は適用開始日が異なり、多くの場合、欧州委員会による特定の実施措置の採択と関連している。

例えば、リサイクル性に関して、製造業者は、リサイクル性に関する設計要件に関する委任法の採択から 2 年後に限り、PPWR 第 38 条及び附属書 VII に従ってリサイクル性要件を遵守し、適合性評価手続きを実施しなければならない。この委任法が 2028 年 1 月に欧州委員会によって採択され、リサイクル性に関する設計要件及び関連する評価方法論が完全に調和されると仮定すると、拘束力あるリサイクル性能基準は、2030 年 1 月 1 日、又は委任法の発効日から 2 年後からのみ適用される。

PPWR に基づく持続可能性及びその他の主要要件の適用開始日は以下のとおり：

-プラスチック包装における再生材含有率：2030 年 1 月 1 日、又は PPWR 第 7 条(8)に規定する施行法の発効日から 3 年後。

-最小化（第 10 条(1)～(2)）：2030 年 1 月 1 日。

-輸送用、グループ包装用、及び電子商取引用包装における空きスペース要件：2030 年 1 月 1 日から、又は第 24 条(2)に基づく施行法の発効日から 3 年後。販売用包装における空きスペースについては第 10 条を参照。

-リユース可能な包装（第 11 条）：規則の発効日（2025 年 2 月 11 日）から。但し、最低回転回数は、2027 年 2 月 12 日までに採択される第 11 条(2)に規定する施行法で定められる日付に応じて遵守しなければならない。

-リユース目標：2030 年 1 月 1 日から、又は第 30 条(3)に規定するリユース目標の算出に関する施行法の発効日から 18 か月後（2027 年 6 月 30 日までに採択予定）。

3) 供給者は、プラスチック製レジ袋などの「無地」包装にシリアル番号を付記する必要があるか？

包装又は包装材料の供給者は、第 3 条(1)(13)に規定する製造業者の定義には該当しない。但し、「製造業者」が零細企業であり、かつ供給者が同一加盟国に所在する場合はこの限りではない。

本規則は、包装の供給者が包装上又はデータ媒体によって識別可能であることを要求していない。供給者は、製造業者が包装の適合性を証明するために必要な全ての情報及び文書を保有していることを確認するだけでよい。

本規則は、供給者が包装に種類、ロット番号、又はシリアル番号を付記することを要求していない。これは製造業者の義務である。しかし実際には、包装の識別性を確保するのは包装の供給業者となる可能性が高いだろう。これは多くの場合、製造段階で行われるからである。

4) 包装を供給する輸入業者又は販売業者は、本規則の要件を遵守する必要がある？

供給業者は、本規則を遵守する法的義務を負っていない。しかし、EU 市場に包装又は包装済み製品を販売する顧客（製造業者、輸入業者）は、規則に適合した包装材又は包装材料を使用する必要がある。従って、規則に適合しない包装を販売する供給業者は顧客を失うと考えるのが妥当である。

XI. 空隙

1) 第 24 条に基づく空隙の要件を遵守する義務を負うのは誰か？

第 24 条(1)は、グループ化包装、輸送包装、及び電子商取引包装について、包装を充填する事業者が満たすべき最大空隙率を定めている。これは、第 3 条第 1 項(13)に定義される製造業者、及び包装製品を市場に供給するその他の経済事業者を含む。

2) 第 24 条第 4 項の「必要最小限」という用語はどのように解釈されるべきか？

販売用包装の空隙率とは、販売用包装の総内部容積と包装製品の容積との差を意味する。この項の遵守を評価する際には、紙片、エアクッション、気泡緩衝材、スポンジ充填材、発泡充填材、木毛、ポリスチレン、発泡スチロールチップなどの充填材によって満たされた空間は空隙と見なされる。販売用包装の空隙率については、PPWR に最大許容値は定められていない。むしろ、販売用包装を充填する関係経済事業者が空隙を最小限に抑え、それを技術文書で証明することが求められている。この規定は、包装の最小化に関する第 10 条と併せて解釈されるべきである。

3) 意匠特許は、50%の空隙率要件の対象となるか？

包装の最小化に関する第 10 条とは異なり、第 24 条には包装意匠権又は商標権で保護された包装に関する具体的な免除規定はない。但し、50%の基準値は、グループ包装、輸送包装、及び電子商取引包装にのみ適用される（第 24 条(1)）。

4) 円形製品及びその他の不規則な形状の製品は、空隙率の算出方法においてどのように扱われるのか？

欧州委員会は、2028 年 2 月 12 日までに、グループ包装、輸送包装、及び電子商取引包装の空隙率の算出方法を定める施行法を採択しなければならない（第 24 条(2)）。この算出方法は、適用される法的要件を満たすため、又は製品を保護するために十分な空隙を確保する必要がある包装の特殊性を考慮しなければならない。この方法論では、形状が不規則な包装製品、複数の販売用包装又は製品を含む包装、液体製品を含む包装、内容物が容易に破損する可能性のある包装製品、寸法が小さいため大型製品によって破損する可能性のある包装製品、及び輸送用包装に出荷ラベルを貼付するための最小限のスペースを考慮に入れるものとする。事業者は、2030 年 1 月 1 日、又は本実施法の発効後 3 年以内に、空隙率の基準値を遵守する必要がある。

本手法は、不規則な形状を含む幅広い事例に基づいて策定される。

XII. 禁止事項及び特定の包装の使用

1) 附属書 V の施行における法的調和と予測可能性を確保するために利用可能な手段は何か？

本規則は、欧州委員会に対し、加盟国及び EFSA（欧州食品安全機関）との協議を経て、2027 年 2 月までに、附属書 V をより詳細に説明するためのガイドラインを採択する権限を与えている。このガイドラインには、対象となる包装形態の例、制限からの免除、及び附属書 V 第 2 項（PPWR 第 25 条第 6 項）から除外される果物及び野菜の非網羅的なリストが含まれる。

欧州委員会は、ガイドラインの準備作業を開始しており、これらのガイドラインが科学的根拠と最新の技術開発に基づいていることを確保する意向である。その目的は、対象となる包装形態及び制限からの免除について、共通理解と公平な実施を確保することである。本規則は、施行法又は委任法によって免除対象の果物及び野菜のリストを統一する権限を欧州委員会に与えていないが、欧州委員会は EFSA（欧州食品安全機関）と協力して、将来のガイドラインの確固たる科学的根拠を確保するために尽力しており、加盟国がガイドラインの公表後、それに従うことを期待している。

最後に、本規則には、欧州委員会が 2032 年までに包装禁止措置を評価し、新たな制限を提案したり、既存の例外及び免除を修正したりする権限を与える特定の見直し条項が含まれている。

2) 附属書 V ポイント 2 にある「未加工の生鮮果物及び野菜」と「実証された必要性」とは何を意味するのか？

「未加工の生鮮果物及び野菜」と「実証された必要性」という用語は、欧州委員会のガイドライン策定の過程で、関係者及び EFSA との正式な協議を経て、更に明確化される予定である。

「未加工の生鮮果物及び野菜」とは、加工されていない生鮮果物及び野菜を指す。

重量が 1.5kg 未満の果物や野菜は、事前包装できない。欧州委員会は、科学的検討に基づき、どの未加工の生鮮果物や野菜が免除の対象となるかを説明するガイドラインを作成する。

3) 附属書 V 第 4 項で示されている例示的な包装形態及び製品の範囲を、明示的に列挙されている免除対象以外にも、追加の分野（例：学校）に拡大することは可能か？

附属書 V 第 4 項は、HORECA（ホテル・レストラン・カフェ）分野における調味料、保存食品、ソース、コーヒークリーマー、砂糖、香辛料のシングルユースプラスチック包装に関

するものです。明示的に免除対象としているのは、(a) テイクアウト用の調理済み食品（即時消費を目的とするもの）、及び (b) 医療分野のみである。例示的な包装形態はガイドラインで策定される。PPWR は、除外対象を他の分野に拡大するための法的根拠を提供していない。

4) 附属書 V ポイント 1 の「取扱いを容易にするために必要な」という用語は、どのように解釈されるべきか？

問題となっている規制は、「販売時点で使用されるシングルユースプラスチック製グループ包装（…）で、消費者が複数の製品を購入できるように、又は購入を促すための利便性の高い包装として設計されたもの」に関するものである。対象となるのは、使いやすさと携帯性を重視して設計され、かつ消費者の購買意欲を刺激する、不必要なシングルユースプラスチック製グループ包装である。

この禁止措置が適用されるには、両方の条件を満たす必要がある。このような包装の最も一般的な例としては、2 つ以上の在庫管理単位（SKU）をまとめる連結フィルムやシュリンクラップが挙げられる。

その他の例やその他の指針は、ガイドラインで示される。B2B 取引に関しては、この禁止措置の対象外である。

欧州委員会のガイドラインでは、「取扱いを容易にするために必要な」という用語がどのように運用されるのかを、具体例を通して更に詳しく説明する。

5) 生分解性又は堆肥化可能な袋は、附属書 V ポイント 6 で禁止されているか？

附属書 V ポイント 6 に基づき、非常に軽量のプラスチック製レジ袋（堆肥化可能な袋や生分解性袋を含む）は全て禁止される。但し、衛生上の目的で必要とされる場合、又は食品廃棄物を防止するためにばら売りの食品の販売用包装として提供される場合は、この統一的な禁止措置の対象外となる。

衛生上の目的で必要とされる、又は食品廃棄物を防止するためにばら売りの食品の販売包装として提供される、非常に軽量のプラスチック製レジ袋は、附属書 V ポイント 6 で禁止されていないが、原則として、PPWR 第 34 条(1)に規定される全ての軽量プラスチック製レジ袋に対する 40%削減目標に含まれる。但し、加盟国は、当該特定の種類のレジ袋を削減目標から除外することを決定できる（PPWR 第 34 条(4)）。40%目標を達成するために、

加盟国は、衛生上の目的で必要とされる、又は食品廃棄物を防止するためにばら売りの食品の販売包装として提供される、堆肥化可能又は生分解性のレジ袋を含む、非常に軽量のプラスチック製レジ袋を禁止することを決定できる。但し、加盟国による販売制限（禁止）は、比例的かつ非差別的でなければならない（PPWR 第 34 条(2)）。

6) ホテルのミニチュア化粧品は、要望に応じて購入できるか？ 歯ブラシやコットンパッドなど、衛生上の理由で包装された製品については、除外措置が期待できるか？

附属書 V ポイント 5 は、「個人予約を目的とした宿泊施設におけるシングルユース包装」について言及している。

本規則は「化粧品、衛生用品、トイレタリー製品」という用語を定義しておらず、ホテル内で注文に応じて提供される、又は購入できる小型包装も免除対象とはしていない。除外対象となるのは、個人予約を目的とした包装のみである。統一的なアプローチを確保するため、欧州委員会は、対象となる包装形態の例や制限の免除事項を含め、附属書 V をより詳細に説明するガイドラインを 2027 年 2 月 12 日までに公表する義務を負っている（PPWR 第 25 条第 6 項）。欧州委員会のガイドラインが適時に採択されることで、適用開始日の約 3 年前に、本規定の適用範囲が十分に明確になることが保証される。

欧州委員会は、ガイドライン公表前に、宿泊業界を含む関係者と協議を行う予定である。また、禁止されるのは包装のみであり、製品自体は禁止されていないため、包装なしで製品を提供することは可能であることに留意する必要がある。

7) シングルユースプラスチック製の食品・飲料容器は、娯楽イベント、スポーツイベント、フェスティバルで禁止されるのか？

スポーツ・娯楽施設やフェスティバルは、「HORECA」の定義（第 3 条(1)ポイント(35)）に含まれる。これは、NACE Rev. 2（経済活動の統計分類）における「宿泊及び飲食サービス活動」を指す。NACE Rev. 2 には、決定的な要素は、施設の種類ではなく、その施設で即時消費に適した食事（飲料を含む）が提供されていることであると説明するガイダンスが含まれている。但し、飲料水へのアクセスがない HORECA 部門の施設は、附属書 V 第 3 項に基づき、禁止の対象外とされている。

8) ホテルのルームサービスは、附属書 V ポイント 3 の禁止対象となるか？ ホテルがレストランの敷地外に食事を配達する場合はどうか？

附属書 V ポイント 3 の包装禁止規定は、HORECA（ホテル・レストラン・カフェ）部門に適用される。HORECA 部門は、第 3 条(1)ポイント(35)の定義に従って解釈されるべきであり、同項は NACE Rev. 2 を参照している。ホテルは HORECA 部門に含まれるため、ルームサービスもこの禁止規定の対象となる。

但し、ホテルが包装された飲食物をホテルの敷地外に配達する場合、そうした包装は第 25 条及び附属書 V 第 3 項の禁止規定の対象とはならない。但し、その場合、第 32 条及び第 33 条に規定されているティクアウト部門における詰め替え及びリユースに関する義務が適用される。

9) 附属書 V の「例示」欄に示されている例は網羅的か？

「例示」という表現からもわかるように、このリストは網羅的ではない。禁止対象となる包装形態については、前述の質問への回答で述べたとおり、2027 年 2 月 12 日までに策定される欧州委員会のガイドラインで更に詳しく説明される。

XIII. リユースと詰め替え

リユース可能な包装（第 11 条）

1) リユース可能な包装の回転数又は使用回数はどのように計算されるか？

リユース可能な包装は、第 11 条(2)に基づき採択される委任法において定められる最低限の回転数を確保するように設計されなければならない。リユース可能な輸送包装の回転数を算出し報告する義務は、リユースシステムの形態によって異なる。特に、システム運営者のいないオープンループリユースシステムは、この義務から免除される（附属書 VI パート A セクション 1(i)）。システム運営者を有するクローズドループリユースシステムは、個々のリユース可能な包装ごとに回転数又は輸送回数を報告する必要がある。個々のリユース可能な包装ごとに計算することが不可能な場合は、平均値を報告する。

第 30 条に規定されるリユース目標の達成度を計算するための詳細ルールは、第 12 条(6)に基づき採択される施行法において明確化される。この施行法では、個別の QR コードによる回転数の追跡が不可能と見なされ、回転数の計算を平均値に基づいて行うことができる場合についても規定される。

製造業者は、リユース可能な包装の設計及び関連するリユースシステムが、包装が最低回転回数の要件を満たすことを実証する必要がある。これは、包装又は包装済み製品を市場に出す際に、技術文書において行う必要があり、オープンループ及びクローズドループのリユース

システムで循環するリユース可能な包装の両方に適用される。

第 27 条及び附属書 VI によれば、リユースシステムは、そのシステム内で循環するリユース可能な包装が、委任法に定められた最低回転回数以上を確実に満たすように設計されなければならない。これは、加盟国の市場監視当局によって検証される（第 62 条(1)ポイント (h)）。

リユースシステム

2) 「オープンループ」リユースシステムとは何か？ また、そのようなシステムの具体的な例をいくつか挙げられたい。

オープンループリユースシステムは、相互運用性を特徴としており、リユース可能な包装は、単一のシステム運営者に返却されるのではなく、異なる企業、場所、製品カテゴリ、又はセクター間で循環することができる。オープンループ型リユースシステムは、必ずしも消費者が代金を支払った時点でリユース可能な包装が消費者の所有物になることを意味するものではない。これはビジネスモデルによって異なる。このようなリユースシステムは通常、標準化された包装、共有インフラ（回収、洗浄、再配布など）の使用を特徴とし、多くの場合、システムオペレーターによって調整される。システムオペレーターは物流を管理し、品質を保証するが、PPWR ではシステムオペレーターの存在は法的要件ではない。

PPWR では、システムオペレーターが存在しないオープンループ型システムは、リユース表示義務及び回転数の報告義務から免除される。

システムオペレーターが存在しないオープンループ型システムの例としては、以下のものがある：

0.33 リットル長首型リユース可能ボトルシステム（ドイツ）：このシステムは主にビール醸造会社によって使用されているが、ミネラルウォーター会社やその他の炭酸飲料メーカーも利用している。ドイツビール醸造協会が発行するボトル規格と参加者向けのライセンス制度はあるが、システムオペレーターは存在しない。

ユーロパレット：このシステムにはパレットの規格があり、製造ライセンスが発行されるが、システム運営者やシステム管理機関は存在しない。但し、協会（EPAL など）がライセンス発行やその他のサービスを担当している。

3) リユース可能な包装材を使用する事業者は、適切なリユースシステムがどのように整備されているかをどのように確認すればよいか？

PPWR 第 27 条によれば、リユース可能な包装を使用する事業者は、1 つ以上のリユースシステムに参加し、これらのシステムが PPWR 附属書 VI パート A に規定された要件を満たしていることを確保しなければならない。事業者は、附属書 VI に準拠した独自のリユースシステムを構築することも可能である。PPWR は附属書 VI でリユースシステムの最低要件を定めており、業界は、それぞれの製品や地域の状況に応じて、リユースシステムの機能を最適化するために、協力し、最も適切な解決策を見出す必要がある。

4) リユースシステムは全てのエンドユーザーに開放されている必要があるか？

リユースシステムは規模や地理的範囲が様々で、小規模な地域システムから、1 つ又は複数の加盟国の領域にまたがる大規模なシステムまで多岐に亘る。リユースシステムは加盟国全体を網羅する必要はない。しかし、システムが運営する地域内のエンドユーザーに対し、平等なアクセスと公正な条件を提供しなければならない。

輸送用包装のリユース目標

5) 輸送用包装材のリユース目標における板紙の箱の除外は、中間層や複合板紙にも適用されるか？

第 29 条第 4 項(d)は、板紙の箱をリユース目標の適用範囲から除外している。これは複合板紙も含むものと解釈されるべきである。但し、第 29 条第 4 項に規定されている除外事項のリストは厳密に解釈されるべきであり、材質、形状、用途に関して限定的なものである。従って、板紙の除外は板紙の箱のみに適用され、中間層は含まれない。しかしながら、中間層は第 29 条(1)に明示的に記載されている形態ではないため、そもそもリユース目標の対象とはならない。

6) 輸送用軟包装の免除対象となる包装形態はどれか？

第 29 条(4)(c)は、輸送に使用され、規則(EC) No 178/2002 の第 2 条及び第 3 条(4)に定義される食品及び飼料、又は規則(EU) No 1169/2011 第 2 条(2)(f)に定義される食品成分と直接接触する軟包装形態を、輸送用包装の目標から除外している。

従って、食品や飼料と直接接触しない、危険物の輸送に使用されない (第 29 条第 4 項(d)に規定される除外)、大型機械の輸送用に特注設計されていない (第 29 条第 4 項(b)に規定される除外) ビッグバッグやフレキシブル中間バルクコンテナなど、第 29 条第 1 項から第 3 項に規定されるリユース目標を遵守しなければならない。

これらの目標は、第 30 条の下、リユース目標達成の計算に関するルールに係る施行法において、更に具体的に規定される。

7) 「パレット包装及びストラップ」は、1つの形態として数えられるのか、それとも2つの別々の形態として数えられるのか？

パレット包装とストラップは異なる包装形態だが、第 29 条に基づくリユース目標の達成度を計算する目的においては、同一の輸送単位の一部と見なされる場合がある。この点については、リユース目標の達成度計算に関する規則を定める第 30 条に基づく施行法において、更に明確化される予定である。

8) 第 29 条(1)に規定されていない形態であっても、輸送包装のリユース目標の対象となるのか？ 密封袋など全ての軟包装形態が対象となるのか、それとも第 1 項に列挙されている形態のみか？

第 29 条(1)は、軟包装形態を含め、リユース目標の対象となる包装形態の網羅的なリストを定めている。密封袋が中間バルク容器である場合、第 29 条(4)(c)に規定されているように食品や飼料と直接接触する場合を除き、リユース目標の対象となる。食品や飼料と直接接触する場合は、対象外となる。

9) 輸送単位の定義は何か？

この用語は規則では定義も使用もされていないが、第 30 条(3)に基づき採択される施行法におけるリユース目標達成度の計算に関する規則の目的のため、将来的に定義される可能性がある。

飲料のリユース目標

10) 飲料のリユース目標は、ノンアルコール飲料とアルコール飲料を個別に考慮して適用されるのか、それとも共通の目標として適用されるか？

第 29 条(6)に規定される飲料のリユース目標は、アルコール飲料とノンアルコール飲料の両方に適用される。小売業者、バー、レストランなどの最終販売業者は、リユース目標を達成するため、リユース可能な包装で消費者に販売する飲料の種類（アルコール飲料、ノンアルコール飲料、又はその両方）を決定できる。但し、最終販売業者は、自社ブランドの飲料がリユース目標の達成に公平かつ比例的に貢献することを確保しなければならない。

11) 飲料のリユース目標の対象となる飲料は？

第 29 条(6)に規定される飲料のリユース目標の対象となる飲料は、2027 年 2 月 12 日までに採択される欧州委員会のガイドラインで明確化される。このガイドラインは、加盟国及びその他の関係者との協議を経て策定される。

第 29 条(7)は、特定の飲料がリユース目標の適用除外となることを規定している。これには以下の飲料が含まれる：

- ・規則(EU)第 1169/2011 号第 24 条(22)に規定する極めて腐敗しやすい飲料

- ・規則(EU)No 1308/2013 附属書 I 第 XVI 部(23)に記載されている牛乳及び乳製品、並びに閣僚理事会規則(EEC)No 2658/87 附属書 I の統合品目分類(CN)コード 2202 99 11 及び 2202 99 15 に該当する乳製品類似品(24)規則(EU) No 1308/2013 附属書 VII 第 II 部 1、3～9、11、12、15、16、17 に記載されているブドウ製品のカテゴリ。欧州議会及び閣僚理事会規則(EU) No 251/2014 で定義されている香料添加ワイン製品。ブドウ及び野菜以外の果実から得られるワイン製品及び香料添加ワイン製品に類似する製品、並びに CN コード 2206 00 に該当するその他の発酵飲料。CN 見出し 2208 に該当するアルコールベースの蒸留酒。

12) 加盟国は飲料の国内リユース目標を設定できるか？

加盟国は 2030 年までに、第 43 条(1)に規定する廃棄物削減目標を達成しなければならない。加盟国は、第 51 条(2)(c)に規定する国内措置によって、EU の調和措置を補完する必要がある場合がある。加盟国は、第 29 条(6)に規定される調和されたリユース目標を引き上げるか、又は他の飲料に対するリユース目標を設定できる。これには、第 29 条(7)で明示的に除外されている飲料も含まれる。

加盟国が国内リユース目標を実施するには、市場の調和という目的を損なわないよう、廃棄物削減目標を達成するためにそれが不可欠であることを証明する必要がある。これらの目標は技術規則であるため、TRIS 手続きを通じて欧州委員会に通知する必要がある。

加盟国は、既存の国内リユース義務を 2030 年 1 月 1 日まで維持できるが、この日以降は PPWR に規定されているリユース目標が優先される。加盟国が国内リユース目標を設定できる条件の詳細については、欧州委員会のガイダンス文書を参照されたい。

13) レストランやバーの経営者は、飲料に課せられた 10%のリユース義務の対象となる？

HORECA (ホテル・レストラン・カフェ) 部門を含む全ての最終販売業者は、第 29 条に規定される飲料のリユース目標を達成する義務を負う。但し、小規模事業者の負担を最小限に抑えるため、販売面積が 100 平方メートル未満の最終販売業者は、第 29 条(6)によりこの義務から免除される。また、加盟国域内で年間 1,000kg 未満の包装材を販売し、零細企業に該当する最終販売業者も、第 29 条(13)(a)により飲料のリユース目標から免除される。

14) シングルユース飲料包装は、デポジット返還制度の対象となっている場合、飲料のリユース目標から免除されるか？

第 29 条(6)に規定される飲料のリユース目標達成義務は、小売業者やレストランなどの最終販売業者に適用される。

PPWR に、デポジット返還制度におけるシングルユース飲料容器に対する一般的な除外規定は含まれていないが、多くの除外規定と柔軟な対応が設けられている。これには以下のものが含まれる：

○販売面積が 100 平方メートル未満の全ての最終販売業者は完全に除外される (第 29 条第 10 項)。

○加盟国は、人口 2,000 人未満の小島嶼に所在する最終販売業者を除外できる (第 29 条第 11 項)。

○加盟国は、販売地域が人口密度 54 人/km² 未満の自治体に所在する最終販売業者を除外できる。但し、人口 5,000 人を超える人口密集地に販売地域を有する最終販売業者には、目標が適用される (第 29 条第 11 項)。

○加盟国は、最終販売業者がリユース義務を共同で履行するためにプールを形成することを認めることができる。これは、例えば人口密集地域や遠隔地において、最大 5 社の最終販売業者がリユース義務を共有できることを意味する (第 29 条第 12 項)。

○年間生産量が 1,000kg 以下の零細企業である全ての最終販売業者。加盟国で年間流通する包装のうち、一定量を超えるものは完全に除外される (第 29 条(13))。

○加盟国は、第 29 条(14)に基づき、欧州委員会ガイダンス文書ポイント 25 に規定されている一定の条件下で、最終販売業者に対して追加の除外措置を設けることができる。

加盟国において全ての除外措置及び柔軟性が完全に適用される場合、飲料のリユース目標を達成するため必要な最終販売業者の数は制限される。これらの最終販売業者は、目標達成において高い柔軟性を享受することができ、各国の状況が考慮されるようになる。

15) 飲料のリユース目標は 2030 年から適用され、10%目標への適用に必要な調整を行うための時間が確保されている。欧州委員会は、得られた経験を踏まえ、2034 年にリユース目標を見直す。欧州委員会は、どのような状況下で、特定の包装形態又は経済事業者をリユース目標から除外する権限を行使するのか？

本規則は、欧州委員会に対し、第 29 条に規定する輸送用包装、集合包装、及び飲料に関する調和されたリユース目標を補完する委任法を採択する権限を与えている。このような委任法は、厳格な法的条件の下で、かつ最新の科学的及び経済的發展を考慮する必要がある場合にのみ採択できる。

委任法を採択する権限は、特定の経済的制約に直面している事業者、又は、より良い規制ガイドライン（より良い規制：ガイドラインとツールボックス）に規定される適切な影響評価に基づき、衛生及び食品安全上の問題、あるいは環境上の問題によりリユース目標の達成が阻害される特定の包装形態を免除するためにのみ使用できる。

XIV. プラスチック製レジ袋

1) 生分解性廃棄物袋は軽量プラスチック製レジ袋と見なされるか？

いいえ。第 3 条第 1 項ポイント(1)の「包装」の定義、及び第 3 条第 1 項ポイント(55)の「プラスチック製レジ袋」の定義に該当するのは、販売用袋（即ちレジ袋）のみである。

ゴミ袋やドギーバッグは製品であり、包装ではないため、PPWR の対象外である。

2) 加盟国は、超軽量プラスチック製レジ袋を全面的に禁止できるか？

衛生上の目的で必要とされる、又は食品ロス防止のためにバラ売りの食品の販売包装として提供される超軽量プラスチック製レジ袋は、PPWR 第 25 条の対象外である。しかしながら、加盟国は、第 34 条(1)に基づく軽量プラスチック製レジ袋の持続可能な削減目標を達成するために、これらのレジ袋を禁止することを決定できる。但し、第 34 条(2)は、加盟国に対し、レジ袋の製造、リサイクル、廃棄の際の環境影響、及びその用途を考慮することを求めている。いかなる禁止措置（市場制限）も、比例的かつ非差別的でなければならない。加

盟国は、EU 全体又は各国の禁止措置の対象外となっているものも含め、全ての超軽量プラスチック製レジ袋の消費量について欧州委員会に報告しなければならない。

3) PPWR における堆肥化可能なプラスチック製レジ袋の要件は何か？

生分解性袋は、非常に軽量のプラスチック製レジ袋であり、衛生上の理由又は食品廃棄を防ぐためのばら売りの食品に必要な場合、附属書 V 第 25 条第 6 項に基づく一般的な包装禁止の対象外となる。

極めて軽量又は軽量のプラスチック製レジ袋の使用は、第 25 条及び附属書 V では禁止されていないが、第 34 条(2)に基づき採択される国内禁止措置やその他の販売制限の対象となる可能性がある。加盟国はまた、EU 又は国内レベルで禁止されていない極めて軽量のプラスチック製レジ袋又は軽量のプラスチック製レジ袋について、第 9 条(2)(a)に定める条件の下で、堆肥化可能であることを決定できる。

XV. 包装の適合性評価

1) 企業は、PPWR で義務付けられている適合性評価手続きをいつから実施しなければならないのか？

原則として、本規則は 2026 年 8 月 12 日から適用される（第 71 条）。但し、特定の重要な規定は、そこに明記された日付からのみ適用される。いくつかのケースでは、義務の発効は、必要な施行法又は委任法の採択後、一定期間の経過と関連付けられている。これにより、利害関係者及び加盟国は、適応するための十分な時間を確保できる。関連規定において適用開始日が明示されていない場合、一般適用日が適用され、企業は 2026 年 8 月 12 日までに適合性評価手続きを実施しなければならない。

2) 附属書 VII では包装の「タイプ」について言及されている。この表現は、附属書 II の表 1 における「タイプ」と同じ意味か？

附属書 VII における適合性評価手続きに関する「タイプ」は、附属書 II における包装タイプとは異なる。附属書 VII では、リサイクル性評価に使用される包装材料ではなく、各包装形態又は各包装バッチ／シリーズについて言及している。

3) 附属書 VIII における「包装の固有識別」とは何を意味するのか？ 通常の製品トレーサビリティで十分か？

本規則は「包装の固有識別」を定義していない。附属書 VIII に記載されているこの文言は、包装自体を種類、ロット番号、又はシリアル番号で識別する必要があることを意味する。

4) 包装又は包装製品について、単一の適合宣言を作成すれば十分か？ それとも、必要な全ての適合宣言を 1 つの文書としてまとめたドシエを作成する必要があるのか？

包装製品が、食品と接触することを意図したプラスチック材料及び成形品に関する規則 (EU) 10/2011 第 15 条、又は食品接触材料に関する規則 (EC) No 1935/2004 第 16 条など、EU 適合宣言を必要とする複数の EU 法令の適用を受ける場合、全ての EU 法規について単一の EU 適合宣言を作成できる。この宣言書には、関連する EU 法規とその公表番号を記載する必要がある。また、関連する個々の EU 適合宣言をまとめたドシエで構成することも可能である。

従って、製造業者には裁量の余地がある。単一の適合宣言を作成する必要性を評価する際、単一の適合宣言を作成する場合は、包装と包装された製品を明確に区別する必要がある。製造業者は、単一の適合宣言を複数の適合宣言を含むドシエとして提出するか、単一の文書として提出するかを決定できる。単一の文書として提出する場合でも、包装された製品と包装の適合性評価は別々に実施し、提出する必要がある。

5) 適合性評価は、ボトル、キャップ、ラベルなどの包装の各部分ごとに作成する必要があるか、それとも包装ユニット全体に対して作成する必要があるか？

適合性評価は包装ユニット全体に対して実施し、適合宣言を作成する必要がある。評価には、全ての統合された構成要素と個別の構成要素を含める必要がある。

6) リサイクル性に関する第 6 条及び第再生材含有率に関する第 7 条に規定されている除外規定については、適合性評価手順が必要か？

リサイクル性に関する第 6 条及び再生材含有率に関する第 7 条に規定されている除外規定への準拠は、確かに必要である。評価され、附属書 VII に記載されている技術文書の一部として含まれるものとする。

7) 第 15 条(5)の「型式、ロット番号、シリアル番号、又はその他の要素」という文言は、製造業者がこれらのいずれか一つだけを表示することを選択できることを示唆している。では、どれを選択すればよいか？

この文言は、当該包装を識別できる型式、ロット番号、シリアル番号、又はその他の要素を意味するものと解釈されるべきである。製造業者はこれらの中から自由に選択できる。

8) 製造業者は、自社の包装が最終的に流通する可能性のある各加盟国の所管の官庁に連絡する義務を負うのか？

製造業者には第 15 条(8)、販売業者には第 19 条(5)において、包装又は包装済み製品を市場に出した国において法令違反の疑いがある場合、当局に通知する同様の義務がある。製造業者の義務は、包装又は包装済み製品を初めて市場に出した国又は複数の国の所管の官庁に通知することである。

製造業者がある加盟国から別の加盟国にある販売業者の倉庫に製品を納入し、販売業者がその倉庫から複数の国内市場に製品を供給している場合、販売業者はそれぞれの加盟国の所管の官庁に通知する義務を負う。

9) 規則又は関連規定の適用日前に市場に出された包装は、引き続き市場に出回ることができるか？

一般的に、2026 年 8 月 12 日以前、又は特定の規定の適用日以前に合法的に市場に出された包装は、適合化、回収、又はリコールを行うことなく、市場に出回ったままにできる。但し、リユース可能な包装については、この規則の例外として、2025 年 2 月 11 日が期限となる (PPWR 第 15 条第 9 項)。即ち、この日以前に市場に出された包装は、適合化、回収、又はリコールを行うことなく、市場に出回ったままにできる。

10) EU の調和規格との関連において、適合性の推定はどのように解釈されるべきか？

PPWD は、包装を市場に出すための要件 (必須要件) をいくつか定めている。これらは、PPWR における持続可能性要件の前身と見なすことができる。PPWD の下で、包装が欧州連合官報に掲載された調和規格に適合している場合、これらの必須要件への適合が推定されていた (25)。

PPWR の下では、既存の整合規格はガイダンスとしてのみ使用できる (リサイタル 58 参照)。即ち、これらの規格に基づく適合性の推定はもはや認められない。但し、PPWD の包装最小化に関する必須要件については、第 70 条第 1 項(b)に規定されており、これは 2029 年末まで適用される。即ち、関連する整合規格は、その日まで適合性の推定に使用できる。

欧州委員会は、混乱を避けるため、PPWR の適用開始前に、旧整合規格のリストを廃止するための正式な措置を検討する (26)。

PPWR を補完する新規又は改訂された整合規格に基づく適合性の推定は、関連する整合規格を列挙した欧州委員会の決定が欧州連合官報に掲載された日から再び可能になる。この参照情報の掲載により、適合性の推定はその日から適用可能となる。

11) 同一の材料で作られた包装であっても、サイズが異なる場合、全てのサイズについて適合宣言を作成する必要があるのか、それとも全てのサイズに対して1つの宣言で十分か？

附属書 VII によれば、製造業者は包装の種類ごとに書面による適合宣言を作成しなければならない。適合宣言には、それが作成された包装の種類を明記する必要がある。文書は、第5条から第12条に規定されている持続可能性要件に対する包装の適合性を評価できるものでなければならない。技術文書には、適用される要件を明記し、評価に関連する範囲で、包装の設計、製造、使用、及び運用について記載する必要がある。例えば、最小化要件の評価は包装された製品に依存するが、再生材含有率の評価は包装の重量に依存する可能性がある。

従って、適合宣言は、適用される要件及び包装された製品に関して、包装が同一の特性を有するレベルで作成されるべきである。そのため、製品が異なる場合、製造業者は市場に回る全ての包装に対し単一の適合宣言を作成すべきではない。

具体的には、ボトルが、サイズが異なり、内容物が同一で、サイズの違いが第5条から第12条のいずれの要件にも適合しない場合、製造業者はボトルごとに単一の適合宣言を作成できる。

製造業者は、包装の量産が規則に適合していることを保証しなければならない。包装のデザインや特性の変更、或いは適合宣言又は検証の基準となる整合規格やその他のルールの変更が再評価を必要とするかどうかを検討する必要がある。

12) 輸送用包装も適合性評価と適合宣言書が必要か？

輸送用包装にも除外はない。実際、パレット、パレットカラー、包装、ストラップなど、全く異なる種類の包装は、それぞれ個別の評価を受け、個別の適合宣言を取得する必要がある。

13) 製造業者が行ったリサイクル性評価が正しいかどうかは誰が監視するか？

製造業者は、リサイクル性能等級評価を実施する義務がある。この評価結果は、包装が市場に出回る前に技術文書に記載されなければならない。市場監視当局は、各国の計画に基づいて検査を実施し、第 68 条に従って国レベルで定められた罰則を適用する必要がある。

14) PPWR に準拠しているものの、国内要件を満たしていない包装を市場に出回らせた場合、事業者は罰金を科されるのか？

この質問に答えるには、以下の 2 点を区別する必要がある：

- 1) 第 4 条(3)に基づき採択された追加の国内要件、及び、
- 2) PPWR の特定の条項で明示的に認められている追加の国内要件。

1)の場合、罰金は事業者に対する抑止効果があり、市場障壁となる可能性があるため、認められない。2)の場合、本規則が加盟国に規則を超える措置を講じる権限を明示的に与えているため、罰金は認められる。但し、そうした国内罰金は、条約の一般原則、特に比例原則を遵守しなければならず、その証明は加盟国が行う必要がある。この証拠は TRIS 通知時に提出する必要がある。

XVI. 廃棄物削減

1) 包装廃棄物削減目標はどのように実施されるか？

包装廃棄物削減目標の実施は、各加盟国の責任である。加盟国は、目標を達成し、第 43 条に定められた目標を達成するために必要な廃棄物削減措置を実施する責任を負う。本規則では、リユース目標の設定、ティックアウト部門における詰め替え・リユース義務、包装禁止、空きスペース基準を含む包装要件の最小化など、いくつかの包装廃棄物削減措置を調和させているが、これらの調和された措置の一部を実施すること、及び第 43 条(1)に定められた目標を達成するために必要な追加的な国内廃棄物削減措置を定めることは、加盟国の責任である。

EU の調和措置に加えて適用される国内措置には、第 43 条(5)に概説されているように、経済的インセンティブ、拡大生産者責任 (EPR) 制度、及び啓発キャンペーンなどが含まれるが、これらに限定されない。これらの措置には、経済事業者に対する追加的な義務、例えば、より高い又は追加のリユース目標が含まれる場合もあるが、その条件は、欧州委員会のガイダンス文書にも記載されるとおり、第 29 条第 15 項及び第 16 項に規定されている。第 43 条第 5 項に基づき、国内の施行措置は比例的かつ非差別的でなければならず、貿易障壁や

競争の歪みを回避するように設計されなければならない。また、包装廃棄物削減の目標達成のために、リサイクル性などの他の持続可能性要件を満たさない軽量包装への移行を招いてはならない。

2) 加盟国が廃棄物削減目標を達成できなかった場合はどうなるか？

各加盟国は、2018年に発生し、決定 2005/270/EC に従って欧州委員会に報告された一人当たりの包装廃棄物発生量と比較し、2030年までに少なくとも5%、2035年までに10%、2040年までに15%、一人当たりの包装廃棄物発生量を削減しなければならない。欧州委員会は、加盟国から報告された包装廃棄物発生量に関するデータに基づいて、これらの目標の実施状況を監視する。加盟国が目標を達成できなかった場合、欧州委員会による適切な執行措置が講じられる可能性がある。

3) 廃棄物削減目標は、加盟国で発生する全ての包装廃棄物を対象とするのか、それとも家庭用包装廃棄物のみを対象とするか？

PPWR は、産業、その他の製造業、小売業又は流通業、オフィス、サービス業、家庭など、あらゆる発生源を問わず、全ての包装及び全ての包装廃棄物に適用される。発生した包装廃棄物の計算に関する規定（第 53 条第 2 項参照）は、加盟国の領域内で発生した全ての包装廃棄物を対象としている。従って、加盟国が欧州委員会に報告する包装廃棄物発生に関する統計データは、加盟国の領域内で発生した全ての包装廃棄物を網羅している。

第 43 条の実施方法及び同条項で定められた廃棄物削減目標を達成するためにどのような措置を講じるかは、加盟国の判断に委ねられている。加盟国は、特定の種類の廃棄物を国の廃棄物削減目標から除外し、家庭包装廃棄物のみを焦点を当てることで目標達成に十分であると判断した場合、そうすることができる。加盟国は、家庭包装廃棄物の管理と産業・商業包装廃棄物の管理について、それぞれ確立された別々の制度を維持することができる（第 43 条第 3 項）。

4) 加盟国は、廃棄物削減目標達成のために導入しようとする国内規則を、TRIS を通じて通知する義務を負うのか？

指令(EU) 2015/1535 (27) は、加盟国に対し、製品（及び情報社会サービス）に関する全ての技術規則案を、国内法として採択する前に欧州委員会に通知する義務を課している。

「技術規則」という用語は、広義に解釈されるべきである。これは、加盟国が定める情報社

会サービスに関する技術仕様、その他の要件又は規則を意味し、製品の販売又は使用、サービスの提供、又はサービス事業者の設立に関して、法律上又は事実上、遵守が義務付けられているものである。また、製品の製造、輸入、販売又は使用、或いはサービスの提供又は使用、又はサービスプロバイダーとしての設立を禁止する規則又は行政規定も含まれる。従って、技術規則である全ての新たな施行措置案は、技術規則情報システム (TRIS) (28) に通知されなければならない。加盟国は、規則に準拠している既存の国内措置について、TRIS 通知手続きに基づき再通知する必要はない。

加盟国による通知は、草案段階、即ち、大幅な修正が可能な準備段階で行われる (指令 (EU) 2015/1535 第 1 条(1)g)。

通知されなかった国内技術規則は、国内裁判所により個人に対して適用されないと宣言されることがある (29)。

5) 加盟国は、包装廃棄物削減目標を達成するために採択した国内措置が、「包装廃棄物削減の目標達成のために、より軽量の包装の使用への移行につながる」ことがなく、かつ、そのような措置が「発生するプラスチック包装廃棄物の量を削減する」ことを確保する義務を負う。

この義務は加盟国に課せられており、加盟国は、PPWR 第 42 条(2)に基づき採択した廃棄物防止プログラム及び TRIS 通知手続きにおいて、この結果をどのように達成しているかを報告しなければならない。欧州委員会は一般的な監視権限を有し、加盟国に対し追加的なガイダンスを提供することで支援を行うこともできる。但し、欧州委員会は本規定の実施に関するガイダンスを提供する具体的な権限を有していない。

XVII. 拡大生産者責任

1) 小規模事業者は拡大生産者責任 (EPR) 義務から免除されるか？

PPWR (包装廃棄物規則) 又は指令 2008/98/EC (廃棄物枠組み指令 (WFD)) において、小規模事業者に対する EPR 義務の一般的な除外規定はない。全ての生産者は、加盟国の領域内で初めて流通させる包装材の廃棄物管理に責任を負う。これには、第 44 条に従って当該加盟国の生産者登録簿に登録し、報告を行うことが含まれる。

小規模生産者の事務負担を最小限に抑えるため、PPWR は、加盟国の市場で年間 10 トン未満の包装を流通させる生産者に対して、報告義務を軽減している。更に、加盟国及び生産者責任団体 (PRO) は、生産者の出身地や規模に係らず、生産者を平等に扱うことを保証した

ければならず、小規模生産者に不均衡な負担を課してはならない。

加盟国は、PPWR の適用後も、WFD に定められたとおり、小規模生産者に対する管理手数料の軽減措置を引き続き適用する権利を有す。WFD は、適切な廃棄物管理と拡大生産者責任制度の経済的実現可能性を確保する必要性に基づき、加盟国が以下の措置を講じることができることを定めている：

●EU の法令に基づき設定された廃棄物管理目標及び目的を達成するために設立された拡大生産者責任制度の場合、製品生産者は必要な費用の少なくとも 80%を負担する。

●2018 年 7 月 4 日以降に、加盟国の法令のみで設定された廃棄物管理目標及び目的を達成するために設立された拡大生産者責任制度の場合、製品生産者は必要な費用の少なくとも 80%を負担する。

●2018 年 7 月 4 日より前に、加盟国の法令のみで設定された廃棄物管理目標及び目的を達成するために設立された拡大生産者責任制度の場合、製品生産者は必要な費用の少なくとも 50%を負担する。

●残りの費用は、廃棄物の発生元又は流通業者が負担することを条件とする。この外害規定は、2018 年 7 月 4 日以前に設立された拡大生産者責任制度に基づく製品の生産者が負担する費用の割合を下げるために使用できない。

PPWR では、生産者は、状況や包装が輸送用、販売用、グループ包装、一次包装、サービス包装のいずれであるかに応じて、包装の製造業者、輸入業者、又は流通業者のいずれかであると規定している。製造業者が零細企業であり、かつ包装の製造業者でもある場合、包装材料の供給業者が同一加盟国に所在する場合には、EPR 要件から除外される。

2) PPWR は、各国の EPR 制度をどの程度調和させているのか？

PPWR は、複数の加盟国で包装又は包装済み製品を販売する事業者の事務負担を軽減するため、特定の EPR に関する行政上の義務を調和させている。これらの要件は、登録、報告期限と頻度、及び報告が必要なデータの詳細度に関するものである。

PPWR は、加盟国における生産者の定義についても統一している。企業が EPR 義務を負うかどうかは、包装の種類と販売方法によって決まる。生産者の定義の適用方法に関する詳細は、本書の第 II 項を参照されたい。

最後に、PPWR は **EPR** 料金の環境調整基準についても統一している。環境調整は、第 6 条に定められたリサイクル性能等級に基づく。加盟国は、自国の **EPR** 制度において環境調整の枠組みを適用する際、リユース性や再生材含有率などの追加基準を用いることが認められる。

その他の分野においては、加盟国は引き続き、各国の状況及び法的枠組みに応じて **EPR** 制度及び廃棄物管理を柔軟に構築できる。

3) 生産者が生産者登録簿に報告しなければならない最初の暦年はいつか？

全ての加盟国は、生産者が登録し報告しなければならない生産者登録簿を設置しなければならない。2026 年 2 月までに、欧州委員会は、**EPR** 登録簿への登録及び報告の様式を定める施行法を採択する (PPWR 第 44 条(14))。加盟国は、当該法の採択後 18 か月以内に登録簿を設置する (PPWR 第 44 条(1))。

生産者は、前暦年ごとに 6 月までに報告を行う必要があり、従って、生産者は 2029 年 6 月 1 日までに、新たな統一したルールに従って初めて各国の **EPR** 登録簿に報告しなければならない。

4) オンラインプラットフォームが販売者に代わって実施できる活動の範囲はどのようなものか？

生産者からの書面による委任に基づき、オンラインプラットフォームは、包装又は包装済み製品が消費者に直接販売される各加盟国において、**EPR** 料金の支払いを代行することができる (PPWR 第 45 条(4))。但し、**EPR** 登録及び報告の責任は、生産者、又はその **PRO** 若しくは公認代理人のみにある。オンラインプラットフォームは、制作者が当該プラットフォームを公認代理人として指定しない限り、制作者に代わってこれらの義務を履行できない。

5) オンラインプラットフォームは、プラットフォームの利用を許可する前に、全ての生産者を審査する必要があるか？

EPR 義務に関するフリーライドを防止するため、またデジタルサービス法 (DSA) (30) の義務に沿って、PPWR は、消費者が生産者と遠隔契約を締結できるオンラインプラットフォームは、消費者が居住する加盟国の **EPR** 登録簿に登録されていること、及び包装に関する **EPR** 義務を履行していることを証明する自己証明書を生産者から取得しなければならないと規定している

オンラインプラットフォームは、生産者がプラットフォームのサービスを利用できるようにする前に、この情報を取得しなければならないオンラインプラットフォームは、無料で利用可能なオンラインデータベースやオンラインインターフェースを使用又は検証することにより、提供された情報が、信頼性があり完全であるかどうかを評価するため最大限の努力を払わなければならない（PPWR 第 45 条(6)）。これには、生産者に対し裏付けとなる書類の提出を求めることも含まれる（PPWR 第 45 条(8)）。最大限の努力を払うということは、通常、生産者から提供された情報を生産者登録簿のデータと照合することを必要とする。

XVIII.回収・リユースシステム

1) 再生材への優先アクセスは、実際にはどのように機能するのか？

回収システム及びリサイクル施設は、再生材の固有の品質が維持されるか、又は再生材が更にリサイクルされ、量、品質、機能の損失を最小限に抑えつつ、同様の用途で同様の方法でリユースできるような方法で再生材が回収される場合、再生材への優先アクセスを提供することができる（PPWR 第 48 条第 2 項）。

この規定の目的は、経済事業者が PPWR に基づくプラスチック包装材の再生材含有率要件を遵守できるよう支援することである。従って、加盟国はプラスチック包装に関してこのようなシステムを構築することができる。

こうしたシステムが設置された場合、再生プラスチック材への優先アクセスは市場価格で付与されるべきである。優先アクセスが付与される再生材の量は、経済事業者が特定の期間内に加盟国の領域内で供給した包装の量に相当するものでなければならない。こうした優先アクセスシステムを設置することを決定した加盟国は、これらの条件が遵守され、監視されることを確保し、TRIS を通じて当該システムを通知しなければならない。

2) 包装の分別収集とはどういう意味か？

WFD では、分別収集は「廃棄物を種類と性質ごとに分け、特定の処理を容易にするための収集」と規定されている。加盟国は、廃棄物階層に従って包装廃棄物の分別収集を実施し、リユースと高品質リサイクルのための準備を容易にするためのシステムとインフラを整備しなければならない。より一般的には、加盟国は包装材の収集が第 52 条に定められたリサイクル目標を達成するのに十分であることを確保し、そのために義務的な収集目標を設定しなければならない。

分別収集の要件は様々である。例えば、第 50 条に規定されているプラスチック製及びアルミニウム製のシングルユース飲料容器の分別収集は、デポジット返還制度による収集を指す。

第 50 条(1)に基づく分別収集義務を遵守するため、また「規模に応じた」方法を確立するために、分別収集に関する計算及び報告要件は、第 56 条(7)に基づき 2027 年 2 月 12 日までに採択される施行法において規定される。

3) 複合包装はリサイクル目標の計算においてどのように考慮されるか？

第 53 条(3)によれば、加盟国は、包装単位に含まれる全ての材料に基づいて、複合包装のリサイクル目標を計算しなければならない。第 53 条(4)によれば、加盟国は、特定の材料が包装単位のごく僅かな部分を占める場合、かつ包装単位の総質量の 5%を超えない場合、この要件から除外することができる。5%の閾値は、包装単位の総質量に適用される。

4) 「鉄金属」、「鉄金属（ブリキを含む）」、「鋼」という用語はすべて「鉄金属（ブリキを含む）」と同義か？

PPWR において「鉄金属（ブリキを含む）」という用語は、加盟国によるリユース可能な包装に関する報告の文脈でのみ使用されている。また、附属書 II 表 1 において、DfR 基準が設定される材料及び形態に関して言及されている。

整合性を保つため、附属書 XII の表 3 における「鋼」という用語、及び第 52 条(1)(b)及び(d)ならびに附属書 XII の表 1 で使用されている「鉄金属」という用語には、ブリキも含まれる。

XIX. デポジット返還システム

1) デポジット返還システム (DRS) の設置義務の免除は、2 種類の飲料包装にそれぞれ個別に適用されるか？

シングルユースプラスチック飲料ボトルと金属製飲料容器の 90%分別回収目標は、2029 年 1 月 1 日までに適用される 2 つの別々の回収目標である。従って、DRS への参加義務の免除は、それぞれの形態ごとに個別に取得する必要がある。

第 50 条(5)は、PPWR の適用範囲内で 2026 年までにシングルユースプラスチック飲料ボトル又は金属製飲料容器の 80%以上を回収する加盟国は、デポジット返還システム (DRS)

の設置義務を免除される可能性がある」と定めている。加盟国は、免除申請を欧州委員会に通知する際に、DRS を設置せずに 2029 年までに 90%の分別回収目標を達成するための具体的な措置を示す必要がある。

2) 加盟国は、DRS に関して追加の国内要件を定めることができるか？

PPWR 第 50 条(9)に基づき、加盟国は、EU の機能に関する条約を遵守し、PPWR に従って行動することを条件として、第 50 条及び附属書 X に規定された最低要件を超える DRS に関する規定を採択できる。

例えば、加盟国はシングルユースガラス製飲料ボトル及び飲料カートンに対する DRS の設立又は維持を奨励されており、第 50 条(4)に基づき DRS の対象とならない飲料（ワイン、蒸留酒、乳製品など）やその他の製品も対象に含めることができる。但し、加盟国はこうした規則が域内市場に及ぼす影響に留意し、欧州委員会通達「飲料包装、デポジット制度及び物品の自由移動」（2009/C 107/01）の勧告を考慮に入れなければならない。加盟国は、リユース可能な包装、特にリユース可能なガラス製飲料ボトルに対する DRS を奨励すべきである。

加盟国は、包装の回収がエンドユーザーにとって便利なものとなるよう確保しなければならず、本規則の目的達成、回収された包装廃棄物の純度向上、及びごみの削減を確実にするため、追加の最低要件を定めることができる（PPWR 第 50 条(9)）。

3) 附属書 X における「越境ビジネス」とは何を意味するのか？

附属書 X では、越境ビジネスが盛んな地域を有する加盟国に対し、指定された回収地点において他加盟国の DRS から包装を回収できる仕組みを DRS に設けること、及び包装購入時にエンドユーザーに課せられたデポジットの返還を可能にするよう努めることを求めている。

加盟国は、附属書 X の最低要件を遵守する際に、この要件が適用されるかどうかを評価する必要がある。最低要件は 2025 年 2 月 11 日以降に設立された DRS に適用される一方、既存の DRS については、2029 年 1 月 1 日までに 90%の分別回収目標が達成されない場合に限り、2035 年 1 月 1 日から要件を適用しなければならない（PPWR 第 50 条第 11 項）。DRS を設立する加盟国が増加していることを踏まえると、飲料包装の分別回収を確実にするためには、DRS 間の越境協力の必要性が高まることが予想される。欧州委員会は、加盟国と協力して、異なる加盟国間の DRS の相互運用性を強化するため、2038 年までにこう

した措置の適正規範を評価しなければならない（PPWR 第 50 条第 11 項）。

4) 全ての DRS は非営利でなければならないのか？

2025 年 2 月 11 日以降に設立されたプラスチック製及び金属製のシングルユース飲料ボトル用 DRS は、附属書 X ポイント f に規定されている最低基準に従い、非営利でなければならない。

2025 年 2 月 11 日より前に設立された DRS は、加盟国が初回審査時又は遅くとも 2029 年 1 月 1 日までに 90% の分別回収目標を達成しない場合に限り、2035 年 1 月 1 日までに非営利となることが求められる（PPWR 第 50 条第 11 項）。

5) 牛乳、ワイン、蒸留酒の包装も 90% の分別回収目標の対象外となるのか？

第 50 条(4)によれば、シングルユースプラスチック製飲料ボトル、牛乳及び乳製品、ワイン又はワインに類似する製品、及び蒸留酒が入った金属容器は、DRS への参加義務から免除される。但し、これらの製品は、第 50 条(1)に基づく個別回収目標の計算には含めなければならない。更に、加盟国は、これらの製品の包装を DRS に含めるかどうかについて、裁量権を有する。